



第76回 定時総代会議案書

2023年7月4日

会議の目的事項

報告事項

ページ

1. 2022年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、基金等変動計算書、
連結貸借対照表、連結損益計算書および連結基金等変動計算書報告の件 … (1)
2. 評議員会に対する諮問事項およびニッセイ懇話会開催結果報告の件 …… (73)

決議事項

- 第1号議案 2022年度剰余金処分案承認の件 …… (74)
- 第2号議案 2022年度決算に基づく社員配当金割当の件 …… (75)
- 第3号議案 評議員選任の件 …… (95)
- 第4号議案 総代候補者選考委員選任の件 …… (96)
- 第5号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）16名選任の件 …… (97)
- 第6号議案 監査等委員である取締役1名選任の件 …… (110)

(ご参考)

- コーポレートガバナンス基本方針 …… (113)

以上

1. 2022年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、基金等変動計算書、連結貸借対照表、連結損益計算書および連結基金等変動計算書報告の件

2022年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告書

1. 保険会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果等

① 総括

当年度の日本経済は、資源高や円安に伴う輸入物価上昇を主因として、消費者物価が約40年ぶりの高い伸びとなりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と経済活動の両立が進む中、外食・旅行等のサービス消費を中心に個人消費の持ち直しが続きました。また、長期金利（10年物国債金利）は、0.0～0.5%程度で推移しました。

このような環境の中、当社は、中期経営計画「Going Beyond—超えて、その先へ—」（2021—2023）のもと、「人・サービス・デジタルでお客様と社会の未来を支え続ける」日本生命グループに成るべく、全社を挙げて取り組んでまいりました。また、お客様本位の業務運営とサステナビリティ経営を事業の根幹とし、お客様から一層の信頼をいただくための取組や社会的役割のさらなる発揮に向けた取組を推進してまいりました。

当年度においては、新型コロナウイルス感染症が蔓延する中、感染拡大防止と事業の発展に取り組んでまいりました。また、生命保険会社としての社会的使命を全うすべく、当感染症の影響を受けられたお客様の状況やお気持ちに寄り添えるよう、さまざまな対応も進めてまいりました。

業績については、金融機関窓販ならびに営業職員チャネルにおける一時払商品の販売量増加を主因として、保険料等収入は4兆6479億円（前年度比+7.9%）と増加しました。基礎利益^(注1)は、新型コロナウイルス感染症に係る給付金の支払いの増加や内外金利差の拡大に伴うヘッジコストの増加等により、4988億円（前年度比△35.7%）と減少しました。

自己資本^(注2)については、諸準備金等の積み増しや劣後債務の調達等により、7兆9173億円（前年度末比+1131億円）と増加しました。

ご契約者配当（個人保険・個人年金保険）について、新型コロナウイルス感染症に係る給付金の支払増加により危険差益は大幅に減少し、運用収支等の利回りは低下したものの、安定配当の観点から、危険差益配当と利差益配当はともに据置きとする予定です。

連結保険料等収入は、当社単体や大樹生命、ニッセイ・ウェルス生命の増収を主因として、6兆3735億円（前年度比+18.3%）と増加しました。また、グループ基礎利益^(注3)は、当社単体や大樹生命、ニッセイ・ウェルス生命の減益を主因として、4794億円（前年度比△43.7%）と減少しました。

[新型コロナウイルス感染症への対応]

新型コロナウイルス感染症が蔓延する中、2020年4月より当感染症を原因として医療機関の事情により自宅等で治療を受けられた際に、約款上の定義には該当しないものの「入院」と同等に取り扱う等、保険金・給付金の支払対象を拡大してまいりました。

また、2022年7月以降、新型コロナウイルス感染症の感染者数が急激に増加したことに伴い、給付金請求が大幅に増加し、お支払いが遅延したことにより、お客様へご迷惑をおかけしました。こうした中、担当者のさらなる増員や自動処理率の向上等、支払体制を強化し、状況の改善に努めてまいりました。

2022年9月より、新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲が全国一律で重症化リスクの高い方に限定されたこと等の状況変化に合わせ、入院給付金等の支払対象を見直しております^(注4)。

② 当社の当年度の概況

[個人保険]

(営業職員チャネル)

2022年4月に「新3大疾病保障保険“3大疾病 3充マル”」を発売し、お客様の幅広いニーズにより一層お応えするとともに、当年度を「販売改革元年」と位置付け、営業職員のコンサルティング力の向上と組織の拡充に向け、営業職員チャネルの高度化に注力してまいりました。しかしながら、2022年4月に個人保険・個人年金保険の一部商品の予定利率を引き下げたこと等により、新契約年換算保険料、新契約件数、新契約高（保障額等）は、いずれも減少しました。また、新型コロナウイルス感染症は、職域活動の制限等、営業

職員の販売活動に影響を及ぼしており、業績回復は道半ばの状況にあります。さらに、当感染症の長期化により、営業職員の育成を計画通り進められていないことに加え、厳しい採用環境も重なり、営業職員の在籍数は、48768名（前年度末比△3491名）と減少しました。

（金融機関窓販チャネル）

個々金融機関の状況に応じ、商品研修やセミナーを実施するとともに、オンラインサポートの対象支店を拡大する等、取組を強化してまいりました。新契約年換算保険料は、海外金利の上昇による外貨建商品の販売量の増加等により、増加しました。

（代理店チャネル）

個々代理店の特性に応じた各種研修や委託登録の推進に加え、当社子会社であるはなさく生命の商品拡販に向けたサポート強化に注力してまいりました。新契約年換算保険料は、複数のチャネルでの協業を通じた経営者向け保険の販売量は増加したものの、2022年4月に個人保険・個人年金保険の一部商品の予定利率を引き下げたこと等により、減少しました。

以上の結果、新契約業績については、年換算保険料は2354億円（前年度比△14.0%）、件数は411万件（同△8.3%）、契約高は5兆7127億円（同△30.4%）といずれも減少しました。また、ご加入から1年経過後の「継続率」^(注5)は前年度と同水準の95.9%となりました。

保有契約については、件数は3498万件（前年度末比+0.8%）と増加しましたが、年換算保険料は3兆7417億円（同△0.8%）、契約高は149兆1647億円（同△2.8%）といずれも減少しました。

【企業保険】

企業・団体等に対する総合窓口として、さまざまな福利厚生ニーズに応じたタイムリーな情報提供や、幅広い商品・サービスを活用したコンサルティングに努めてまいりました。2022年4月に低金利環境においても安定的な資産運用へのニーズにお応えする「ニッセイ一般勘定プラス（確定給付企業年金保険一般勘定特約（2022）」）、2023年1月にデジタル手続きを前提とした、主に中堅企業向けの「新無配当扱特約付団体定期保険“みんなの団体定期保険”」を発売しました。また、既に受託している団体年金保険一般勘定について2023年4月から予定利率を引き下げることに伴い、全てのお客様へ1件ずつ丁寧なご説明と、今後に向けたコンサルティングに取り組んでおります。加えて、多様なニーズにお応えすべく、グループ会社・提携会社との協業にも注力してまいりました。

団体保険の保有契約高は97兆5018億円（前年度末比△0.8%）と減少し、団体年金保険の資産残高は14兆926億円（同+1.4%）と増加しました。

【損害保険】

生命保険・損害保険両面からの保険サービスを提供すべく、あいおいニッセイ同和損害保険の代理店として、自動車保険「タフ・見守るクルマの保険プラス」やニッセイ個人賠償プラン「まるごとマモル」、新たに発売したペット保険「ワンにゃんdeきゅん」等の損害保険のご案内も進めてまいりました。当年度に当社として取り扱った損害保険の収入保険料は2816億円（前年度比+6.2%）と増加しました。これは、豪雨や台風等の頻発を受けた火災保険の料率改定前のニーズを捉えた積極的な販売等によるものです。

【お客様サービス】

対面とオンラインを組み合わせ、営業職員による「ご契約内容確認活動」を継続的に実施するとともに、一定期間接点を持てなかったお客様に対しては、内務職員がフォローを実施する等、営業職員と内務職員一体でサービスを提供してまいりました。

また、ご高齢のお客様については、保険申込手続き時等のご親族への契約内容の説明に加え、当年度より「保険契約者代理制度」を導入^(注6)する等、引き続き丁寧な対応を推進しております。

【資産運用】

世界的なインフレ高進を受けた金融引き締めや地政学リスクの顕在化、欧米の金融不安等を背景に、内外金利・株価・為替は大きく変動する等、不透明な資産運用環境が続いております。

こうした中、当社は、中長期的な収益力の向上に向け、ポートフォリオの変革とE S G投融資の強化を継続しております。

ポートフォリオの変革については、円金利資産の長期化やクレジット資産の積み増し、国際分散投資等、資産運用ポートフォリオ全体のリスク・リターン効率向上に加え、資産運用環境の急速な変化に対応し、より堅固なポートフォリオを構築すべく、保有資産の入れ替え等、機動的に資金配分計画を見直すとともに、フォワードルッキングなリスク管理の継続・強化に取り組んでおります。

ESG投融資については、投融資プロセスにESG要素を組み込むインテグレーションを全ての資産クラスで実施しております。また、テーマ投融資については、1兆7000億円（2017-2023年度）の目標に対し累計投融資実施額は1兆9330億円、内訳である脱炭素ファイナンス枠については、5000億円（2021-2023年度）の目標に対し累計6645億円と、前倒しで達成したことを受け、新たに2030年度までの目標として、テーマ投融資5兆円、脱炭素ファイナンス枠3兆円を設定しております。

また、投資先企業との対話については、企業の発展に寄与・貢献するという考え方のもと、体制を強化しつつ対話と情報開示の質・量の向上を進めてまいりました。投資先企業との課題認識の共有やサポートに継続的に取り組むことで、論点の解消^(注7)が着実に進んでおります。加えて、気候変動や人的資本といった環境・社会に関するテーマについても、対話を強化^(注8)しております。

また、PRI^(注9)やNZAOA^(注10)等の国際的なイニシアティブにも参加し、PRIにおいては当社役員が理事に、NZAOAにおいては当社役員が日本の加盟機関で初めて代表者グループのメンバーに就任しております。こうした活動を通じ、国際的なESGの動向に関する情報収集や主体的な意見発信にも取り組んでおります。

これらの取組を継続的に進める中、利息および配当金等収入は、円安や株式配当金・投資信託分配金の増加等により、1兆7281億円（前年度比+12.4%）と増加し、引き続き順ぎやを確保しました。

【新規事業】

お客様への新たな価値提供を目指し、社会課題解決に資する新たなサービスの提供や新規事業の展開を進めてまいりました。

（ヘルスケア）

企業・団体等に対し、「ニッセイ健康増進コンサルティングサービス“^{ウェルネス}Wellness-^{スター}Star☆”」の積極的な提案に努めており、約330の企業・団体等^(注11)に導入いただいております。また、2020年7月から本格展開している「糖尿病予防プログラム」や2021年8月から提供している「血糖変動チェックプラン」に加え、2022年6月から東京大学と共同研究を開始したメンタルヘルスサービスの開発等を通じ、健康寿命の延伸に向けた取組を進めております。さらに、「Wellness-^{ウェルネス}Star☆」で収集した健診・レセプトデータを活用し、将来の疾病リスクを予測するサービスをニッセイ情報テクノロジー等との協業を通じて開発する等、データ利活用にも取り組んでおります。

（子育て支援）

2020年1月から、当社子会社であるライフケアパートナーズによる企業主導型保育所の空き状況と企業の従業員の保育所利用ニーズを仲介する「子育てみらいコンシェルジュ」の展開を進めており、当サービスは約110の企業、約690の保育所にご利用いただいております。2022年3月からは、「N I S S A Yペンギンプロジェクト」^(注12)を始動しており、子育てしやすい社会に向けた社内外の風土醸成と社会全体で支える仕組み作りに取り組んでおります。

（高齢社会対応）

人生100年時代をサポートすべく、「^{グランエイジ}Gran Ageプロジェクト」を推進しております。当プロジェクトの一環として提供している「^{グランエイジ}Gran Age ^{スター}Star」^(注13)について、2022年4月より利用対象者、2023年3月より対象地域を拡大^(注14)しております。

（イノベーション・少額短期保険等）

「Nippon Life X」^(注15)において、2020年度から社内起業プロジェクトを開始しており、選考を通過したアイデアの事業化に向けた実証実験をしております。また、2021年度に募集した案件についても、事業化に向けて精査しております。さらに、2022年4月にニッセイプラス少額短期保険は営業を開始し、妊産婦向けの保険を発売する等、生命保険と損害保険の両領域において柔軟かつ機動的な商品提供に取り組んでおります。

【デジタル戦略】

2019年度に「日本生命デジタル5カ年計画」を開始し、DX推進を通じた業務・事業変革に取り組む中、デジタル技術を活用したコンサルティング力の向上、新たな商品・サービスやチャネルの開発等の検討を進めるとともに、DX推進に伴うリスクの抑制に向けたガバナンス強化にも取り組んでおります。

【気候変動問題への取組】

気候変動が喫緊の課題である中、社会的責任を果たすべく、温室効果ガス排出量について、当社グループの事業活動領域および当社の資産運用領域の2050年ネットゼロ目標と2030年の中間目標^(注16)を設定しております。資産運用領域における取組（先述の【資産運用】に記載）に加え、当社グループの事業活動領域の排出量の目標達成に向けては、当社敷地外への太陽光発電設備を設置するオフサイトコーポレートPPA^(注17)等、ガソリン・電気・紙の削減を中心に取組を進めております。

【人権を尊重する経営】

あらゆる事業活動において人権尊重の責任を果たすべく、「人権方針」のもと、役員・職員の教育・啓発を進めております。また、「ビジネスパートナーとの協働に関する考え方」のもと、委託先の取組状況について確認する等、人権デューデリジェンスを実施しております。

【人的資本の強化】

当社の持続的成長を支える人材を育成するため、従業員満足度を起点としたエンゲージメント向上に加え、「人材価値向上プロジェクト」のもと、「人材育成：“個”の強化」と「闊達な風土の醸成：組織の強化」の2軸で取り組んでおります。また、より一層、客観的な調査を行い、実効的な改善策を策定すべく、2022年8月から意識実態調査を高度化する等、変化する職員の意識・ニーズを捉え、職員の声を経営・施策にいかす取組も進めております。

（女性活躍推進）

2022年4月時点で23.9%である女性管理職比率の2020年代30%の達成とともに、2022年4月時点で7.1%である女性部長相当職比率の2030年度始10%の達成を目指し、女性のさらなる経営参画と管理職候補層のキャリアサポートの取組を強化しております。

（若手・ベテラン層の活躍推進）

社長や部門の担当役員、社外の経営者と若手職員との意見交換会を定期的実施し、コミュニケーションの活性化や従業員満足度の向上、経営理念の浸透を図っております。また、2021年度より内務職員等の定年年齢を65歳に延長したことを踏まえ、柔軟な勤務体系の整備やキャリア研修の充実を図っております。

（働き方・人材の多様化）

テレワークをはじめとする柔軟で多様な働き方の実現を通じた、より一層働きやすい環境の整備に向けて、Web会議ツール等の各種インフラ整備や職員の働き方変革に向けた意識醸成等に取り組んでおります。また、男性育休について、10年連続で取得率100%を達成しており、男性の育児参画や男女双方の働き方への理解促進を目的に、「男性育休+α」^(注18)にも取り組んでおります。さらに、特例子会社のニッセイ・ニュークリエーションを含めて障がい者の活躍を推進するとともに、LGBTフレンドリーな企業を目指し、理解浸透に向けたセミナーを開催する等、取組を進めております。

（専門人材育成）

IT・グローバル・資産運用等の専門知識・スキルの保有状況を管理するタレントマネジメントシステムを活用し体系的な育成を図っております。このうち、IT人材育成の高度化に向けては、ニッセイ情報テクノロジーと共にグループ一体での育成体系の構築に取り組んでおります。

（営業職員育成）

一人ひとりの成長度合いに応じた丁寧な育成に努めるとともに、初期育成カリキュラムをより実践的な内容に見直す等、引き続き改善に努めております。また、お客様本位の活動のさらなる浸透・定着に向け、販売改革の柱の1つとして、当年度より「ニッセイまごころマイスター認定制度」^(注19)を新設しております。さらに、エンゲージメント向上に向け、2022年7月に発行した「長く安定的に活躍できる職員BOOK」^(注20)を各種研修で活用する等、取組を進めております。

【コーポレートガバナンス】

お客様に対する長期にわたる保障責任を全うするため、不断の取組として、経営の適正性の確保と透明性の向上に資するコーポレートガバナンス体制の継続的な発展に努めてまいりました。変化を捉えた戦略議論および監査・監督機能の強化ならびに変化に応じた迅速・果敢な業務執行の実現を目的に、2022年7月の定時総代会において監査等委員会設置会社へ移行するとともに、社外取締役会議の設置や担当執行役員制の導入等を行いました。これらを受け、戦略の立案・議論に従来以上に社外取締役の知見をいかすべく、取締役会では、付議案件の絞り込み等により審議時間をさらに確保し、充実した審議を行っております。加えて、指名・報酬諮問委員会では、より丁寧に指名・報酬の決定に係るプロセス等を、社外取締役会議では、経営の重要事項を重点的に審議しております。また、2023年1月から3月にかけてのニッセイ懇話会は、全国の支社等の会場とオンラインを組み合わせたハイブリッド形式等にて開催し、幅広いご契約者へ出席いただき、ご意見・ご要望を頂戴しました。

【E R M・リスク管理】

経営計画の策定およびそのP D C AにE R M^(注21)を活用し、健全性の確保を前提としつつ資本効率も意識した経営を行っております。各グループ会社においても、中期的なリスクテイクや資本政策の方針に基づき策定した計画に取り組む等、グループベースのE R M活用の高度化に取り組んでまいりました。

当年度においては、事業環境を踏まえたさまざまなリスクを収支・健全性等への影響度と今後数年間で発生する蓋然性で評価し、経営上特に重要なリスクとして、トップリスクを選定^(注22)しました。これらを踏まえた計画策定等を通じ、経営のさらなる高度化を図っております。

新型コロナウイルス感染症等の感染拡大をはじめ、世界的なインフレ高進を受けた金融引き締めや地政学リスクの顕在化を背景とした不透明な資産運用環境、グループ事業の拡大等、当社の事業環境は大きく変化しております。こうした中、各種リスクが当社ならびにグループ会社への経営に与える影響を適切に評価し、リスク特性に応じたフォワードルッキングなリスク管理を行ってまいりました。

【コンプライアンス】

「コンプライアンス基本方針」のもと、実践計画を策定し、適切な保険募集管理、情報資産保護、ハラスメント防止、反社会的勢力への対応を重点課題として推進してまいりました。また、社会規範等に反し、お客様からの信頼を大きく損なう恐れのあるリスクの洗い出しや、全役員・職員に対するコンプライアンス意識の一層の浸透に努めてまいりました。さらに、グループベースでの推進に向け、各グループ会社に対し、自律的な態勢の整備を求めるとともに、当該整備状況について管理・指導等を実施してまいりました。

【お客様本位の業務運営・サステナビリティ経営】

事業の根幹である「お客様本位の業務運営」の高度化と「サステナビリティ経営」の推進に向け、先述の各種取組を進めてまいりました。

「お客様本位の業務運営」の高度化に向けては、お客様や社会から一層の信頼をいただくため、「お客様本位の業務運営に係る方針」のもと、さまざまなニーズにお応えするための商品・サービスラインアップの充実や、お客様のご意向等に即した適切な情報提供等に取り組んでまいりました。また、各種研修等を通じ、当社および当社子会社の役員・職員に対し、お客様の立場に立って徹底的に考え抜くという理念の一層の浸透に努めてまいりました。加えて、各領域で取組内容と独自のK P Iを設定し、「お客様本位の業務運営委員会」を通じてP D C Aを行っております。さらに、当年度より、営業現場において、支社ごとの課題に対して中期目線で取り組むべく、単年度の目標項目の簡素化や中期取組をより評価する体系に見直す等、販売改革を進めております。こうした取組の結果、当年度の「お客様満足度」^(注23)は91.9%（前年度比+0.5ポイント）と引き続き高い水準を確保しております。

「サステナビリティ経営」の推進に向けては、取組の指針としてサステナビリティ重要課題^(注24)を定めるとともに、S D G s達成についても寄与すべく、「貧困や格差を生まない社会の実現」「世界に誇る健康・長寿社会の構築」「持続可能な地球環境の実現」とS D G s達成を後押しする「E S G投融資」を掲げ、あらゆる企業活動において、安心・安全で持続可能な社会の実現を目指しております。具体的には、先述の気候変動問題や人権尊重に向けた対応、人的資本の強化等に加え、地域・社会の課題解決に資する取組として、各自治体・地方銀行等と連携協定等を締結し、健康増進や地域振興に向けた取組を進めております。また、当年度より、部門ごとにサステナビリティ経営について独自のK P Iを設定し、取組状況等を確認するP D C Aを半期ごとに行っております。さらに、「サステナビリティ委員会」の体制を強化しており、全社取組方針や社外開示の対応方針の策定等を行っております。

③当社グループの当年度の概況

当社は、長期にわたる保障責任を全うし、ご契約者の利益を最大化するためには、多様な事業基盤を構築し、安定した収益を獲得していくことが不可欠と考えており、グループ事業の拡大とグループガバナンスの高度化に努めております。「Going Beyond—超えて、その先へ—」においては、「グループ基礎利益を安定的に6000億円確保」することを目標としております。

[国内保険]

お客様の多様化するニーズに迅速にお応えし、より幅広い保障を提供すべく、当社、大樹生命、ニッセイ・ウェルス生命、はなさく生命等の各社の強みをいかしたグループ一体の商品供給体制を構築しております。

大樹生命では、当年度をお客様本位の活動を確立する1年と位置付け、不祥事案の未然防止に向けた体制の強化や営業活動の質の向上に取り組んでまいりました。基礎利益は、新型コロナウイルス感染症に係る給付金支払の増加および内外金利差の拡大に伴うヘッジコストの増加により、減益となりました。

ニッセイ・ウェルス生命では、金融機関に対する商品研修等のサポート強化とともに、外貨建介護終身保険の改定や採用金融機関拡大を通じた販売促進に努めてまいりました。基礎利益は、標準責任準備金について、2022年4月より外貨建商品も対象となったことに伴い繰入額が増加した結果、減益となりました。なお、財務基盤の強化を目的として、当社は2022年12月に1000億円の増資等の資本注入^(注25)を行いました。

はなさく生命では、代理店の委託登録推進・サポートやオンライン販売等の取組の強化に努めるとともに、より多様なニーズにお応えすべく、2022年10月に引受基準緩和型の収入保障保険を発売しました。基礎利益は、事業拡大に伴う事業費の増加や新型コロナウイルス感染症に係る給付金支払の増加により、減益となりました。

以上の結果、国内保険事業におけるグループ基礎利益は減少しました。

[海外保険]

海外保険事業におけるグループ基礎利益は、オーストラリアのMLCでの保険料改定や事業費削減等の3カ年計画遂行を通じた収支改善や米国日生における利益率の向上および事業費の効率化を主因として、増加しました。

中国の長生人寿では、パートナーの持分譲渡プロセスが長期化する中で、当社は候補先の調査・分析や、パートナーとの協議等を継続しております。インドのリライアンス・ニッポンライフでは、パートナーの法的整理手続きが進行しており、当社は新たなパートナー候補との協議等を継続しております。

なお、インドネシアのセクイスライフは主力のエージェントチャネル等の業績が低迷しており、当社単体では、同社ならびに同社の持株会社であるPTセクイスの株式の減損による損失208億円を特別損失として、連結では、PTセクイスののれん相当額の償却による損失73億円を、その他経常費用として計上しております。

[アセットマネジメント]

多様な資産形成ニーズにお応えすべく、ニッセイアセットマネジメント、インドのニッポンライフ・インディア・アセットマネジメント等において、お客様ニーズに沿った商品ラインアップの拡充や情報提供に取り組んでまいりました。しかしながら、金利上昇を受けた米国のTCWの預かり資産残高の減少や、ニッセイアセットマネジメントにおける人件費・システム費用の増加等により、アセットマネジメント事業におけるグループ基礎利益は、減少しました。

なお、TCWは預かり資産残高の減少の影響等により業績が悪化しており、当社単体では、同社株式を保有する当社子会社株式の減損による損失106億円を特別損失として、連結では、同社ののれん相当額の減損による損失161億円を、その他経常費用として計上しております。

以上の結果、グループ基礎利益は海外保険で増加したものの、国内保険およびアセットマネジメントで減少し、4794億円（前年度比△3720億円）と減少しました。

④「Going Beyond—超えて、その先へ—」（2021—2023）における数量目標の当年度の状況

以上の結果、「Going Beyond—超えて、その先へ—」で掲げる4項目の数量目標について、「お客様数は目標1490万名」^(注26)に対し1480万名、「保有年換算保険料は目標4.55兆円」^(注26)に対し4.59兆円と着実に進捗しております。一方、「グループ基礎利益を安定的に6000億円確保する目標」に対し4794億円と厳しい状況となっており、これに伴い「グループ自己資本は目標9.0兆円」^(注27)に対し8兆4052億円となっております。

⑤今後の経営方針

世界的なインフレ等、不透明感の高い資産運用環境は継続する一方、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴う社会活動の活性化等、当社を取り巻く経営環境は徐々に好転していく兆しがあると想定しております。

2023年度は「Going Beyond－超えて、その先へ－」最終年度として、これまで進めてきた変革をさらなる成果につなげ、成長軌道にのせるべく、取組を推進してまいります。具体的には、お客様数の拡大を通じた生産の早期回復・向上と収益力・健全性の向上に向け、お客様本位の業務運営とサステナビリティ経営の高度化を通じて、グループ成長戦略として掲げる「国内保険市場の深耕」「グループ事業の強化・多角化」「運用力強化・事業費効率化」と、それらを支える「グループ経営基盤の強化」等を一層推進してまいります。

【国内保険市場の深耕】

営業職員チャンネルにおいて、これまで進めてきた取組が実を結ぶことにより、マイナス基調から脱するとともに、全支社・全営業拠点が成長・回復を実感することを目指すべく、営業現場・本部が一体で取り組んでまいります。具体的にはデジタル顧客基盤のさらなる拡充等を通じ、対面にオンラインを組み合わせた営業活動をより高度化するとともに、がん検診の受診を推奨するビラの配布を全国で展開する等、地域に根差した活動を推進します。また、こうした活動を支えるべく、人的資本の強化に向け、営業職員の処遇向上につながる制度改正を実施します。金融機関窓販・代理店チャンネルにおいて、より戦略的な利率設定等を通じ競争力を強化するとともに、ニッセイ・ウェルス生命やはなさく生命を含めグループ一体で商品ラインアップを一層充実し、収益のさらなる拡大を目指します。

【グループ事業の強化・多角化】

海外事業において、長期安定的な収益獲得に向け、事業ポートフォリオの強化・改善とガバナンス態勢のさらなる高度化を図ってまいります。とりわけ海外保険事業では、MLCについて、引き続き安定的な収益拡大と成長軌道への回帰を目指し、個人保険の新契約シェアの回復や団体保険のプレゼンス向上等に取り組めます。また、長生人寿やリライアンス・ニッポンライフについて、事業の安定的な継続と発展に向け、パートナー変更の対応を進めてまいります。さらに、セクイスライフについて、業績回復に向けてエージェントの活動・採用の改善等に取り組めます。加えて、下半期には、米国等でグローバルに既契約を受託する英領バミューダ諸島のレゾリューションライフに対し、約1300億円を上限とする追加投資^(注28)を予定する等、先進国のエクスポージャーを拡大することにより、海外事業の一段の強化を進めます。アセットマネジメント事業において、国内では、ニッセイアセットマネジメントの強みであるESG分野の継続強化や、DXを活用した顧客接点の拡大、グループ一体での運用態勢の高度化等により、受託資産の拡大を目指します。また、海外では、TCWについて、運用パフォーマンスの改善等を通じ、成長軌道への回帰を目指します。新規事業において、ヘルスケアサービスや子育て支援、高齢社会対応、イノベーション取組の強化等を通じ、幅広いお客様ニーズに対応します。

【運用力強化・事業費効率化】

運用力強化において、収益性と健全性の両立に向けたポートフォリオの変革およびESG投融資の強化を推進してまいります。ポートフォリオの変革においては、資産運用環境の変化に合わせ、機動的な資産の入れ替え等に取り組めます。また、ESG投融資の強化においては、ご契約者利益の増大と社会へのアウトカムの創出に取り組めます。事業費効率化において、オンライン会議の推進やAI活用等による事務の自動化等、業務の見直しを通じ、全社的にコストを圧縮する一方、デジタル時代へのさらなる対応等、継続的な成長に向けた追加投資を実施します。

【グループ経営基盤の強化】

これらの成長戦略を支えるべく、「ERM推進」「デジタル活用」「人材活躍」に取り組んでまいります。このうち、「ERM推進」においては、大規模災害や厳しい運用環境等に備えるとともに、新たな国際資本規制の導入も見据え、引き続き自己資本の強化に取り組めます。

【お客様本位の業務運営・サステナビリティ経営】

「お客様本位の業務運営」の高度化に向け、お客様の声を基点とした継続的なサービス向上を各部門で推進するとともに、不祥事案の未然防止や苦情減少への取組等を通じ、レジリエンスを向上すべく、PDCAを行ってまいります。また、「サステナビリティ経営」を推進すべく、各部門におけるPDCA等も行い、気候変動問題や人的資本の強化、地域・社会に対する貢献等に取り組んでまいります。このうち、人的資本の強化に向けては、先述の営業職員に加え、内務職員の処遇向上についても実施します。

以上の取組を通じ、「人・サービス・デジタルでお客様と社会の未来を支え続ける」日本生命グループに成り、「成長し続ける事業基盤を作り、揺るぎないマーケットリーダーに成る」という目標を実現してまいります。

- (注1) 2022年度より適用された計算方法に基づき算出しており、当計算方法の適用に伴い、為替に係るヘッジコストを算定に含める等の変更をしております。
- (注2) 基金・諸準備金等（株式会社の資本金にあたる基金や財務基盤積立金等に、リスク対応のために積み立てる危険準備金・価格変動準備金等の資本性の高い準備金を加えたもの）と劣後債務を合わせた額です。
- (注3) 日本生命、大樹生命、ニッセイ・ウェルス生命、はなさく生命の基礎利益、海外生命保険子会社・関連会社および国内外のASETマネジメント事業子会社・関連会社の税引前純利益に、持分比率、金利変動要因の除外、一部の内部取引調整等を行い算出しております。
- (注4) 2020年4月から実施していた入院給付金等の特別取扱について、2022年9月26日以降、新型コロナウイルス感染症と診断された方のうち、①65歳以上の方、②入院を要する方、③重症化リスクがあり、当感染症治療薬の投与または当感染症罹患により酸素投与が必要な方、④妊娠中の方としました。2023年5月8日以降、当感染症の5類感染症への移行に伴い、入院給付金等の特別取扱を収束しております。
- (注5) ご加入から一定期間経過後に継続している契約の割合（保険金額ベース）です。
- (注6) ご契約者の認知・判断能力の低下により、ご自身でお手続きができない場合に、あらかじめご登録いただいたご家族等が代理人としてお手続き可能となる制度です。2022年4月から金融機関窓販チャネルで、6月から営業職員・代理店チャネルで導入しました。
- (注7) 2017年7月時点でガバナンスや配当性向をはじめとした重要な論点があった企業について、2022年6月時点での論点解消率は68%です。
- (注8) 2021年7月から2022年6月の期間で、635社と延べ894回（前年同期比△37社、+31回）の環境・社会に関する対話を実施しました。
- (注9) P R I（国連責任投資原則）とは、持続可能な社会の実現を目的とし、機関投資家等が環境、社会、ガバナンスの課題を投資の意思決定に組み込むことを提唱する原則で、約5000の団体が署名しており、当社は2017年3月に署名しました。
- (注10) N Z A O A（UN-convened Net-Zero Asset Owner Alliance）とは、2050年の資産運用ポートフォリオのネットゼロを目指すASETオーナーによる国際的なイニシアティブであり、当社は2021年10月に加盟しました。
- (注11) [Wellness-Star☆] では、「データ分析サービス」や「糖尿病予防プログラム」「血糖変動チェックプラン」等のサービスを提供しており、記載の企業・団体等の数値は各サービス間の重複を含んでおります。
- (注12) 子育てを取り巻く環境は大きく変化する中、“みんなで子どもを育てる社会”の実現に向け、さまざまな情報発信や商品・サービスの提供および次世代育成のさらなる強化に取り組むプロジェクトです。
- (注13) シニア総合サポートセンター等が提供する「身元保証」「日常生活支援」「任意後見」「葬儀や納骨等の亡くなった後の対応」に、特別企画付旅行のご案内やみまもりサービスの優待等を提供する「暮らしのサポートデスク」を付加した有償サービスです。
- (注14) 利用対象者について、当社保険契約者以外にも拡大するとともに、対象地域について、従来は東京・愛知・大阪を中心に展開していましたが、福岡にも拡大しております。
- (注15) 2020年4月に立ち上げ、社外の先進的な技術やノウハウから生まれる革新と当社の伝統を掛け合わせ、新しいビジネスを創出するイノベーション拠点です。
- (注16) 温室効果ガス排出量について、当社グループの事業活動における2030年の中間目標を「総排出量△51%以上（2013年度比）」と設定するとともに、資産運用ポートフォリオにおける2030年の中間目標を「総排出量△45%以上（2010年度比）」「インテンシティ（投資1単位あたりの排出量）△49%以上（2020年度比）」と設定しております。
- (注17) オフサイトコーポレート P P A（Power Purchase Agreement）とは再生エネルギー電源の所有者である発電事業者（ディベロッパー、投資家等含む）と電力の購入者（需要家等）が、事前に合意した価格および期間における再生エネルギー電力の売買契約を締結し、需要地ではないオフサイトに導入された当該電源で発電された当該電力を、一般の電力系統を介して購入者へ供給する契約方式です。
- (注18) 男性育休の取得に加え、「取得時期：出産後8週以内」「取得日数：連続10日以上」「16時早帰り（または在宅勤務）活用による育児参画デー設定」のいずれかを+αの取組として実施するものです。2022年10月より、「育児介護休業法」改正に伴い、「取得時期：出産後8週以内」を「出生時育児休業の取得」に変更しました。
- (注19) 入社3年目以降の営業職員を対象に、活動実績に加え、お客様からの声等の定性的評価を組み込み、3段階でランクを認定する制度です。
- (注20) 当社が創業以来、戦争や大震災等の有事に際しても保険金・給付金のお支払いを通じ、お役に立ってきた歴史や、保険営業の前提となる生命保険の意義・理念、保険営業のやりがい、当社が目指す働き方とそれに向けて取得すべき資格・知識等をまとめた冊子です。
- (注21) E R M（Enterprise Risk Management）とは、経営目標を達成するために、会社を取り巻くリスクを網羅的・体系的に捉え、それらを統一的かつ戦略的に管理・コントロールする手法です。
- (注22) ①保険販売環境の変化、②パンデミック・災害の発生、③金融経済環境の大幅悪化、④重大なオペレーショナルリスク事象の発生、⑤法令違反・コンダクトリスク事象の発生5つをトップリスクとして選定しました。
- (注23) 商品やサービスの改善に役立てることを目的に、ご契約者を対象に1年に1度実施しているアンケート調査において、「満足」「やや満足」と回答いただいたお客様の割合です。
- (注24) 2018年度に、ステークホルダーからの期待と当事業との関連性の両軸から、お客様/地域・社会、環境、従業員、コーポレートガバナンス、コンプライアンス、人権、リスク管理の領域において18項目を選定しました。
- (注25) 500億円の増資引き受けに加え、500億円の劣後ローンによる融資を行いました。
- (注26) 当社と国内生命保険子会社の合計の目標です。
- (注27) 連結対象会社の合計の目標です。
- (注28) 当社は2019年以降、累計で約700億円の出資を行っており、今回の追加出資により累計出資額は約2000億円となる見込みです。

【当社の主要な項目の状況および推移】

＜保険業績＞

(個人保険)

		前年度	増加率 (前々年度比)	当年度	増加率 (前年度比)
個人保険・ 個人年金保険 合計	新契約高	8兆2053億円	13.9%	5兆7127億円	△30.4%
	減少契約高	9 6545	△0.3	9 9408	3.0
	新契約年換算保険料	2739	30.5	2354	△14.0
	販売件数	449万件	12.3	411万件	△8.3

- (注) 1. 「新契約高」、「新契約年換算保険料」には、転換による純増減を含みます。
 2. 「販売件数」は、新契約と転換後契約の合計です。
 3. 「新契約高」、「減少契約高」の金額は、個人保険については保障額、個人年金保険については年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資額と、年金支払開始後契約の責任準備金額の合計です。
 4. 「年換算保険料」とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です（一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額です。）。

		前年度末	増加率 (前々年度末比)	当年度末	増加率 (前年度末比)
個人保険・ 個人年金保険 合計	保有契約高	153兆3927億円	△0.9%	149兆1647億円	△2.8%
	保有契約年換算保険料	3 7700	0.9	3 7417	△0.8
	保有契約件数	3472万件	2.6	3498万件	0.8

(企業保険)

		前年度末	増加率 (前々年度末比)	当年度末	増加率 (前年度末比)
団体保険保有契約高（保障額）		98兆2613億円	△0.5%	97兆5018億円	△0.8%
	総合福祉団体定期保険	37 4716	△1.4	36 9880	△1.3
	希望者グループ保険	23 8355	△0.7	24 28	0.7
	団体信用生命保険	36 9159	0.5	36 4735	△1.2
団体年金保険保有契約高（責任準備金額）		13 8953	1.8	14 926	1.4
	特別勘定	1 615	0.3	1 139	△4.5

- (注) 1. 団体保険の当年度の新契約高（保険金額の増加と中途加入・脱退による純増を含む。）は、3兆5562億円（前年度比9.2%増加）、減少契約高は、4兆3157億円（同14.4%増加）となりました。
 2. 「責任準備金額」とは、将来の年金等の支払いに備えて積み立てている準備金額です。

<収支の状況>

	前年度	増加率 (前々年度比)	当年度	増加率 (前年度比)
経常収益	6兆5424億円	1.0%	7兆3609億円	12.5%
保険料等収入	4 3079	1.0	4 6479	7.9
資産運用収益	2 1165	1.6	2 5948	22.6
利息および配当金等収入	1 5373	11.2	1 7281	12.4
有価証券売却益	4652	△8.3	8055	73.2
特別勘定資産運用益	295	△75.0	—	—
経常費用	6 492	0.1	7 1131	17.6
保険金等支払金	3 7090	△2.5	4 992	10.5
責任準備金等繰入額	1 2923	5.8	1 302	△20.3
資産運用費用	2562	12.6	1 1917	365.1
有価証券売却損	1136	182.7	8743	669.6
有価証券評価損	131	164.4	62	△52.5
特別勘定資産運用損	—	—	63	—
事業費	5713	△0.7	5656	△1.0
経常利益	4932	14.4	2478	△49.7
特別利益	51	—	84	63.1
価格変動準備金戻入額	—	—	58	—
特別損失	842	△3.0	534	△36.6
価格変動準備金繰入額	683	△7.6	—	—
関係会社株式評価損	—	—	315	—
法人税および住民税	1790	33.3	295	△83.5
法人税等調整額	△1168	—	△141	—
法人税等合計	622	198.8	154	△75.2
当期純剰余	3518	8.8	1874	△46.7

- (注) 1. 特別勘定については、資産運用収益と資産運用費用を通算した数値を、特別勘定資産運用益または特別勘定資産運用損のいずれかに記載しております。
2. 特別利益の増加率(前々年度比)については、1000%を超えるため、記載を省略しております。

	前年度	増加率 (前々年度比)	当年度	増加率 (前年度比)
基礎利益	7752億円	33.3%	4988億円	△35.7%
キャピタル損益	3187	△17.1	988	△69.0
臨時損益	△6008	—	△3497	—
経常利益	4932	14.4	2478	△49.7

- (注) 1. 基礎利益+キャピタル損益+臨時損益=経常利益
2. キャピタル損益には、有価証券売却損益、有価証券評価損等が含まれます。
3. 臨時損益には、危険準備金繰入額、追加責任準備金繰入額等が含まれます。
4. 上記数値は、2022年度より適用された基礎利益の計算方法に基づいて算出しております。当計算方法の適用に伴い、従来、キャピタル損益に計上していた為替に係るヘッジコストを基礎利益の算定に含める等、経常利益の内訳を変更しております。

<財務の状況>

(資産)

	前年度末	構成比	増加額 (前々年度末比)	当年度末	構成比	増加額 (前年度末比)
資産の部合計	76兆5674億円	100.0%	2兆5932億円	75兆6040億円	100.0%	△9634億円
現金および預貯金、コールローン	1 3475	1.8	△540	1 1712	1.5	△1762
公社債	28 4585	37.2	1 9271	30 4606	40.3	2兆 20
国内株式	10 2966	13.4	△3439	10 3121	13.6	154
外国証券	22 2547	29.1	7838	19 1222	25.3	△3 1324
貸付金	7 4980	9.8	673	7 7946	10.3	2966
不動産	1 6957	2.2	91	1 7050	2.3	92

一般勘定資産合計	75兆3599億円	98.4%	2兆6130億円	74兆4574億円	98.5%	△9024億円
特別勘定資産合計	1 2075	1.6	△197	1 1465	1.5	△609

- (注) 「特別勘定資産合計」は、個人変額保険特別勘定、個人変額年金保険特別勘定、団体年金保険特別勘定、確定拠出年金特別勘定の各資産の合計です。

(負債・純資産)

	前年度末			当年度末		
	金額	構成比	増加額 (前々年度末比)	金額	構成比	増加額 (前年度末比)
負債の部合計	68兆9155億円	90.0%	3兆2596億円	68兆7817億円	91.0%	△1338億円
責任準備金	58 6778	76.6	1 2575	59 6755	78.9	9977
純資産の部合計	7 6518	10.0	△6663	6 8222	9.0	△8296
基金の総額	1 4500	1.9	500	1 4500	1.9	—
基金	1000	0.1	—	1000	0.1	—
基金償却積立金	1 3500	1.8	500	1 3500	1.8	—
その他有価証券評価差額金	6 1128	8.0	△5292	5 2979	7.0	△8149
土地再評価差額金	△603	△0.1	△29	△562	△0.1	40
負債および純資産の部合計	76 5674	100.0	2 5932	75 6040	100.0	△9634

(健全性等の指標)

	前年度末		当年度末	
	金額	増加額 (前々年度末比)	金額	増加額 (前年度末比)
基金・諸準備金等	5兆6638億円	2310億円	5兆7330億円	692億円
純資産の部	1 7735	1546	1 7747	11
負債の部	3 8902	763	3 9583	680
危険準備金	2 606	159	2 1303	697
価格変動準備金	1 5902	683	1 5844	△58

劣後特約付債務	2 1403	2987	2 1842	439
---------	--------	------	--------	-----

自己資本	7 8041	5298	7 9173	1131
------	--------	------	--------	------

(注) 「純資産の部」は、貸借対照表上の純資産の部合計から、評価・換算差額等を控除したうえ、前年度末については、剰余金処分後の額を記載し、当年度末については、剰余金処分案による予定額を記載しております。

	前年度末		当年度末	
	金額	前々年度末比	金額	前年度末比
ソルベンシー・マージン比率	1059.7%	52.2pt	1019.9%	△39.8pt

(注) ソルベンシー・マージン比率とは、大規模な自然災害や株価の大幅な下落等、通常予測できる範囲を超える諸リスクを数値化した「リスクの合計額」に対する、「ソルベンシー・マージン総額（自己資本に有価証券含み損益等を加えたもの）」の比率です。支払余力をどの程度有しているかを判断するための行政監督上の指標の一つであり、この比率が200%を下回った場合には、監督官庁による業務改善命令等の対象となります。

	前年度		当年度	
	金額	増加額 (前々年度比)	金額	増加額 (前年度比)
配当準備金繰入額等	1998億円	△761億円	1819億円	△179億円
修正当期純剰余	3695	△1090	2476	△1218

お客様配当性向	54%	—	73%	—
---------	-----	---	-----	---

(注) 1. 「配当準備金繰入額等」は、前年度については、剰余金処分後の額を記載し、当年度については、剰余金処分案による予定額を記載しております。

2. 「修正当期純剰余」は当期純剰余に危険準備金等の法定繰入額超過分等を加算して算出しております。

3. 「お客様配当性向」は「修正当期純剰余」に対する「配当準備金繰入額等」の割合です。

<お客様満足度の推移>

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度 (当期)
お客様満足度	89.2%	90.9%	90.6%	91.4%	91.9%

(注) 商品やサービスの改善に役立てることを目的に、ご契約者を対象に1年に1度実施しているアンケート調査において、「満足」「やや満足」と回答いただいたお客様の割合です。

【当社グループ事業・連結業績の主要な項目の状況および推移】

< 保険業績（国内保険） >

（個人保険）

		前年度	増加率 (前々年度比)	当年度	増加率 (前年度比)
個人保険・ 個人年金保険 国内計	新契約高	9兆9797億円	23.0%	8兆1960億円	△17.9%
	新契約年換算保険料	3943	28.4	4044	2.6
	販売件数	487万件	15.6	450万件	△7.5

- (注) 1. 国内計は、日本生命、大樹生命、ニッセイ・ウェルス生命、はなさく生命の合計値です。
 2. 「新契約高」、「新契約年換算保険料」には、転換による純増減を含みます。
 3. 「販売件数」は、新契約と転換後契約の合計です。
 4. 「新契約高」の金額は、個人保険については保障額、個人年金保険については年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資額と、年金支払開始後契約の責任準備金額の合計です。
 5. 「年換算保険料」とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です（一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額です。）。

		前年度末	増加率 (前々年度末比)	当年度末	増加率 (前年度末比)
個人保険・ 個人年金保険 国内計	保有契約高	174兆9525億円	△0.7%	171兆3587億円	△2.1%
	保有契約年換算保険料	4 5695	1.3	4 5944	0.5
	保有契約件数	3793万件	2.9	3834万件	1.1

- (注) 国内計は、日本生命、大樹生命、ニッセイ・ウェルス生命、はなさく生命の合計値です。

（企業保険）

		前年度末	増加率 (前々年度末比)	当年度末	増加率 (前年度末比)
団体保険保有契約高（保障額） 国内計		109兆8406億円	△0.6%	108兆5652億円	△1.2%
団体年金保険保有契約高 国内計		18 4952	3.6	18 6293	0.7

- (注) 1. 団体保険保有契約高の国内計は、日本生命、大樹生命、ニッセイ・ウェルス生命の合計値です。
 2. 団体年金保険保有契約高の国内計は、日本生命、大樹生命、ニッセイ・ウェルス生命の責任準備金（将来の年金等の支払いに備えて積み立てている準備金）、ニッセイアセットマネジメントの投資顧問残高、確定拠出年金の投資信託（日本生命販売分）の合計値です。

<収支の状況（連結）>

	前年度	増加率 (前々年度比)	当年度	増加率 (前年度比)
経常収益	8兆3568億円	2.4%	9兆6391億円	15.3%
保険料等収入	5 3860	3.8	6 3735	18.3
資産運用収益	2 6959	0.5	2 9921	11.0
利息および配当金等収入	1 7311	11.0	1 9437	12.3
有価証券売却益	4909	△8.6	8475	72.6
特別勘定資産運用益	410	△73.5	—	—
経常費用	7 8214	1.8	9 4967	21.4
保険金等支払金	4 6298	△1.4	5 4708	18.2
責任準備金等繰入額	1 6452	9.1	1 4277	△13.2
資産運用費用	3864	11.3	1 3919	260.2
有価証券売却損	1168	145.2	9052	674.7
有価証券評価損	141	109.1	100	△29.3
特別勘定資産運用損	—	—	49	—
事業費	8029	1.4	8164	1.7
経常利益	5354	12.6	1423	△73.4
特別利益	184	—	44	△75.9
特別損失	1039	11.2	234	△77.5
価格変動準備金繰入額	738	△6.7	1	△99.8
契約者配当準備金繰入額	128	7.3	115	△9.7
法人税および住民税等	1996	29.1	214	△89.2
法人税等調整額	△1142	—	△310	—
法人税等合計	854	139.7	△95	—
当期純剰余	3516	4.6	1213	△65.5
非支配株主に帰属する当期純剰余	49	6.9	31	△36.4
親会社に帰属する当期純剰余	3467	4.6	1182	△65.9

(注) 1. 特別勘定については、資産運用収益と資産運用費用を通算した数値を、特別勘定資産運用益または特別勘定資産運用損のいずれかに記載しております。

2. 特別利益の増加率（前々年度比）については、1000%を超えるため、記載を省略しております。

(グループ基礎利益)

	前年度	増加率 (前々年度比)	当年度	増加率 (前年度比)
グループ基礎利益	8515億円	38.9%	4794億円	△43.7%
日本生命	7752	33.3	4988	△35.7
大樹生命	396	58.8	173	△56.3
ニッセイ・ウェルス生命	339	44.4	△294	—
はなさく生命	△189	—	△246	—
MLC	23	—	68	190.8

(注) 1. 大樹生命、ニッセイ・ウェルス生命、はなさく生命、MLCについては、持分比率を乗じた額を記載しております。

2. 上記数値は、2022年度より適用された基礎利益の計算方法に基づいて算出しております。当計算方法の適用に伴い、為替に係るヘッジコストを算定に含める等の変更をしております。

(2) 財産および損益の状況の推移

区分		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度 (当期)
年度末契約高	個人保険	1,325,065 ^{億円}	1,296,936 ^{億円}	1,274,876 ^{億円}	1,239,244 ^{億円}
	個人年金保険	248,128	251,483	259,051	252,402
	団体保険	978,894	987,791	982,613	975,018
	団体年金保険	133,871	136,490	138,953	140,926
	その他の保険	5,307	5,389	5,302	5,158
保険料等収入		4,526,109 ^{百万円}	4,264,628 ^{百万円}	4,307,975 ^{百万円}	4,647,991 ^{百万円}
資産運用収益		1,776,868	2,083,028	2,116,535	2,594,821
保険金等支払金		3,629,384	3,803,456	3,709,094	4,099,273
経常利益		351,238	431,070	493,205	247,884
当期純剰余		181,410	323,459	351,873	187,453
社員配当準備金繰入額		185,145	276,006	199,868	181,910
総資産		69,071,135	73,974,223	76,567,483	75,604,068

(注) 1. 個人年金保険の年度末契約高は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資額と、年金支払開始後契約の責任準備金額の合計です。

2. 団体年金保険の年度末契約高は、責任準備金額です。

3. 2022年度 (当期) の社員配当準備金繰入額については、剰余金処分案による予定額を記載しております。

(ご参考) 企業集団の財産および損益の状況の推移

区分	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度 (当期)
経常収益	8,050,657 ^{百万円}	8,160,966 ^{百万円}	8,356,872 ^{百万円}	9,639,129 ^{百万円}
経常利益	281,357	475,628	535,443	142,369
親会社に帰属する当期純剰余	192,137	331,504	346,759	118,211
包括利益	△630,513	2,837,919	△463,704	△798,859
純資産額	6,157,210	8,816,569	8,053,054	7,051,004
総資産	80,081,170	85,589,960	88,381,973	87,594,649

(3) 支社等および代理店の状況

区分		前期末	当期末	当期増減 (△)
支社等	支社	99 店	99 店	0 店
	ブランチ	9	9	0
営業部		1,510	1,495	△15
海外駐在員事務所		4	3	△1
計		1,622	1,606	△16
代理店		18,771	19,033	262
計		18,771	19,033	262

(注) 1. 「ブランチ」とは、主に都市部法人職域営業に特化した、支社に準じる組織です。
2. 「代理店」には、銀行等の金融機関代理店等も含まれております。

(4) 使用人の状況

区分	前期末	当期末	当期増減 (△)	当期末現在		
				平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
内務職員	20,767 名	20,433 名	△334 名	45.4 歳	13.8 年	332.7 千円
営業職員	53,866	50,281	△3,585	45.7		

(注) 「営業職員」には、(1) 事業の経過および成果等 (2) 当社の当年度の概況【個人保険】における「営業職員の在籍数」に、採用前に生命保険募集人の登録を受けた者や代理店のサポートを専管で行う者等を加算した数値を記載しております。

(ご参考) 企業集団の使用人の状況

区分	前期末	当期末	当期増減 (△)
保険業および保険関連事業	88,514 名	84,217 名	△4,297 名
資産運用関連事業	1,880	1,956	76
総務関連事業等	2,343	2,355	12
計	92,737	88,528	△4,209

(注) 当社および重要な子法人等の使用人数を記載しております。

(5) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
日本生命第1回劣後ローン流動化株式会社	100,000 百万円
日本生命第2回劣後ローン流動化株式会社	120,000
日本生命第3回劣後ローン流動化株式会社	90,000
日本生命第4回劣後ローン流動化株式会社	80,000
日本生命第5回劣後ローン流動化株式会社	130,000
日本生命第6回劣後ローン流動化株式会社	200,000
日本生命第7回劣後ローン流動化株式会社	130,000
日本生命第8回劣後ローン流動化株式会社	71,000

(注) 上記借入先は、劣後ローン債権を裏付け資産とする劣後債を発行し、発行代わり金を劣後ローン債権の購入資金に充当しております。

(6) 資金調達の状況

2022年5月、証券化スキームを活用した公募方式により、1300億円の劣後特約付借入金の調達を実施しました。

2022年9月、証券化スキームを活用した公募方式により、710億円の劣後特約付借入金の調達を実施しました。

なお、2023年4月、シンジケート・ローン方式により、800億円の劣後特約付借入金の調達を実施しました。

(7) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	103,118
---------	---------

ロ. 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(8) 重要な子会社等の状況

イ. 子会社（保険業法第2条第12項に規定する子会社）の状況

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率
大樹生命保険株式会社	東京都千代田区	生命保険業	1947. 8. 1 (株式取得年月日) (2015.12.29)	百万円 167,280	85 %
ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社	東京都品川区	生命保険業	1947.10. 1 (株式取得年月日) (2018. 5.31)	百万円 55,519	100
はなさく生命保険株式会社	東京都港区	生命保険業	2018. 7. 2	百万円 40,000	100
ニッセイプラス少額短期保険株式会社	東京都千代田区	少額短期保険業	2021. 4.30	百万円 1,300	100
ニッセイアセットマネジメント株式会社	東京都千代田区	投資運用業、投資助言業および第二種金融商品取引業に係る業務	1995. 4. 4	百万円 10,000	100
ニッセイ信用保証株式会社	大阪府大阪市	信用保証業務	1980. 4. 1	百万円 950	100
ニッセイ・リース株式会社	東京都千代田区	リース業務	1984. 3.30	百万円 3,099	70
ニッセイ・キャピタル株式会社	東京都千代田区	ベンチャーキャピタル業務	1991. 4. 1	百万円 3,000	100
ニッセイ情報テクノロジー株式会社	東京都大田区	ソフトウェア開発、情報処理サービスおよびシステムの運用・管理	1999. 6.25	百万円 4,000	83.92
Nippon Life Insurance Company of America	Iowa, U.S.A. (New York, U.S.A.)	生命保険業	1972. 8.23 (株式取得年月日) (1991.12.20)	百万US\$ 3.6	96.96
MLC Limited	New South Wales, Australia	生命保険業	1886.12.31 (株式取得年月日) (2016.10. 3)	百万オーストラリア\$ 3,265	80
Nippon Life India Asset Management Limited	Maharashtra, India	投資助言業務・投資一任契約に係る業務	1995. 2.24 (株式取得年月日) (2012. 8.16)	百万インドルピー 6,231	73.66
Nippon Life Americas, Inc.	Delaware, U.S.A. (New York, U.S.A.)	投資業、調査・情報提供業務、経営コンサルティング業務	2013. 3.25	US\$ 2	100

(注) 海外に所在する子会社の所在地欄の括弧内書は、本店オフィスの所在地です。

□. 関連法人等（保険業法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等）の状況

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率
企業年金ビジネスサービス株式会社	大阪府大阪市	企業年金の制度管理業務	2001.10. 1	百万円 6,000	49 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区	信託銀行業	1985.11.13 (株式取得年月日) (2000. 4.26)	百万円 10,000	33.5
長生人寿保險有限公司	中華人民共和国上海市	生命保険業	2003. 9.23	百万人民元 2,167	28.57
Bangkok Life Assurance Public Company Limited	Bangkok, Thailand	生命保険業	1951. 3.23 (株式取得年月日) (1997. 2.24)	百万バーツ 1,707	24.21
Reliance Nippon Life Insurance Company Limited	Maharashtra, India	生命保険業	2001. 5.14 (株式取得年月日) (2011.10. 7)	百万インドルピー 11,963	49
PT Asuransi Jiwa Sequis Life	Jakarta, Indonesia	生命保険業	1984.12.15 (株式取得年月日) (2014.10. 8)	百万ルピア 77,630	0.01
Grand Guardian Nippon Life Insurance Company Limited	Yangon, Myanmar	生命保険業	2019. 1.24 (株式取得年月日) (2019. 9.10)	百万チャット 38,090	35
Post Advisory Group, LLC	California, U.S.A.	投資助言業務・投資一任契約に係る業務	1992. 4.24 (株式取得年月日) (2013. 4.25)	百万US\$ 2.6	0
The TCW Group, Inc.	California, U.S.A.	投資助言業務・投資一任契約に係る業務	1971.11.19 (株式取得年月日) (2017.12.27)	百万US\$ 200	0
PT Sequis	Jakarta, Indonesia	保険持株会社	2001.10. 9 (株式取得年月日) (2014.10. 8)	百万ルピア 4,240	29.26

(9) 事業の譲渡・譲受け等の状況

事業譲渡等の日付	事業譲渡等の状況
2022年12月27日	ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社に500億円の追加出資を行い、同社の資本金は555億円、資本準備金は424億円となりました。当社の議決権比率は100%と変更ありません。

(注) 上記に加え、同社に対して500億円の劣後ローンによる融資を行いました。

(10) その他保険会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職	その他
筒井 義信	代表取締役会長	株式会社帝国ホテル 西日本旅客鉄道株式会社 パナソニックホールディングス株式会社 株式会社三井住友フィナンシャルグループ	社外取締役 社外取締役 社外取締役 社外取締役
清水 博	代表取締役社長 社長執行役員 〔委嘱 グループ事業統括本部長〕	東急株式会社 富士急行株式会社	社外取締役 社外取締役
三笠 裕司	代表取締役 副社長執行役員 〔管掌 本店 担当 大阪・関西万博推進部、 コンプライアンス統括部、リスク管理統括部、 監査部 (大阪・関西万博推進部、 コンプライアンス統括部、リスク管理統括部、 海外事業管理部に対する監査以外)、海外事業管理部〕	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	社外取締役
藤本 宣人	代表取締役 副社長執行役員 〔統括 資産運用部門 担当 財務企画部〕	ニッセイアセットマネジメント株式会社	取締役
朝日 智司	代表取締役 副社長執行役員 〔管掌 代理店営業本部 担当 首都圏営業本部、東海営業本部、近畿営業本部、 都心職域特別本部、営業教育部、業務部、 損保業務部、ネットワーク業務部、法人職域業務部 委嘱 都心職域特別本部長 兼 地域総括部長 兼 人材育成推進本部長 兼 損保業務推進本部長〕		
赤堀 直樹	取締役 常務執行役員 〔担当 代理店営業本部、金融法人本部、 ヘルスケア事業部、商品開発部、営業企画部、 営業勤務部、金融法人・代理店企画部、 代理店業務部、金融法人業務部 副担当 DX戦略企画部〕	はなさく生命保険株式会社 ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社	取締役 取締役
佐藤 和夫	取締役 常務執行役員 〔担当 総合企画部、グループ事業推進部、広報部、調査部、 本店企画広報部、DX戦略企画部、主計部、法務部、 監査部 (大阪・関西万博推進部、 コンプライアンス統括部、リスク管理統括部、 海外事業管理部に対する監査)〕	大樹生命保険株式会社 ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社	取締役 取締役
岸 淵 和也	取締役 常務執行役員 〔担当 IT統括部、IT推進部、お客様サービス本部 副担当 DX戦略企画部 委嘱 お客様サービス本部長〕	ニッセイ情報テクノロジー株式会社	取締役
大澤 晶子	取締役 常務執行役員 〔担当 資金証券部、株式部、国際投資部、 特別勘定運用部〕		
木村 稔	取締役 常務執行役員 〔担当 海外保険事業部、 海外アセットマネジメント事業部、 海外事務所、海外事業企画部〕	Nippon Life India Asset Management Limited	Non-Executive Non-Independent Director
鬼頭 誠司	取締役		

氏名	地位および担当	重要な兼職	その他
松 永 陽 介	取締役 [委嘱 監査部審議役]		
牛 島 信	社外取締役	弁護士 牛島総合法律事務所 株式会社朝日工業社 特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク	シニア・パートナー 社外監査役 理事長
今 井 和 男	社外取締役	弁護士 虎門中央法律事務所	代表弁護士
三 浦 惺	社外取締役	日本電信電話株式会社 株式会社ひろぎんホールディングス 東急不動産ホールディングス株式会社	特別顧問 社外取締役 (監査等委員) 社外取締役
冨 田 哲 郎	社外取締役	東日本旅客鉄道株式会社 日本製鉄株式会社 ENEOSホールディングス株式会社 一般社団法人東京経営者協会 公益財団法人東日本鉄道文化財団 学校法人愛育学園	取締役会長 社外取締役 社外取締役 会長 会長 理事長
濱 田 純 一	社外取締役	一般財団法人映画倫理機構 公益財団法人放送文化基金 公益社団法人国土緑化推進機構	代表理事 理事長 理事長
小 林 一 生	取締役 (監査等委員)	ニッセイ情報テクノロジー株式会社 はなさく生命保険株式会社 ニッセイアセットマネジメント株式会社 東北電力株式会社	監査役 監査役 監査役 社外取締役 (監査等委員)
今 井 敬	社外取締役 (監査等委員)	日本製鉄株式会社 日本テレビホールディングス株式会社 日本テレビ放送網株式会社	名誉会長 社外取締役 社外取締役
豊 泉 貫太郎	社外取締役 (監査等委員)	弁護士 品川リフラクトリーズ株式会社 三愛オブリ株式会社	社外取締役 (監査等委員) 社外監査役
但 木 敬 一	社外取締役 (監査等委員)	弁護士 株式会社ミロク情報サービス 株式会社アール・エス・シー	社外監査役 社外取締役
佐 藤 良 二	社外取締役 (監査等委員)	公認会計士 株式会社みずほフィナンシャルグループ	社外取締役 公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(注) 小林一生氏は、常勤の監査等委員です。常勤の監査等委員を選定している理由は、重要な会議への出席、執行部門へのヒアリング等を日常的に実施することを通じて、実効的かつ効率的な監査等を行うためです。

当社は執行役員制度を導入しております。

2023年3月31日現在の執行役員（取締役を除く）は、次のとおりです。

氏名	地位および担当
大野 英 樹	専務執行役員 〔管掌 金融法人本部 担当 法人第一～第三営業本部、東日本法人営業本部、東海法人営業本部、 本店法人営業本部、九州法人営業本部、法人営業企画部、団体年金部、 法人営業推進部、法人情報センター〕
内海 弘 毅	常務執行役員 〔担当 融資総務部、ストラクチャードファイナンス営業部、財務第一～第三部、 首都圏財務部、法人財務部、東海財務部、本店財務部、九州財務部、不動産部〕
原 口 達 哉	常務執行役員 〔委嘱 法人第一営業本部長 兼 法人第三営業本部長〕
岩 崎 貢	常務執行役員 〔委嘱 本店法人営業本部長〕
藤 正 紀 洋	常務執行役員 〔委嘱 首都圏営業本部長〕
高 田 保 豊	常務執行役員 〔担当 企画総務部、コーポレートプロモーション部、財務審査部、証券管理部 委嘱 コーポレートプロモーション部長〕
前 田 隆 行	常務執行役員 〔委嘱 代理店営業本部長 兼 金融法人副本部長〕
埴 栄 一	常務執行役員 〔副担当 広報部、調査部〕
上 田 哲 也	常務執行役員 〔委嘱 IT統括部審議役〕
舘 誠 一	常務執行役員 〔委嘱 グループ事業推進部審議役 兼 金融法人・代理店企画部審議役〕
中 村 吉 隆	常務執行役員 〔担当 秘書部、関連事業部、人事企画部、人材開発部、人事部、総務部、健康経営推進部 委嘱 健康経営推進本部長〕
秋 山 直 紀	常務執行役員 〔委嘱 金融法人本部長 兼 代理店営業副本部長〕
前 田 晃 宏	執行役員 〔委嘱 近畿営業本部長 兼 代理店営業副本部長（近畿） 兼 金融法人副本部長（近畿） 兼 本店法人営業副本部長（近畿）〕
久 下 真 司	執行役員 〔委嘱 法人第二営業本部長〕
宮 嶋 隆 浩	執行役員 〔委嘱 リスク管理統括部長〕
伊 藤 慎一郎	執行役員 〔委嘱 業務部長〕
岡 本 慎 一	執行役員 〔委嘱 米州総支配人 兼 欧州総支配人 兼 海外保険事業部審議役 兼 海外アセットマネジメント事業部審議役 兼 海外事業企画部審議役〕
中 島 啓	執行役員 〔委嘱 東日本法人営業本部長 兼 代理店営業副本部長（北海道）（東北） 兼 金融法人副本部長（北海道）（東北） 兼 市場開発部長（北海道）（東北） 兼 業務部審議役〕
増 山 尚 志	執行役員 〔委嘱 総合企画部長 兼 グループ事業推進部審議役〕
鹿 島 紳一郎	執行役員 〔委嘱 主計部長 兼 サステナビリティ企画室長 兼 総合企画部審議役〕
木 村 武	執行役員 〔副担当 調査部、財務企画部 委嘱 サステナビリティ企画室審議役〕
中 川 創 太	執行役員 〔委嘱 九州法人営業本部長 兼 代理店営業副本部長（九州） 兼 金融法人副本部長（九州） 兼 市場開発部長（九州） 兼 業務部審議役〕
中 野 佳代子	執行役員 〔委嘱 監査部長〕
松 井 慎 悟	執行役員 〔委嘱 秘書部長 兼 総務部長〕
伊 東 輝 雅	執行役員 〔委嘱 東海営業本部長 兼 東海法人営業本部長 兼 代理店営業副本部長（東海） 兼 金融法人副本部長（東海）〕
白 谷 理 人	執行役員 〔委嘱 調査部長〕
梅 原 佳 次	執行役員 〔委嘱 都心職域特別副本部長 兼 法人市場第一部長〕
杉 村 裕 史	執行役員 〔委嘱 企業保険契約部長〕
八 尾 知 洋	執行役員 〔委嘱 アジア総支配人 兼 インド総支配人 兼 海外保険事業部審議役 兼 海外アセットマネジメント事業部審議役 兼 海外事業企画部審議役〕
都 築 彰	執行役員 〔委嘱 財務企画部長〕

当社は監査等委員会の職務全般を補助する監査等特命役員を選任しております。

2023年3月31日現在の監査等特命役員は、次のとおりです。

氏名	地位および担当
岩 間 浩 史	監査等特命役員

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等	月例報酬	賞与	業績連動 退任時報酬	退任慰労金
取締役 (監査等委員で ある者を除く。)	22	1,753	707	276	181	587
監査等委員で ある取締役	5	75	75	0	0	0
監査役	6	83	32	29	21	0
計	33	1,912	815	305	203	587

- (注) 1. 当社は2022年7月5日の第75回総代会の決議により監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。監査役に対する報酬等は監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであり、監査等委員である取締役に対する報酬等は監査等委員会設置会社移行後の期間に係るものです。
2. 支給人数の合計は、延べ人数を記載しております。
3. 上記には、2022年7月開催の総代会終結の時をもって退任しました4名の取締役分を含んでおります。
4. 上記の他、2012年度以前に退任しました取締役および監査役に対する年金198百万円を当年度に支給しております。
5. 上記「業績連動退任時報酬」は、業績に応じた額を毎年積み立て、累計額を退任時に支給するもので、毎年の積立額を記載しております。
6. 上記「退任慰労金」は、2020年7月2日の第73回総代会で贈呈を決議された取締役4名に対する支給額を記載しております。なお、退任慰労金制度は、2020年7月2日の第73回総代会で打ち切り支給(支給時期は取締役、監査役、執行役員いずれをも退任した後)が決議されております。

<業績連動報酬の算定の基礎となる業績指標の内容等>

業績連動報酬の水準の決定にあたっては、保障責任の全うや安定配当等を旨とする生命保険事業の長期性、過度なリスクテイクを抑制する観点等から、前年度の基礎利益を基礎としつつ、経営環境・業績等を総合的に勘案して決定することとしております。業績連動報酬の算定の基礎に使用している基礎利益について、2021年度は7752億円(対前年+1937億円)となりました。

<監査等委員会設置会社移行後の総代会で定められた報酬限度額>

(単位：百万円)

区分	報酬限度額	業績連動退任時報酬の限度額
取締役(監査等委員である者を除く。)	1,488	199
社外取締役	116	8
監査等委員である取締役	182	21
計	1,670	220

- (注) 1. 報酬限度額および業績連動退任時報酬の限度額(総代会で定められた報酬等の額の範囲)は、いずれも、2022年7月5日の第75回総代会の決議により定められております。
2. 2022年7月5日の第75回総代会終結の後の取締役(監査等委員である者を除く。)の員数は17名(うち社外取締役は5名)、監査等委員である取締役の員数は5名です。

<監査等委員会設置会社移行前の総代会で定められた報酬限度額>

(単位：百万円)

区分	報酬限度額	業績連動退任時報酬の限度額
取締役	1,670	220
社外取締役	116	8
監査役	198	22
計	1,868	242

- (注) 1. 報酬限度額および業績連動退任時報酬の限度額(総代会で定められた報酬等の額の範囲)は、いずれも、2020年7月2日の第73回総代会の決議により定められております。
2. 2020年7月2日の第73回総代会終結の後の取締役の員数は21名(うち社外取締役は5名)、監査役の員数は6名です。

<会社役員の報酬等に関する方針>

(方針の決定の方法)

当社は、役員報酬等に関する方針について、取締役(監査等委員である者を除く。)は取締役会、監査等委員である取締役は監査等委員である取締役の協議で決定しております。

(方針の内容の概要)

役員報酬等は、経営基本理念に則り、生命保険会社としてお客様に対する長期にわたる保障責任を全うし、ご契約者利益の最大化に資する長期性・安定性を重視した体系および水準といたします。

役員報酬等の体系は、固定報酬である「月例報酬」と、業績連動報酬である「賞与」「業績連動退任時報酬」で構成しております。役員報酬等の額に対する固定報酬と業績連動報酬の割合に関し、経営の安定性を高める観点から、過半を固定報酬としております。また、業績連動報酬については、経営環境や業績等を共有する観点から、全役員に支給することとしており、総報酬に占める業績連動報酬の割合は、社内役員が40%程度、社外役員が10%程度としております。

役員報酬等の水準については、総代会で定められた報酬等の額の範囲内で、経営環境、業績、第三者による国内企業経営者の報酬等に関する調査、各役員役位、在任年数および職務内容ならびにリスク管理を含む中長期的な観点での経営への貢献度等を総

合的に勘案するとともに、取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬等の水準については、指名・報酬諮問委員会で審議を行うこととしております。

業績連動報酬の水準の決定にあたっては、保障責任の全うや安定配当等を旨とする生命保険事業の長期性、過度なリスクを抑制する観点等から、前年度の基礎利益を基礎としつつ、経営環境・業績等を総合的に勘案して決定することとしております。

各取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬等の具体的金額の決定については、取締役全員（監査等委員である者を除く。）の同意のもと、代表取締役社長に一任することができます。指名・報酬諮問委員会は、一任を受けた代表取締役社長による決定が適切に行われるよう、代表取締役社長への一任の前に審議を行い、取締役会に意見を答申するものとしております。

(報酬等の内容が方針に沿うものであると取締役会が判断した理由)

当社は、取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬等については、社外取締役を委員長とする当社の指名・報酬諮問委員会による審議を経て、代表取締役社長へ一任していることから、本方針に沿うものと判断しております。

<取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬等の決定の一任>

(委任を受けた者の氏名並びに地位及び担当)

代表取締役社長 清水 博

(委任された権限の内容)

各取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬等の具体的金額の決定

(権限を委任した理由)

当社は、各取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬等の具体的金額の決定は各取締役（監査等委員である者を除く。）の評価等を総合的に判断することが必要であるため、当該決定について、2022年7月5日の取締役会において、取締役（監査等委員である者を除く。）全員の同意のもと、代表取締役社長 清水博氏に一任いたしました。

(権限が適切に行使されるようにするための措置)

当該決定が適切に行われるよう、指名・報酬諮問委員会は代表取締役社長 清水博氏への一任の前に審議を行い、取締役会に意見を答申するとともに、代表取締役社長 清水博氏が決定した内容について、指名・報酬諮問委員会にて確認いたしました。

(3) 責任限定契約・補償契約

(年度末現在)

氏名	責任限定契約の内容の概要
牛島 信 (社外取締役)	保険業法第53条の36で準用する会社法第427条第1項の規定および定款第36条第2項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める限度まで限定します。
今井 和男 (社外取締役)	
三浦 惺 (社外取締役)	
富田 哲郎 (社外取締役)	
濱田 純一 (社外取締役)	
今井 敬 (社外取締役 (監査等委員))	
豊泉 貴太郎 (社外取締役 (監査等委員))	
但木 敬一 (社外取締役 (監査等委員))	
佐藤 良二 (社外取締役 (監査等委員))	

(注) 補償契約について、該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約

(年度末現在)

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社の取締役（監査等委員である取締役を含む）、執行役員および監査等特命役員	当社は、保険業法第53条の38において準用する会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該契約は、被保険者が役員としての職務の執行に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違反行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

(注) 当社は2022年7月5日の第75回総代会の決議により監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しており、監査等委員会設置会社移行前の被保険者の範囲は、当社の取締役、監査役および執行役員となります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

(年度末現在)

氏名	兼職その他の状況
牛島 信 (社外取締役)	牛島総合法律事務所 シニア・パートナー 株式会社朝日工業社 社外監査役 特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク 理事長
今井 和男 (社外取締役)	虎門中央法律事務所 代表弁護士
三浦 惺 (社外取締役)	日本電信電話株式会社 特別顧問 株式会社ひろぎんホールディングス 社外取締役 (監査等委員) 東急不動産ホールディングス株式会社 社外取締役
富田 哲郎 (社外取締役)	東日本旅客鉄道株式会社 取締役会長 日本製鉄株式会社 社外取締役 ENEOSホールディングス株式会社 社外取締役 一般社団法人東京経営者協会 会長 公益財団法人東日本鉄道文化財団 会長 学校法人愛育学園 理事長
濱田 純一 (社外取締役)	一般財団法人映画倫理機構 代表理事 公益財団法人放送文化基金 理事長 公益社団法人国土緑化推進機構 理事長
今井 敬 (社外取締役 (監査等委員))	日本製鉄株式会社 名誉会長 日本テレビホールディングス株式会社 社外取締役 日本テレビ放送網株式会社 社外取締役
豊泉 貴太郎 (社外取締役 (監査等委員))	品川リフラクトリーズ株式会社 社外取締役 (監査等委員) 三愛オブリ株式会社 社外監査役
但木 敬一 (社外取締役 (監査等委員))	株式会社ミロク情報サービス 社外監査役 株式会社アール・エス・シー 社外取締役
佐藤 良二 (社外取締役 (監査等委員))	株式会社みずほフィナンシャルグループ 社外取締役

(注) 当社と上記の社外役員の兼職先との間には、特別の関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
牛島 信 (社外取締役)	2007年 7月就任	取締役会13回開催、 うち13回出席 社外取締役委員会1回開催、 うち1回出席 指名・報酬諮問委員会 4回開催、うち4回出席 社外取締役会議6回開催、 うち6回出席	取締役会、社外取締役委員会、指名・報酬諮問委員会および社外取締役会議に出席し、主に、豊富な見識・経験を有する弁護士としての専門的な見地および客観的な視点から、発言を適宜行う等、当社経営に対し監督や助言等を行っております。
今井和男 (社外取締役)	2008年 7月就任	取締役会13回開催、 うち13回出席 社外取締役委員会1回開催、 うち1回出席 指名・報酬諮問委員会 4回開催、うち4回出席 社外取締役会議6回開催、 うち6回出席	取締役会、社外取締役委員会、指名・報酬諮問委員会および社外取締役会議に出席し、主に、豊富な見識・経験を有する弁護士としての専門的な見地および客観的な視点から、発言を適宜行う等、当社経営に対し監督や助言等を行っております。
三浦 惺 (社外取締役)	2017年 7月就任	取締役会13回開催、 うち13回出席 社外取締役委員会1回開催、 うち1回出席 指名・報酬諮問委員会 4回開催、うち4回出席 社外取締役会議6回開催、 うち6回出席	取締役会、社外取締役委員会、指名・報酬諮問委員会および社外取締役会議に出席し、主に、豊富な見識・経験を有する会社経営者としての観点および客観的な視点から、発言を適宜行う等、当社経営に対し監督や助言等を行っております。
富田哲郎 (社外取締役)	2020年 7月就任	取締役会13回開催、 うち12回出席 社外取締役委員会1回開催、 うち1回出席 指名・報酬諮問委員会 4回開催、うち4回出席 社外取締役会議6回開催、 うち6回出席	取締役会、社外取締役委員会、指名・報酬諮問委員会および社外取締役会議に出席し、主に、豊富な見識・経験を有する会社経営者としての観点および客観的な視点から、発言を適宜行う等、当社経営に対し監督や助言等を行っております。
濱田純一 (社外取締役)	2021年 7月就任	取締役会13回開催、 うち12回出席 社外取締役委員会1回開催、 うち1回出席 指名・報酬諮問委員会 4回開催、うち4回出席 社外取締役会議6回開催、 うち6回出席	取締役会、社外取締役委員会、指名・報酬諮問委員会および社外取締役会議に出席し、主に、豊富な見識・経験を有する学識経験者としての観点および客観的な視点から、発言を適宜行う等、当社経営に対し監督や助言等を行っております。
今井 敬 (社外取締役 (監査等委員))	1995年 7月就任	取締役会13回開催、 うち13回出席 監査役会3回開催、 うち3回出席 監査等委員会10回開催、 うち10回出席 社外取締役会議6回開催、 うち6回出席	取締役会、監査役会、監査等委員会および社外取締役会議に出席し、主に、豊富な見識・経験を有する会社経営者としての観点および客観的な視点から、発言を適宜行う等、当社経営に対し監督や助言、監査等を行っております。
豊泉 貴太郎 (社外取締役 (監査等委員))	2004年 7月就任	取締役会13回開催、 うち13回出席 監査役会3回開催、 うち3回出席 監査等委員会10回開催、 うち10回出席 社外取締役会議6回開催、 うち6回出席	取締役会、監査役会、監査等委員会および社外取締役会議に出席し、主に、豊富な見識・経験を有する弁護士としての専門的な見地から、発言を適宜行う等、当社経営に対し監督や助言、監査等を行っております。
但木 敬一 (社外取締役 (監査等委員))	2009年 7月就任	取締役会13回開催、 うち13回出席 監査役会3回開催、 うち3回出席 監査等委員会10回開催、 うち10回出席 社外取締役会議6回開催、 うち6回出席	取締役会、監査役会、監査等委員会および社外取締役会議に出席し、主に、豊富な見識・経験を有する弁護士としての専門的な見地から、発言を適宜行う等、当社経営に対し監督や助言、監査等を行っております。
佐藤 良二 (社外取締役 (監査等委員))	2016年 7月就任	取締役会13回開催、 うち13回出席 監査役会3回開催、 うち3回出席 監査等委員会10回開催、 うち10回出席 社外取締役会議6回開催、 うち6回出席	取締役会、監査役会、監査等委員会および社外取締役会議に出席し、主に、豊富な見識・経験を有する公認会計士としての専門的な見地から、発言を適宜行う等、当社経営に対し監督や助言、監査等を行っております。

(注) 1. 今井敬、豊泉貴太郎、但木敬一および佐藤良二の在任期間については、監査役就任からの期間を記載しており、2022年7月5日の監査等委員会設置会社移行と同時に、監査等委員である取締役に選任され就任しております。

2. 取締役会等への出席状況については、監査等委員会設置会社移行前後の各会議への出席状況を記載しております。なお、監査等委員会設置会社移行前の会議は、社外取締役委員会および監査役会です。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	保険会社からの報酬等	保険会社の親会社等からの報酬等
報酬等合計	9	159 (20)	—

(注) 1. 上記「支給人数」および「保険会社からの報酬等」の内訳は、以下のとおりです。

- ・取締役（監査等委員である者を除く。） 5名 89百万円（11百万円）
- ・監査等委員である取締役 4名 46百万円（0百万円）
- ・監査役 4名 23百万円（9百万円）

2. 上記「保険会社からの報酬等」には、取締役（監査等委員である者を除く。）に対する、役員賞与金5百万円および業績連動退任時報酬の単年度積立額6百万円ならびに監査役に対する役員賞与金4百万円および業績連動退任時報酬の単年度積立額4百万円を含み、これらの合計を括弧内書しております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 基金に関する事項

(1) 基金拠出額

基金拠出額	100,000百万円
-------	------------

(2) 当年度末基金拠出者数

当年度末基金拠出者数	2名
------------	----

(3) 基金拠出者

基金拠出者の氏名又は名称	当社への基金拠出状況	
	基金拠出額	基金拠出割合
日本生命2019基金流動化株式会社	50,000 ^{百万円}	50.00 [%]
日本生命2021基金流動化株式会社	50,000	50.00

(注) 上記基金拠出者は、基金債権を裏付け資産とする社債を発行し、発行代わり金を基金債権の購入資金に充当しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 業務執行社員 樋口誠之 指定有限責任社員 業務執行社員 白田英生 指定有限責任社員 業務執行社員 山口圭介 指定有限責任社員 業務執行社員 古西大介	公認会計士法（昭和23年法律第103号） 第2条第1項の業務に係わる報酬等の額 331百万円 上記以外の業務に基づく報酬等の額 37百万円	当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容および報酬見積りの算出根拠、会計監査の職務遂行状況、取締役その他社内関係部署の意見等について確認を行い、審議した結果、これらについて相当であると判断し、会計監査人の報酬等の額に同意いたしました。 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、「企業年金等に関する業務の内部統制の整備・運用状況に関する検証業務」等についての対価を支払っております。

(注) 当社および当社子法人等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額644百万円

(2) 責任限定契約・補償契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

なお、当社監査等委員会は、会計監査人が保険業法第53条の9第5項により読み替えられた同条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、会計監査人を解任いたします。

ロ. 当社の重要な子法人等である、Nippon Life Insurance Company of America、MLC Limited および Nippon Life India Asset Management Limitedは、当社の会計監査人以外の監査法人（Baker Tilly U.S. LLP、Ernst & Young Australia および S.R. Batliboi & Co.LLP）の監査を受けております。

ハ. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する会計監査人に関する各種指針等に基づき策定した基準により、会計監査人が独立性や専門性を有しているか等について確認を行い、会計監査人の評価および選定を行っております。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

法令に基づく業務の適正を確保するための体制の整備についての取締役会決議は以下のとおりです。また、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は各項目の破線枠内のとおりです。

内部統制システムの基本方針

I. 役職員の職務の執行の効率性を確保するための体制

【取締役会の任務の遂行】

- ①当社は、取締役会の任務の遂行のため、取締役会を原則として月1回以上開催するとともに、必要に応じて臨時に開催する。
- ②当社は、法令および定款の定めに基づき、重要な業務執行の決定を取締役に委任する。

【執行体制】

- ①当社は、取締役会の定める方針に沿って業務執行を行うとともに、業務執行の状況について定期的な分析および評価を行う。
- ②当社は、業務執行を担当する者として取締役会で選任された執行役員が特定の業務分野を担当し、担当執行役員が全事業領域を分担する担当執行役員制を採用する。
- ③当社は、経営に関する重要事項についての議論および取締役会から委任を受けた業務執行の決定のための協議等を行うことを任務とする経営会議ならびに経営会議を補佐し特定事項についての審議を任務とする各種委員会を設置する。
- ④当社は、業務執行を効率的かつ円滑に行うため、必要な組織および職制ならびに業務執行の権限と責任を定める社内規程を制定する。
- ⑤当社は、次に掲げる組織等について、他の組織等からの独立を図る等、健全な機能発揮を確保する体制を整備する。
 - (ア) 保険の引受け、保険契約の管理および保険金等の支払いを担当する組織
 - (イ) お客様申出およびお客様情報の統括管理を担当する組織
 - (ウ) 保険募集管理等を担当する組織
 - (エ) 融資審査を担当する組織
 - (オ) 資産の時価算定、資産査定および償却・引当を担当する組織
 - (カ) 外部委託管理を担当する組織
 - (キ) 利益相反管理を担当する組織
 - (ク) コンプライアンス統括を担当する組織
 - (ケ) リスク管理を担当する組織
 - (コ) 内部監査を担当する組織
 - (サ) 保険計理人

<業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>

【取締役会の任務の遂行】

- ・2022年度、取締役会を13回開催。
- ・取締役会は、法令および定款の定めに基づき、取締役社長に重要な業務執行の決定を委任。

【執行体制】

- ・2022年度経営計画に基づき業務執行を行うとともに、業務執行の状況について適宜取締役会に報告。
- ・取締役会決議により、健全な組織の機能発揮の確保も意識して執行役員の担当業務分野を決定し、担当執行役員で全事業領域を分担。
- ・2022年度、経営会議を27回開催。
- ・2022年度は、19の常置委員会、1の特別委員会、8の専門委員会を設置。
- ・業務執行に必要な組織および職制を設置し、その配置を定める「組織規程」およびその権限と責任を定める「職務権限規程」を制定。

Ⅱ. コンプライアンス推進体制

【コンプライアンス推進体制の整備】

- ①当社は、コンプライアンスに関する基本的な事項を定める基本方針、業務執行にあたって遵守すべき原則等を定める規程その他の社内規程を制定する。
- ②当社は、全社会的なコンプライアンス統括を担当する組織を設置する。
- ③当社は、コンプライアンス課題に対する対応策および取組状況のモニタリングの審議を任務とする委員会を設置する。
- ④当社は、取締役会において、コンプライアンスの状況を定期的に確認する。

【反社会的勢力への対応体制の整備】

- ①当社は、反社会的勢力との一切の関係遮断に取り組むため、反社会的勢力への対応を担当する組織を設置するとともに、反社会的勢力への対応策の審議を任務とする委員会を設置する等、必要な体制を整備する。

【内部通報体制の整備】

- ①当社は、法令等遵守の観点から問題が生じた場合（懸念を含む。）に、法令および社内規程に基づく内部通報を行うことができる体制を整備する。

<業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>

【コンプライアンス推進体制の整備】

- ・「コンプライアンス基本方針」「行動規範」を制定。
- ・コンプライアンス統括部およびコンプライアンス委員会を設置し、2022年度はコンプライアンス委員会を4回開催。
- ・コンプライアンスの取組状況を定期的に取締役会に報告。

【反社会的勢力への対応体制の整備】

- ・総務部および反社会的勢力対策専門委員会を設置し、2022年度は反社会的勢力対策専門委員会を4回開催。
- ・反社会的勢力への対応を定める「反社会的勢力対策規程」等を制定。

【内部通報体制の整備】

- ・「内部通報規程」等を制定し、公益通報者保護法に基づく通報または行動規範に基づく行動規範照会の窓口を社内・社外に設置。

Ⅲ. リスク管理体制

【リスク管理体制の整備】

- ①当社は、リスク管理に関する基本的な事項を定める基本方針、統合的なリスク管理に関する方針および各種リスク管理に関する方針その他の社内規程を制定する。
- ②当社は、業務執行に係る各種リスクの個別かつ統合的な管理を担当する組織を設置する。
- ③当社は、統合的なリスク管理および各種リスク管理に関する方針、手法等ならびに総合的、専門的な見地からの現状分析、評価等の審議を任務とする委員会を設置する。
- ④当社は、取締役会において、リスク管理の状況を定期的に確認する。

【危機管理体制の整備】

- ①当社は、危機管理に関する基本的な事項を定める基本方針その他の社内規程を制定する。
- ②当社は、危機事象に係る対応を担当する組織を設置するとともに、危機管理のうち災害対策に係る態勢整備等の審議を任務とする委員会を設置する等、危機管理のために必要な体制を整備する。

<業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>

【リスク管理体制の整備】

- ・「リスク選好およびリスク管理の基本方針」「統合的リスク管理方針」「保険引受リスク管理方針」「流動性リスク管理方針」等を制定。
- ・リスク管理統括部、事務リスク管理室、システムリスク管理室、運用リスク管理室および情報資産管理室ならびにリスク管理委員会、事務リスク管理専門委員会、システムリスク管理専門委員会、運用リスク管理専門委員会および情報資産管理専門委員会を設置し、2022年度はリスク管理委員会を14回、事務リスク管理専門委員会を6回、システムリスク管理専門委員会を6回、運用リスク管理専門委員会を13回、情報資産管理専門委員会を4回開催。
- ・リスク管理の状況を定期的に取締役会に報告。

【危機管理体制の整備】

- ・「危機管理方針」「危機管理規程」「災害対策マニュアル」等を制定。
- ・「危機管理方針」「危機管理規程」にて危機管理に対応する組織を指定。危機管理のうち災害等については、災害対策委員会を設置し、2022年度は災害対策委員会を3回開催。

IV. 情報の保存および管理に関する体制

- ①当社は、当社が保有するすべての情報資産を適切に取扱い保護するための基本的な事項を定める基本方針、情報資産の保存年限および保管方法を定める規程その他の社内規程を制定する。
- ②当社は、情報資産保護の統括管理を担当する組織および文書保存の統括管理を担当する組織を設置する。
- ③当社は、保有するすべての情報資産の保護制度および情報資産保護に係る諸課題への対応の審議を任務とする委員会を設置する。
- ④当社は、取締役が経営会議議事録および決裁書等の社内規程によって定める情報資産を閲覧できる体制を整備する。

<業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>

- ・「情報資産保護に関する基本方針」および「文書管理規程」を制定。
- ・情報資産保護の統括管理の担当組織として情報資産管理室、文書保存の統括管理の担当組織として総務部、また、情報資産管理専門委員会を設置し、2022年度は情報資産管理専門委員会を4回開催。
- ・社内規程にて、取締役が社内文書等の情報資産を閲覧できる旨を規定。

V. その他の業務の適正を確保するための体制

【財務報告の信頼性の確保のための体制】

- ①当社は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の基本計画を策定し、財務報告に係る内部統制の構築を図るとともに、企業会計審議会意見書を基準に評価を実施する。
- ②当社は、財務報告に係る内部統制体制の構築に向けた取組みの推進および指示を担当する組織を設置する。

【内部監査体制】

- ①当社は、内部監査に関する基本的な事項を定める基本方針その他の社内規程を制定する。
- ②当社は、監査対象組織から独立し、内部監査の実施等を担当する組織を設置するとともに、当該組織と監査等委員会および会計監査人との連携体制を整備する。
- ③当社は、内部監査の基本計画の策定に際し、その決定前に監査等委員会に報告を行うとともに、内部監査結果等を監査等委員会に定期的にかつ必要に応じて報告し、監査等委員会の意見等を求める。
- ④当社は、取締役会決議により内部監査の基本計画を策定するとともに、取締役会において、内部監査の状況を定期的に確認する。

<業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>

【財務報告の信頼性の確保のための体制】

- ・「財務報告に係る内部統制の基本計画」を策定し、企業会計審議会意見書を基準に評価を実施。
- ・財務報告に係る内部統制体制の構築に向けた取組みの推進および指示を担当する主計部を設置。

【内部監査体制】

- ・「内部監査基本方針」「内部監査規程」等を制定。
- ・監査部を設置し、「内部監査基本方針」「内部監査規程」にて監査部が他の執行部門からの独立性を確保する旨、および外部監査人等と連携する旨を規定。
- ・監査等委員会に対し、2023年度内部監査の基本計画について決定前に報告するとともに、2022年度内部監査結果等を報告。
- ・取締役会において2023年度内部監査の基本計画を決議するとともに、内部監査結果等を報告。

VI. グループ会社の業務の適正を確保するための体制

【グループ会社管理のための規程の制定】

- ①当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するため、グループ会社に対して行う経営管理に関する基本的な事項を定める基本方針、具体的な経営管理方法を定める規程その他の社内規程を制定する。
- ②当社は、当社グループのコンプライアンスに関する基本的な事項を定める基本方針その他の社内規程を制定する。
- ③当社は、グループ会社に対するリスク管理に関する基本的な事項を定める基本方針その他の社内規程を制定する。
- ④当社は、グループ会社の内部監査態勢に関し当社が行う管理、指導等および当社のグループ会社に対する監査に関する基本的な事項を定める基本方針その他の社内規程を制定する。

【グループ会社の管理組織等の設置】

- ①当社は、全グループ会社の経営管理を統括する組織を設置するとともに、グループ会社ごとにその全般的経営管理を担当する組織を設定する。また、コンプライアンス、リスク管理および内部監査等に関しグループ会社管理を統括する組織を設置するとともに、必要に応じてグループ会社における内部統制の状況等の審議を任務とする委員会を設置する等、グループ会社に対し横断的および個社別に経営管理を実施する体制を整備する。
- ②当社は、取締役会において、当社グループ全体の経営状況等について定期的に確認する。

【グループ会社からの報告等の体制】

- ①当社は、グループ会社に対し、経営状況等について定期的な報告を求めるとともに、コンプライアンスおよびリスク管理上重要な事項や異常事象等について速やかな報告を求める。
- ②当社は、当社の役職員が必要に応じてグループ会社の取締役または監査役に就任すること等を通じて、当該グループ会社の取締役の職務の執行を監督および監査する。

<業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>

【グループ会社管理のための規程の制定】

- ・「グループ会社管理基本方針」「グループ会社コンプライアンス方針」「グループ会社リスク管理方針」「グループ会社内部監査方針」等を制定。

【グループ会社の管理組織等の設置】

- ・グループ事業推進部を設置するほか、グループ会社ごとに管理担当部を設定。
- ・コンプライアンスに関してグループ会社管理を統括するコンプライアンス統括部、リスク管理に関してグループ会社管理を統括するリスク管理統括部、内部監査に関してグループ会社を統括する監査部を設置。
- ・コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等にて、グループ会社の内部統制の状況等を審議。
- ・主要なグループ会社の経営状況等を定期的に取締役会に報告。

【グループ会社からの報告等の体制】

- ・役職員がグループ会社の取締役または監査役に就任しているほか、グループ会社より適宜、適切な報告を求め、受領。

Ⅶ. 監査等委員会補助者に関する体制

【監査等委員会補助者の配置】

- ①当社は、必要に応じて、取締役会決議により、監査等委員会の指示を受けて監査等委員会の職務全般を補助する監査等特命役員を任命する。
- ②当社は、監査等特命役員のほか、監査等委員会の職務の補助を担当する組織を設置するとともに、監査等委員会の指示を受けて監査等委員会の職務を補助すべき者（以下、監査等特命役員を含めて「監査等委員会補助者」という。）を任命する。

【監査等委員会補助者の独立性の確保】

- ①当社は、役職員（監査等委員である取締役および監査等委員会補助者を除く。）からの監査等委員会補助者の独立性を確保するため、その人事および処遇について、監査等委員会または監査等委員会が規程により定める監査等委員の同意を得たうえで行う。

【監査等委員会の指示の実効性の確保】

- ①当社は、監査等委員会の監査等委員会補助者に対する指示の実効性を確保するため、監査等委員会補助者には必要な知識および能力を備えた十分な人数を任命する。
- ②当社は、監査等委員会補助者が、監査等委員会補助職務に関して監査等委員会の指示に従う体制を整備する。

<業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>

【監査等委員会補助者の配置】

- ・監査等委員会の職務の補助に必要な知識および能力を備えた監査等特命役員1名、および監査等委員会室14名の監査等委員会補助者を任命。

【監査等委員会補助者の独立性の確保】

- ・監査等委員会補助者の人事および処遇については、監査等委員会または「監査等委員会監査等基準」により定める監査等委員の同意を得て実施。

【監査等委員会の指示の実効性の確保】

- ・監査等委員会補助者は、必要な知識および能力を十分に備えており、監査等委員会補助職務に関してもしっかり監査等委員会の指示に従っている。

Ⅷ. 監査等委員会への報告に関する体制

- ①当社は、重大な法令または定款違反その他業務または業績に影響を与える重要な事項について、速やかに監査等委員会に報告（監査等委員または監査等委員会補助者を通じた報告を含む。以下本章において同じ。）するとともに、業務執行の状況および監査等委員会から報告を求められた事項について適時適切に監査等委員会に報告する。
- ②当社は、コンプライアンス、リスク管理および内部監査の状況（グループ会社に関する事項も含む。）等について、定期的にかつ必要に応じて監査等委員会に報告する。
- ③グループ会社の役職員等またはこれらの者から報告を受けた当社の役職員は、グループ会社における重大な法令または定款違反その他業務または業績に影響を与える重要な事項について、速やかに当社の監査等委員会に報告するとともに、グループ会社の業務執行の状況および当社の監査等委員会から報告を求められた事項について、適時適切に監査等委員会に報告する。
- ④当社は、監査等委員会に報告をした者に対し、当該報告を理由として不利な取扱いを行わない。

<業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>

- ・ 役職員は、重大な法令または定款違反その他業務または業績に影響を与える重要な事項について、速やかに監査等委員会に報告するとともに、業務執行の状況および監査等委員会から報告を求められた事項について適時適切に監査等委員会に報告。
- ・ 役職員は、コンプライアンス、リスク管理および内部監査の状況（グループ会社に関する事項も含む。）等について、定期的にかつ必要に応じて監査等委員会に報告。
- ・ グループ会社の役職員等またはこれらの者から報告を受けた当社の役職員は、グループ会社における重大な法令または定款違反その他業務または業績に影響を与える重要な事項について、速やかに当社の監査等委員会に報告するとともに、グループ会社の業務執行の状況および当社の監査等委員会から報告を求められた事項について、適時適切に監査等委員会に報告。
- ・ 監査等委員会に報告をした者に対し、当該報告を理由とした不利な取扱いは行っていない。

IX. その他の監査等委員会の監査の実効性を確保するための体制

【監査等委員の職務の執行について生ずる費用等】

- ①当社は、監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。以下本章において同じ。）について必要な費用（弁護士、公認会計士その他の社外専門家を活用するための費用および監査等委員会補助者の監査等委員会補助職務に関する費用を含む。）の請求をしたときは、当該請求に係る費用が監査等委員の職務の執行に必要でない認められる場合を除き、これを支払う。

【その他の体制】

- ①当社は、監査等委員会が選定した監査等委員が経営会議その他の重要な会議に出席し意見を述べること、ならびに経営会議議事録および決裁書等の社内規程によって定める情報資産を閲覧することができる体制を整備する。
- ②当社は、監査等委員会が選定した監査等委員に対し、法令および社内規程に基づく内部通報の内容を速やかに連絡するとともに、その運用状況を定期的に報告する。
- ③監査等特命役員は、監査等委員会の指示に基づき、上記①および②に記載の監査等委員と同様の情報収集等を行うことができる。

<業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>

【監査等委員の職務の執行について生ずる費用等】

- ・ 監査等委員の職務の執行に必要な費用は、年初に予算を定めたくえで、適宜、適切に支払を実施。

【その他の体制】

- ・ 監査等委員会が選定した監査等委員は、各種会議の規程等に基づき、経営会議その他の重要な会議に出席し、必要に応じ意見を陳述。また、必要に応じ、情報資産の閲覧を実施。
- ・ 常勤の監査等委員に対し、内部通報の内容を速やかに連絡するとともに、運用状況を定期的に報告。
- ・ 監査等特命役員は、監査等委員会の指示および社内規程に基づき、監査等委員と同様の情報収集等を実施。

<監査等委員会設置会社移行前の監査役職務の執行に関する状況>

当社は、2022年7月5日開催の第75回定時総代会の決議により、監査等委員会設置会社に移行した。移行前の監査役職務の執行に関する状況は次のとおり。

- ・当社は、監査役職務を補助すべき組織として監査役室を設置し、また、監査役補助者の任命・解任・人事異動、人事評価および懲戒処分について、監査役の同意を必要とすること等を通じ、監査役補助者の取締役からの独立性を確保。また、監査役補助者には、監査役補助業務に必要な知識・能力を備えた者を任命すること等を通じ、監査役の監査役補助者に対する指示の実効性を確保。
- ・当社は、「コンプライアンス基本方針」「リスク選好およびリスク管理の基本方針」「内部監査基本方針」等を制定し、重大な法令・定款違反その他当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、速やかに監査役に報告する体制を構築。また、コンプライアンス、リスク管理の状況および内部監査結果等について定期的に監査役に報告。加えて、「内部通報規程」に基づく通報・照会の内容を全件速やかに監査役に報告するとともに、内部通報制度の運用状況を定期的に監査役に報告。当該通報・照会を行った者に対しては、同規程に基づき、通報・照会を行ったことを理由として、解雇その他いかなる不利益取扱いや通報者の職場環境の悪化がないよう適切な措置を実施。
- ・当社は、「監査役監査基準」の制定等を通じ、監査役が監査役監査に必要な費用を会社に請求する体制を整備しており、監査役から当該費用の請求があった場合は当該費用の支出を実施。また、同基準に基づき、監査役による取締役会等の主要な会議への出席、決裁書等の重要書類の閲覧、当社事業所の調査、実質子会社に対する事業の報告徴求等、監査役の監査が実効的に行われるために必要な措置を実施。

7. その他

(経営・相互会社制度運営に関する事項)

1. 2022年5月25日、11月24日および2023年3月2日、当社東京本部の会場ならびにオンラインにて評議員会を開催しました。
2. 2022年7月5日、第75回定時総代会において、定款の一部変更が決議され、2022年7月6日、届出事項について金融庁長官へ届出を行いました。この定款の一部変更は、監査等委員会設置会社への移行として、①「監査役」、「監査役会」に関する規定の変更・削除および「監査等委員会」を置くことその他「監査等委員会」に関する規定の新設・変更、②監査等委員である取締役の員数、選任、任期、報酬等に関する規定の新設・変更、③取締役会の決議により重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる旨の規定の新設、④上記に伴う関連する文言の変更・削除、条数の変更その他所要の変更をするもの、およびその他の変更として、①総代会の議長につき、取締役社長が担う旨を明確化、②「会長」、「社長」以外の取締役役位の削除、③規定間の表現を統一する観点からの所要の変更をするものです。
3. 2022年8月から9月にかけて、2023年度総代改選に関する社員投票が実施されました。
4. 2022年12月2日、会場ならびにオンラインにて総代懇談会を開催しました。
5. 2023年1月から3月にかけて、全国の支社等の会場とオンラインを組み合わせたハイブリッド形式等にて開催したニッセイ懇話会において、総代167名を含む、ご契約者等2,222名から、5,957件のご意見・ご要望をいただきました。
6. 2023年3月31日現在の社員数は9,588,583名、総代数は196名です。

(商品・サービス等に関する事項)

1. 2022年4月、個人保険・個人年金保険の一部商品について、保険料率を改定しました。この対応により、低金利環境においても、長期にわたる安定的な資産形成および保障確保等のお客様のニーズにお応えします。
2. 2022年4月および10月、保険契約者に対する契約の貸付利率を改定しました。この対応により、ご契約者の資金ニーズにより一層お応えします。
3. 2022年4月、「ニッセイみらいのカタチ」の「新3大疾病保障保険“3大疾病 3充マル”」を発売しました。がん・急性心筋梗塞・脳卒中の3大疾病や死亡の保障に加え、重症化前の疾病の保障やがん検診に関する保障を組み込み、早期治療による重症化予防や、早期発見をサポートします。
4. 2022年4月、確定給付企業年金向けの新品として、「ニッセイ一般勘定プラス（確定給付企業年金保険一般勘定特約（2022））」を発売しました。予定利率0.50%を保証し、さらに運用成果等に応じて配当金をお支払いする商品です。
5. 2022年9月、新型コロナウイルス感染症に罹患している可能性がある方の加入等のモラルリスクへの対応として「入院総合保険“NEW in 1”」と「入院継続時収入サポート保険“取 NEW 1”」について、給付金の

最高限度額を引き下げております。

(注) 2023年4月より、「NEW in 1」と「収 NEW 1」について「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上、「新型インフルエンザ等感染症」「新感染症」「指定感染症」に該当する疾病について、不担保期間を導入しております。

- 2023年1月、市中金利等の好転を踏まえ、一時払終身保険の保険料率を改定しました。
- 2023年1月、「新無配当扱特約付団体定期保険“みんなの団体定期保険”」を発売しました。中堅企業向けに開発した、デジタル手続きを前提とした任意加入型の団体定期保険です。

(お客様の声を経営に反映する取組に関する事項)

- 当社では、当社の消費者志向経営に関する理念や取組方針を記載した「消費者志向自主宣言」に基づき、「お客様の声」を経営にいかす取組を実施しております。2022年度は全国の支社・ライフプラザ等において、206.4万件のお声を頂戴しました。このうち「お客様から寄せられるご不満の申し出（事実関係の有無は問わない）」である苦情は6.3万件、ご意見・ご要望は3.4万件となっております。こうしたお客様からの苦情やご意見・ご要望については発生原因等を分析し、その結果を営業職員の活動や事務サービスの改善等に反映させる取組を進めております。また、お客様の声を経営にいかす取組の結果をまとめた「お客様の声白書」を2022年11月に発行しました。白書はお客様との対話ツールとして活用しております。

(地域・社会貢献活動に関する事項)

- 44都道府県・116市区町村と締結した包括連携協定や、当社が全社で展開している「ACTION CSR-V～7万人の社会貢献活動～」等を通じ、全国各地で地域・社会へのさまざまな貢献活動に取り組んでおります。
 - がん検診の受診を推奨するピラの配布や、自治体と連携したがんに関するセミナーの開催等を行っております。
 - 自転車保険の加入義務化等、各地域の自転車条例の周知を通じ、交通安全の啓発を行っております。
 - 当社職員が中学校・高校で講師となり、保険やライフデザインの大切さを子どもたちに伝える「出前授業」「受入授業」を39都道府県の138校で実施し、14,722名に参加いただきました。
 - 経済的に困難な状況にある高校生・受験浪人生407名に、大学進学準備費用の支援を行いました。
 - 陸上競技の桐生祥秀選手による「かけっこ教室」や野球部の「野球教室」、女子卓球部の「卓球教室」等のスポーツ教室を開催し、31都道府県で5,405名に参加いただきました。
 - 車いすバスケットボール体験会や講演会を開催するとともに、お客様へ試合観戦等をご案内し、7都道府県で4,328名に参加いただきました。
 - 「ニッセイの森」を中心とした森林保全活動に、18都道府県で848名が参加しました。また、ライフプラザでの「ニッセイ森の教室」等、子ども向け環境教育を継続して実施しております。
- 2022年7月5日の取締役会決議により、社会厚生福祉事業助成資金のうち、公益財団法人日本生命済生会へ24億2000万円^(※)を、公益財団法人日本生命財団へ1億8500万円を、公益財団法人ニッセイ文化振興財団へ1億7800万円を、公益財団法人ニッセイ緑の財団へ1億2200万円を、公益財団法人ニッセイ聖隷健康福祉財団へ9500万円を支出しました。

※2017年12月に竣工した日本生命病院の建物の一部現物（18億3800万円分）を含む。

(組織に関する事項)

- 2023年3月24日、ニューヨーク事務所を閉鎖しました。なお、ニューヨーク事務所の機能は2021年5月1日にNippon Life Americas, Inc.に移管しております。

(役員に関する事項)

- 2022年7月5日、第75回定時総代会において、取締役役に筒井義信、清水博、鬼頭誠司、松永陽介、三笠裕司、藤本宣人、朝日智司、赤堀直樹、佐藤和夫、大澤晶子、牛島信、今井和男、三浦惺、富田哲郎、濱田純一の15氏が再度選任され、また、岸淵和也、木村稔の両氏が新たに選任され、就任しました。また、同日、監査等委員である取締役に小林一生、今井敬、豊泉貫太郎、但木敬一、佐藤良二の5氏が新たに選任され、就任しました。なお、牛島信、今井和男、三浦惺、富田哲郎、濱田純一の5氏は社外取締役、今井敬、豊泉貫太郎、但木敬一、佐藤良二の4氏は監査等委員である社外取締役です。
- 2022年7月5日の取締役会決議により、同日付で、会長に取締役筒井義信が、社長に取締役清水博が再度選定され、就任するとともに、代表取締役に取締役会長筒井義信、取締役社長清水博、取締役鬼頭誠司、同松永陽介が再度選定され、就任しました。また、社長執行役員に代表取締役社長清水博が新たに選定され、就任しました。
- 2022年7月5日の監査等委員会決議により、同日付で、常勤の監査等委員に監査等委員である取締役小林一生が新たに選定され、就任しました。
- 2023年3月1日の取締役会決議により、2023年3月25日付で、代表取締役に取締役三笠裕司、同藤本宣人、同朝日智司の3氏が新たに選定され、就任するとともに、副社長執行役員に専務執行役員藤本宣人、同朝日智司の両氏が新たに選定され、就任しました。
- 2023年3月24日付で、代表取締役副社長執行役員鬼頭誠司、同松永陽介の両氏が代表取締役および執行役員を退任しました。

計算書類

2022年度 (2023年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	744,569	保険契約準備金	60,951,264
現金	69	支払備金	203,782
預貯金	744,500	責任準備金	59,675,536
コールローン	426,706	社員配当準備金	1,071,945
買入金銭債権	124,514	再保険借	394
有価証券	63,234,750	社債	1,263,265
国債	27,526,011	その他負債	4,283,512
地方債	905,096	売現先勘定	1,951,398
社債	2,029,531	借入金	937,308
株式	10,312,131	未払金	175,898
外国証券	19,122,228	未払費用	63,872
その他の証券	3,339,751	前受収益	16,818
貸付金	7,794,689	預り金	125,233
保険約款貸付	437,868	預り保証金	87,625
一般貸付	7,356,821	先物取引差金勘定	129
有形固定資産	1,723,066	金融派生商品	839,853
土地	1,137,664	金融商品等受入担保金	52,672
建物	546,152	リース債務	4,268
リース資産	4,124	資産除去債務	6,632
建設仮勘定	21,217	仮受金	13,418
その他の有形固定資産	13,907	その他の負債	8,383
無形固定資産	187,716	役員賞与引当金	439
ソフトウェア	86,049	退職給付引当金	378,333
その他の無形固定資産	101,666	ポイント引当金	8,444
再保険貸	269	価格変動準備金	1,584,428
その他資産	1,342,332	繰延税金負債	149,863
未収金	220,050	再評価に係る繰延税金負債	99,350
前払費用	18,274	支払承諾	62,486
未収収益	301,363	負債の部合計	68,781,784
預託金	31,905	(純資産の部)	
先物取引差入証拠金	108,687	基金	100,000
先物取引差金勘定	371	基金償却積立金	1,350,000
金融派生商品	247,094	再評価積立金	651
仮払金	7,765	剰余金	506,285
その他の資産	406,820	損失填補準備金	21,282
支払承諾見返	62,486	その他剰余金	485,003
貸倒引当金	△8,530	社会厚生福祉事業助成資金	351
投資損失引当金	△28,502	財務基盤積立金	221,917
		圧縮積立金	73,248
		圧縮特別勘定積立金	2,961
		別段積立金	170
		当期末処分剰余金	186,354
		基金等合計	1,956,936
		その他有価証券評価差額金	5,297,929
		繰延ヘッジ損益	△376,317
		土地再評価差額金	△56,264
		評価・換算差額等合計	4,865,347
		純資産の部合計	6,822,283
資産の部合計	75,604,068	負債及び純資産の部合計	75,604,068

貸借対照表の注記

1. 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日、以下「時価算定会計基準適用指針」という）を当期から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取り扱いに従っており、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を当期の期首時点から将来にわたって適用しております。これにより、一部の投資信託については、従来、取得原価をもって貸借対照表価額としておりましたが、当期より、時価をもって貸借対照表価額としております。
2. (1) 有価証券、預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に基づき有価証券として取り扱うものは、次のとおり評価しております。
 - ① 売買目的有価証券については、期末日の市場価格等に基づく時価（売却原価の算定は移動平均法）
 - ② 満期保有目的の債券については、移動平均法に基づく償却原価（定額法）
 - ③ 「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については、移動平均法に基づく償却原価（定額法）
 - ④ 子会社株式会社及び関連会社株式（保険業法第2条第12項に規定する子会社および保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものが発行する株式ならびに保険業法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等が発行する株式をいう）については、移動平均法に基づく原価
 - ⑤ その他有価証券
 - イ 期末日の市場価格等に基づく時価（売却原価の算定は移動平均法、取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については、移動平均法による償却原価法（定額法）
 - ロ 市場価格のない株式等については、移動平均法に基づく原価
- (2) その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 保険種類・払方・残存年数・通貨・資産運用方針等により設定している小区分に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。なお、次の保険契約を特定し、小区分としております。
 - ① 一時払商品・団体年金保険契約以外について、全ての保険契約
 - ② 新予定利率変動型個別保険以外の一時払商品（円建）について、全ての保険契約
 - ③ 有期利率保証型以外の団体年金保険契約について、全ての保険契約
 - ④ 上記を除く全ての一時払商品（米ドル建）契約
 - ⑤ 上記を除く全ての一時払商品（豪ドル建）契約
 - ⑥ 上記を除く全ての一時払商品（ユーロ建）契約

なお、経済価値ベースのALMの更なる推進を図るため、当期より、責任準備金のデュレーションの計算方法について、経済価値ベースの評価方法に準拠するよう変更しております。この変更による貸借対照表および損益計算書への影響はありません。
4. 金融派生商品は、市場価格等に基づく時価により評価しております。
5. ① 有形固定資産の減価償却は、次の方法により行っております。
 - イ 有形固定資産（リース資産を除く）
 - (i) 建物
定額法により行っております。
 - (ii) 上記以外
定率法により行っております。
なお、その他の有形固定資産のうち取得価額が20万円未満のものの一部については、3年間で均等償却を行っております。
 - ロ リース資産
 - (i) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法により行っております。
 - (ii) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間に基づく定額法により行っております。
- ② 無形固定資産に計上しているソフトウェアの減価償却は、定額法により行っております。
6. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算は、「外貨建取引等会計処理基準」（企業会計審議会）に基づき行っております。なお、為替相場の著しい変動があり、かつ、回復の見込みがないと判断される外貨建その他有価証券については、期末日の為替相場または期末日以前1カ月の平均為替相場のいずれか円安の相場により円換算し、換算差額を有価証券評価損として計上しております。
7. (1) 貸倒引当金は、資産査定基準および償却・引当基準にのっとり、次のとおり計上しております。
 - ① 破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、以下(3)の直接減額後の債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
 - ② 現状経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
 - ③ 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算定した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を計上しております。
なお、経済状況に大きな影響を与える突発的な事象が発生した場合、将来の業績悪化が見込まれる債務者に対する債権については、債務者の財務情報等に未だ反映されていない信用リスクに対する影響額を見積もり、貸倒引当金を計上しております。

- (2) 全ての債権は、資産査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引き当てを行っております。
- (3) 破綻先および実質破綻先に対する債権（担保・保証付債権を含む）については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その額は1,975百万円（担保・保証付債権に係る額54百万円）であります。
8. 投資損失引当金は、投資による損失に備えるため、資産査定基準および償却・引当基準ののっとり、市場価格のない株式等について、将来発生する可能性のある損失見込額を計上しております。
9. 役員賞与引当金は、役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
10. (1) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。
- (2) 退職給付債務ならびに退職給付費用の処理方法は、次のとおりです。
- | | |
|-----------------|---------|
| ①退職給付見込額の期間帰属方法 | 給付算定式基準 |
| ②数理計算上の差異の処理年数 | 5年 |
| ③過去勤務費用の処理年数 | 5年 |
11. ポイント引当金は、保険契約者等に付与したポイントの利用による費用負担に備えるため、将来発生すると見込まれる額を計上しております。
12. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算定した額を計上しております。
13. ヘッジ会計は、次の方法により行っております。
- ①ヘッジ会計の手法については、主に、外貨建貸付金の一部に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、保険契約の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第26号）に基づく金利スワップによる繰延ヘッジ、外貨建債券の一部、外貨建貸付金の一部および外貨建劣後特約付社債に対する為替変動に係るキャッシュ・フローのヘッジとして通貨スワップによる繰延ヘッジおよび振当処理、外貨建債券等の一部に対する為替変動に係る価格変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジ、国内株式の一部に対する価格変動リスクのヘッジとして株式先渡による時価ヘッジを適用しております。
- ②ヘッジ手段とヘッジ対象
- | | |
|---------|-------------------------|
| (ヘッジ手段) | (ヘッジ対象) |
| 金利スワップ | 外貨建貸付金、保険契約 |
| 通貨スワップ | 外貨建債券、外貨建貸付金、外貨建劣後特約付社債 |
| 為替予約 | 外貨建債券等 |
| 株式先渡 | 国内株式 |
- なお、一部の金利スワップ取引については、金利指標の置き換えに伴い、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第40号 2022年3月17日）における特例的な取り扱いを適用しております。
- ③ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によるものであります。
14. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上のうえ5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。
15. 当期より当社を通算親会社として、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これにより、法人税および地方法人税の会計処理ならびにこれらに関する税効果会計の会計処理は、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従っております。
16. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるために積み立てるものであります。保険料積立金については、次の方式により計算しております。
- なお、保険業法施行規則第69条第5項の規定により、一部の個人年金保険契約および一部の終身保険契約を対象として積み立てた責任準備金が含まれております。
- ①標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）
- ②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
- なお、2019年度より、一部の終身保険契約（一時払契約を含む）について、保険料払込終了後契約等を対象に、責任準備金を追加して積み立てることとしております。また、2021年度より、責任準備金を追加して積み立てる終身保険契約（一時払契約を含む）の対象を拡大し、そのうち既に保険料払込終了後等となっている契約（一時払契約を含む）については、5年間にわたり段階的に積み立てることとしております。この結果、当期に追加積み立てを行わなかった場合に比べ、責任準備金が276,550百万円増加し、また、経常利益および税引前当期純剰余が276,550百万円減少しております。
17. 既発生未報告支払備金（まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう）については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をした場合（以下「みなし入院」という）の入院給付金等の支払対象を当期中に変更したことにより、平成10年大蔵省告示第234号（以下「IBNR告示」という）第1条第1項本則に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR告示第1条第1項ただし書の規定に基づき、以下の方法により算出した額を計上しております。
- (計算方法)
- みなし入院に係る既発生未報告支払備金とみなし入院以外に係る既発生未報告支払備金に区分して計算しております。みなし入院以外に係る既発生未報告支払備金については、IBNR告示第1条第1項本則に掲げる全ての期間の既発生未報告支払備金積立所要額および保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR告示第1条第1項本則と同様の方法により算出しております。
- みなし入院に係る既発生未報告支払備金については、支払事由の発生から請求までに要する平均的な期間を踏まえ、2022年9月26日以降の重症化リスクの高い方のみなし入院に係る額および新規感染者数、直近2カ月の新規感染者数に基づき算出しております。

18. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号)に基づき識別した重要な会計上の見積りは、子会社株式及び関連会社株式の評価であります。
当期末の貸借対照表に計上されている子会社株式及び関連会社株式の金額は、1,604,403百万円であります。市場価格のない子会社株式及び関連会社株式については、財政状態の悪化により実質価額が著しく下落した場合には、相当の減額処理を行う必要がありますが、生命保険会社である子会社および関連会社の株式の評価に際しては、実質価額として当該子会社等の企業価値評価額を使用しております。実質価額の算定には、子会社等の将来業績等の仮定を含んでいるため、当該仮定に変化が生じた場合は、子会社株式及び関連会社株式の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。詳細は、連結損益計算書の注記第2項をご参照ください。
19. 一般勘定(保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定)の資産運用については、生命保険契約の特性を踏まえたうえで、中長期的な運用の基軸となるポートフォリオを策定し、さらに環境見通しを勘案した運用計画を立てております。これに基づき、将来の保険金・給付金等の支払いを確実に履行するため、円建の安定した収益が期待できる公社債や貸付金などを中核的な資産と位置付けるとともに、中長期的な収益の向上を図る観点から株式、外国証券などに投資しております。また、デリバティブ取引については、主に資産または負債のリスクをコントロールすることを目的としております。具体的には、金利関連では金利スワップおよび金利スワップション、通貨関連では為替予約、通貨オプションおよび通貨スワップ、株式関連では株式先渡、株価指数先物および株式オプション等を活用し、その一部についてヘッジ会計を適用しております。主に、有価証券は市場リスクおよび信用リスク、貸付金は信用リスク、デリバティブ取引は市場リスクおよび信用リスクに晒されております。市場リスクとは、金利や為替、株式等の変動により保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクです。信用リスクとは、主に貸付金や社債について、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少・消失し、損失を被るリスクです。信用リスクにはカントリーリスクを含みます。これらのリスクに対して、資産運用リスクに関する管理諸規程に基づき管理しております。市場リスクの管理にあたっては、投融資取引に伴う過大な損失の発生を抑制するため、資産の特性に合わせて、運用限度枠を設定しております。また、その遵守状況をモニタリングし、経営会議の諮問機関である運用リスク管理専門委員会に定期的に報告するとともに、ルール抵触時にリスクを許容範囲内に抑制する体制を整備しております。この他、ポートフォリオ全体の市場リスクをコントロールするため、統計的分析手法を用いて、ポートフォリオ全体の市場バリュアット・リスクを合理的に算定し、許容されるリスクの範囲内で適切な資産配分を行っております。信用リスクの管理にあたっては、投融資執行部門から独立した審査管理部門による個別取引の厳格な審査など信用力分析を行う体制を整備しております。また、リスクに見合ったリターン獲得のための貸付金利ガイドライン、取引先の信用度を区分する社内格付け、信用リスクが特定の企業・グループ・国に集中することを防止するための与信リミットの設定・モニタリング等により、良質なポートフォリオの構築に努めております。また、ポートフォリオ全体の信用リスク量の計測として、信用バリュアット・リスクを算定し、リスク量が適切な範囲内に収まっているかどうかのモニタリングを実施しております。
20. 金融商品の時価等に関する事項は、次のとおりです。
なお、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する金融商品については、注記を省略しております。
- (1) 主な金融商品の貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表価額 (*1)	時価 (*2)	差額
買入金銭債権	124,514	126,610	2,096
責任準備金対応債券	110,212	112,309	2,096
その他有価証券	14,301	14,301	-
有価証券 (*3,*4,*5)	61,533,783	62,287,921	754,138
売買目的有価証券	744,325	744,325	-
責任準備金対応債券	26,943,793	27,612,412	668,618
子会社株式及び関連会社株式	128,615	214,135	85,519
その他有価証券	33,717,048	33,717,048	-
貸付金 (*6)	7,787,622	7,783,432	(4,190)
保険約款貸付	437,717	437,717	-
一般貸付	7,349,904	7,345,714	(4,190)
金融派生商品 (*7)	(592,758)	(592,758)	-
ヘッジ会計が適用されていないもの	(68,413)	(68,413)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(524,345)	(524,345)	-
社債 (*6,*8)	(1,263,265)	(1,221,587)	(△41,677)
借入金 (*8)	(937,308)	(897,308)	(△40,000)

(*1) 貸倒引当金を計上したものについては、当該引当金を控除しております。

(*2) 当期に減損処理した銘柄については、減損処理後の貸借対照表価額を時価としております。

(*3) 非上場株式等の市場価格のない株式等については、含めておりません。これらの保有目的ごとの当期末における貸借対照表価額は、子会社株式及び関連会社株式983,548百万円、その他有価証券56,198百万円であります。

- (*4) 時価算定会計基準適用指針第24-16項を適用し、組合等への出資残高については、含めておりません。当該組合等の貸借対照表価額は、661,220百万円であります。
- (*5) 時価算定会計基準適用指針第24-3項または第24-9項を適用した投資信託を含めております。
- (*6) 金利スワップの特例処理および通貨スワップの振当処理を適用している金融派生商品については、ヘッジ対象とされている貸付金および社債と一体として処理されているため、その時価は、貸付金および社債に含めて記載しております。
- (*7) 金融派生商品によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。
- (*8) 社債および借入金は負債に計上しており、()で示しております。
- (2) 保有目的ごとの有価証券等に関する事項は、次のとおりです。

①売買目的有価証券

特別勘定に係る有価証券を売買目的有価証券として区分しており、当期の損益に含まれた評価差額は△7,194百万円であります。

②満期保有目的の債券

当期末残高はありません。

③責任準備金対応債券

種類ごとの貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表価額	時価	差額
時価が貸借対照表価額を超えるもの	買入金銭債権	98,850	101,398	2,548
	公社債	15,809,355	17,532,201	1,722,846
	外国証券	23,649	24,444	794
	小計	15,931,855	17,658,045	1,726,189
時価が貸借対照表価額を超えないもの	買入金銭債権	11,361	10,910	△451
	公社債	11,003,765	9,956,565	△1,047,200
	外国証券	107,022	99,200	△7,822
	小計	11,122,149	10,066,676	△1,055,473
合計		27,054,005	27,724,721	670,715

④その他有価証券

種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表価額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	取得原価 または償却原価	貸借対照表価額	差額
貸借対照表価額が取得原価または償却原価を超えるもの	買入金銭債権	547	551	4
	公社債	2,267,369	2,385,247	117,878
	株式	3,532,662	9,234,086	5,701,423
	外国証券	8,813,491	10,980,287	2,166,795
	その他の証券	834,445	934,837	100,391
	小計	15,448,516	23,535,010	8,086,493
貸借対照表価額が取得原価または償却原価を超えないもの	買入金銭債権	14,445	13,750	△695
	公社債	1,000,279	958,017	△42,262
	株式	437,305	351,401	△85,903
	外国証券	7,353,018	6,818,269	△534,748
	その他の証券	2,173,691	2,054,902	△118,789
	小計	10,978,739	10,196,340	△782,399
合計		26,427,256	33,731,350	7,304,093

※市場価格のない株式等56,198百万円、組合等への出資残高168,980百万円は含めておりません。

当期において、318百万円減損処理を行っております。

なお、株式（外国株式を含む）については、時価が取得原価に比べて著しく下落したものに付き、期末日の市場価格等に基づき減損処理しております。

株式の時価が著しく下落したと判断する基準は、次のとおりです。

イ 期末日以前1カ月の市場価格等の平均が取得原価の50%以下の銘柄

ロ 期末日以前1カ月の市場価格等の平均が取得原価の50%超70%以下かつ過去の市場価格や発行会社の業況等が一定の要件に該当する銘柄

(3) 主な金銭債権債務の返済予定額および満期のある有価証券の償還予定額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
買入金銭債権	8,000	2,036	32,848	82,221
責任準備金対応債券	－	2,036	27,779	80,328
その他有価証券	8,000	－	5,069	1,892
有価証券	919,639	6,880,879	9,959,777	32,924,312
責任準備金対応債券	434,529	2,891,158	3,927,100	19,978,477
その他有価証券	485,109	3,989,721	6,032,676	12,945,835
貸付金	871,825	2,498,770	1,945,983	2,034,918
社債	－	－	－	1,263,265
借入金	12,662	3,645	－	921,000

※保険約款貸付等の期間の定めのないものは含めておりません。

また、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等で返済予定額が見込めないもの6,789百万円は含めておりません。

21. (1) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は、次のとおりです。

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

イ 時価をもって貸借対照表価額とする金融商品

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	－	13,536	765	14,301
その他有価証券	－	13,536	765	14,301
有価証券（*1）	15,792,085	17,067,943	182,698	33,042,727
売買目的有価証券	315,330	428,994	－	744,325
その他有価証券	15,476,754	16,638,948	182,698	32,298,401
公社債	2,366,005	977,259	－	3,343,265
国債	2,366,005	－	－	2,366,005
地方債	－	65,931	－	65,931
社債	－	911,328	－	911,328
株式	9,504,669	80,818	－	9,585,487
外国証券	3,606,079	12,613,296	182,698	16,402,074
公社債	2,722,203	7,037,411	182,698	9,942,314
株式等	883,875	5,575,884	－	6,459,760
その他の証券	－	2,967,573	－	2,967,573
金融派生商品（*2）	1,707	(594,579)	112	(592,758)
金利関連	－	(189,285)	112	(189,172)
通貨関連	－	(406,226)	－	(406,226)
その他	1,707	932	－	2,640

（*1）時価算定会計基準適用指針第24-3項または第24-9項を適用した投資信託を含めておりません。当該投資信託の貸借対照表価額は、投資信託財産が金融商品である投資信託1,379,977百万円、投資信託財産が不動産である投資信託39,600百万円であり、当期首残高から当期末残高への調整表は、次のとおりです。

（*2）金融派生商品によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

(単位：百万円)

	投資信託財産が 金融商品の投資信託 (*3)	投資信託財産が 不動産の投資信託	合計
当期首残高	975,582	36,203	1,011,785
当期の損益	347,475	△ 4,172	343,302
純損益に計上 (*4)	15,563	△ 144	15,418
評価・換算差額等合計に計上 (*5)	331,912	△ 4,028	327,883
購入、売却および償還	56,919	7,569	64,488
時価算定会計基準適用指針第24-3項 または第24-9項の適用を開始した取引	-	-	-
時価算定会計基準適用指針第24-3項 または第24-9項の適用を中止した取引	-	-	-
当期末残高	1,379,977	39,600	1,419,577
当期の損益に計上した額のうち当期末に おいて保有する投資信託の評価損益 (*4)	-	-	-

(*3) 主に解約が1カ月を超えて制限されるものがあり、当該投資信託の貸借対照表価額は、1,356,157百万円であります。

(*4) 損益計算書の資産運用収益および資産運用費用に含まれております。

(*5) 貸借対照表の評価・換算差額等合計のうち、その他有価証券評価差額金に含まれております。

□ 時価をもって貸借対照表価額としない金融商品

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	-	-	112,309	112,309
責任準備金対応債券	-	-	112,309	112,309
有価証券	25,692,306	2,132,493	582	27,825,382
責任準備金対応債券	25,692,306	1,919,522	582	27,612,412
公社債	25,637,882	1,850,302	582	27,488,767
外国証券	54,424	69,220	-	123,644
子会社株式及び関連会社株式	-	212,970	-	212,970
貸付金	-	-	7,783,432	7,783,432
保険約款貸付	-	-	437,717	437,717
一般貸付	-	-	7,345,714	7,345,714
社債 (*6)	-	(1,221,587)	-	(1,221,587)
借入金 (*6)	-	(881,000)	(16,308)	(897,308)

(*6) 社債および借入金は負債に計上しており、() で示しております。

(2) 主な金融商品の時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明は、次のとおりです。

① 有価証券および買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づき有価証券として取り扱うもの活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式、国債、上場投資信託等がこれに含まれております。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債等がこれに含まれております。公表された相場価格が入手できない場合には、主に外部情報ベンダーより入手した評価額または委託会社が算出した基準価額等によっております。観察できないインプットを用いていないまたはその影響が重要でない場合はレベル2の時価、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

② 貸付金

イ 保険約款貸付

貸付金額を解約返戻金の範囲内に限る等の特性により返済期限を設けていない貸し付けであり、返済の見込まれる期間および金利条件等より、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としており、レベル3に分類しております。

□ 一般貸付

変動金利貸付については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、貸付先の信用状態が実行後大きく異ならない場合、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。一方、固定金利貸付については、貸付金の種類および内部格付け、期間に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローを市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いた現在価値を時価としております。また、通貨スワップの振当処理、金利スワップの特例処理の対象とされた貸し付けについては、当該時価を反映しております。

なお、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から将来キャッシュ・フローの現在価値または担保および保証による回収見込み額等に基づいた貸倒見積高を控除した額を時価としております。算出された時価はいずれもレベル3に分類しております。

③金融派生商品

活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に債券先物取引、株価指数先物取引がこれに含まれております。公表された相場価格が利用できない場合は主に外部情報ベンダーより入手した評価額によっております。観察できないインプットを用いていないまたはその影響が重要でない場合はレベル2の時価、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

④社債

当社の発行する社債については、市場価格を時価としており、レベル2の時価に分類しております。また、通貨スワップの振当処理の対象とされた社債については、当該時価を反映しております。

⑤借入金

変動金利借入については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、当社の信用状態が実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としており、レベル3に分類しております。一方、固定金利借入については、原則、将来キャッシュ・フローを当社の信用リスクを加味した同様の借り入れにおいて想定される利率で割り引いた現在価値を時価としており、レベル3の時価に分類しております。ただし、証券化公募スキームを利用した借り入れについては、当該借り入れを裏付けとして発行される社債の市場価格を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

(3) 時価をもって貸借対照表価額とする金融商品のうちレベル3の時価に関する情報は、次のとおりです。

①時価の算定に用いた重要な観察できないインプットに関する定量的情報

当社自身が観察できないインプットを推計していないため、注記を省略しております。

②当期首残高から当期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

	買入金銭債権 その他有価証券	有価証券 その他有価証券	金融派生商品 金利関連
当期首残高	6,210	452,664	116
当期の損益	426	7,231	△345
純損益に計上 (* 1)	499	11,600	△345
評価・換算差額等合計に計上 (* 2)	△73	△4,369	-
購入、売却、発行および決済	△5,871	△277,197	342
レベル3の時価への振り替え	-	-	-
レベル3の時価からの振り替え	-	-	-
当期末残高	765	182,698	112
当期の損益に計上した額のうち 当期末において保有する 金融商品の評価損益 (* 1)	-	-	△340

(* 1) 損益計算書の資産運用収益および資産運用費用に含まれております。

(* 2) 貸借対照表の評価・換算差額等合計のその他有価証券評価差額金に含まれております。

③時価の評価プロセスの説明

当社は社内で決定した時価の算定に関する方針に基づき時価を算定しており、当該方針に定める時価の算定に用いる評価技法およびインプットの妥当性ならびに時価のレベルの分類の適切性を確認しております。

時価の算定にあたっては、個々の金融商品の性質、特性およびリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法およびインプットの確認や他ベンダーの提供時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

④重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

当社自身が観察できないインプットを推計していないため、注記を省略しております。

22. 当期末における賃貸等不動産の貸借対照表価額は1,237,586百万円、時価は1,767,428百万円であります。

当社では、賃貸用のオフィスビル・賃貸商業施設等を有しており、当期末の時価は、主に不動産鑑定評価基準に基づいて算定した額であります。

また、賃貸等不動産の貸借対照表価額に含まれている資産除去債務に対応する額は4,387百万円であります。

23. (1) 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の合計額は29,637百万円であります。その内訳は、次のとおりです。

①破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は10,041百万円であります。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続き開始、更生手続き開始または再生手続き開始の申し立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権であります。

②危険債権額は18,064百万円であります。

なお、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受け取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。

③三月以上延滞債権額は50百万円であります。

なお、三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないものであります。

④貸付条件緩和債権額は1,481百万円であります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返

済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものであります。

- (2) 取立不能見込額の直接減額を行った結果、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は1,975百万円減少しております。
24. 有形固定資産の減価償却累計額は1,236,690百万円であります。
25. 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定資産の額は1,146,588百万円であります。
なお、負債の額も同額であります。
26. 子会社等に対する金銭債権の総額は119,058百万円、金銭債務の総額は22,238百万円であります。
27. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。
- | | |
|--------------------|--------------|
| イ 当期首現在高 | 1,060,577百万円 |
| ロ 前期剰余金よりの繰入額 | 199,868百万円 |
| ハ 当期社員配当金支払額 | 209,674百万円 |
| ニ 利息による増加額 | 21,174百万円 |
| ホ 当期末現在高 (イ+ロ-ハ+ニ) | 1,071,945百万円 |

28. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。
なお、各社債について、それぞれ監督当局の事前承認等を前提として、当社の裁量により繰上償還をすることが可能であります。
通貨スワップによる振当処理を適用している社債の発行年月および繰上償還可能日は、次のとおりです。

発行年月	繰上償還可能日
2014年10月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日
2016年 1月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日
2017年 9月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日
2020年 1月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日
2021年 1月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日
2021年 9月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日

29. その他負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金921,000百万円が含まれております。
また、2023年4月20日に、次のとおり円建劣後特約付借入を実施しております。

借入総額	800億円
利率	借入日から当初10年間固定金利 以降5年間固定金利を5年ごとに更新
返済期限	借入日から30年後（借入日から10年後およびその5年後ごとの応当日に、監督当局の事前承認等を前提として、当社の裁量により期限前弁済可能）
資金使途	一般事業資金

30. 担保に供されている資産の額は、有価証券3,056,167百万円、土地252百万円、建物36百万円であります。また、担保に係る債務の額は1,959,782百万円であります。
なお、上記には、売現先取引による買い戻し条件付の売却1,844,304百万円および売現先勘定1,951,398百万円をそれぞれ含んでおります。
31. 子会社等の株式および出資金の総額は1,604,403百万円であります。
なお、当社は、2023年1月24日に、Resolution Life Group Holdings Ltd.に出資する投資事業有限責任組合に対し、10億米ドルを上限とする出資を行うことを決議しております。当出資により、当社の累計出資額は、最大16.5億米ドルとなる見込みです。
32. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は1,137,896百万円であります。
33. 売却または再担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、消費貸借契約で借り入れている有価証券であり、当期末において、全て当該処分を行わず所有しており、その時価は132,566百万円であります。
34. 貸付金に係るコミットメントおよびこれに準ずる契約の貸付未実行残高は322,872百万円であります。
35. 退職給付に関する事項は、次のとおりです。

- (1) 採用している退職給付制度の概要
当社は、内務職員・営業総合職等については、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

営業職員等については、確定給付型の制度として、退職一時金制度および自社年金制度を設けております。

- (2) 確定給付制度

- ①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

イ 期首における退職給付債務	618,899百万円
ロ 勤務費用	26,661百万円
ハ 利息費用	3,713百万円
ニ 数理計算上の差異の当期発生額	2,335百万円
ホ 退職給付の支払額	△35,974百万円
ヘ 期末における退職給付債務 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	615,636百万円

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

イ 期首における年金資産	239,463百万円
ロ 期待運用収益	3,520百万円
ハ 数理計算上の差異の当期発生額	△3,988百万円
ニ 事業主からの拠出額	5,768百万円
ホ 退職給付の支払額	△13,495百万円
ヘ 期末における年金資産 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	231,267百万円

③退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

イ 積立型制度の退職給付債務	235,544百万円
ロ 年金資産	△231,267百万円
	4,277百万円
ハ 非積立型制度の退職給付債務	380,091百万円
ニ 未認識数理計算上の差異	△8,670百万円
ホ 未認識過去勤務費用	2,635百万円
ヘ 退職給付引当金 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	378,333百万円

④退職給付に関連する損益

イ 勤務費用	26,661百万円
ロ 利息費用	3,713百万円
ハ 期待運用収益	△3,520百万円
ニ 数理計算上の差異の当期の費用処理額	2,840百万円
ホ 過去勤務費用の当期の費用処理額	△1,317百万円
ヘ 確定給付制度に係る退職給付費用 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	28,377百万円

⑤年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

イ 生命保険一般勘定	58.7%
ロ 現金及び預貯金	21.0%
ハ 外国証券	12.4%
ニ 国内株式	4.4%
ホ 国内債券	3.5%
ヘ 合計 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	100.0%

⑥長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑦数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は、次のとおりです。

イ 割引率	0.6%
ロ 長期期待運用収益率	1.5%

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は2,260百万円です。

36. (1) 繰延税金資産の総額は2,133,044百万円であり、繰延税金負債の総額は2,199,294百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は83,612百万円であります。繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金1,294,199百万円、価格変動準備金442,055百万円および繰延ヘッジ損益175,626百万円であります。繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券評価差額金2,028,811百万円であります。
- (2) 当期における法定実効税率は27.9%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、社員配当準備金△25.0%であります。
37. 土地の再評価に関する法律に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。
- 再評価を行った年月日 2002年3月31日
- 再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令第2条第1号に定める公示価格および第2条第4号に定める路線価に基づき、合理的な調整を行って算定しております。
38. 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という）の額は175百万円であります。
39. 保険業法施行規則第30条第2項に規定する額は4,922,263百万円であります。

2022年度 (2022年4月1日から) 損益計算書 (2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		7,360,995
保険料等収入	4,647,991	
保険料	4,646,819	
再保険収入	1,172	
資産運用収益	2,594,821	
利息及び配当金等収入	1,728,151	
預貯金利息	3,004	
有価証券利息・配当金	1,479,023	
貸付金利息	122,250	
不動産賃貸料	112,193	
その他利息配当金	11,679	
有価証券売却益	805,588	
有価証券償還益	28,309	
為替差益	31,355	
投資損失引当金戻入額	364	
その他運用収益	1,053	
その他経常収益	118,182	
年金特約取扱受入金	5,971	
保険金据置受入金	71,018	
その他の経常収益	41,192	
経常費用		7,113,111
保険金等支払金	4,099,273	
保険金	1,073,139	
年金	807,193	
給付金	857,331	
解約返戻金	1,167,297	
その他返戻金	192,304	
再保険料	2,007	
責任準備金等繰入額	1,030,263	
支払備金繰入額	11,356	
責任準備金繰入額	997,732	
社員配当金積立利息繰入額	21,174	
資産運用費用	1,191,746	
支払利息	37,477	
有価証券売却損	874,392	
有価証券評価損	6,234	
有価証券償還損	7,045	
金融派生商品費用	175,940	
貸倒引当金繰入額	4,855	
賃貸用不動産等減価償却費	19,286	
その他運用費用	60,204	
特別勘定資産運用損	6,310	
事業費	565,673	
その他経常費用	226,154	
保険金据置支払金	93,968	
税金	53,019	
減価償却費	53,844	
退職給付引当金繰入額	129	
その他の経常費用	25,191	
経常利益		247,884
特別利益		8,427
固定資産等処分益	2,623	
価格変動準備金戻入額	5,804	
特別損失		53,430
固定資産等処分損	6,202	
減損損失	11,465	
不動産圧縮損	1,208	
社会厚生福祉事業助成金	3,000	
関係会社株式評価損	31,554	
税引前当期純剰余		202,882
法人税及び住民税		29,564
法人税等調整額		△14,135
法人税等合計		15,428
当期純剰余		187,453

損益計算書の注記

1. 保険料等収入、保険金等支払金の計上方法は、次のとおりです。
 - (1) 保険料等収入（再保険収入を除く）は、原則として、入金があるものについて、当該入金金額により計上しております。
 - (2) 保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。
2. 子会社等との取引による収益の総額は51,372百万円、費用の総額は38,439百万円であります。
3. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券128,906百万円、株式等298,813百万円、外国証券377,868百万円であります。
4. 有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券177,489百万円、株式等100,820百万円、外国証券596,081百万円であります。
5. 有価証券評価損の主な内訳は、株式等4,268百万円、外国証券1,966百万円であります。
6. 責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額は7百万円であります。
7. 金融派生商品費用には、評価損益が△114,963百万円含まれております。
8. 減損損失に関する主な内容は、次のとおりです。

①資産をグルーピングした方法

賃貸用不動産等および遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに一つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等全体で一つの資産グループとしております。

②減損損失の認識に至った経緯

一部の資産グループに著しい収益性の低下または時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

③減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

(単位：百万円)

用途	土地	建物	合計
賃貸用不動産等	2,864	1,046	3,910
遊休不動産等	4,030	3,523	7,554
合計	6,895	4,569	11,465

④回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、物件により使用価値または正味売却価額を適用しております。

なお、使用価値については、原則として将来キャッシュ・フローを3.0%で割り引いて算定しております。また、正味売却価額については、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額または基準価格等を基に算定しております。

9. 当社の連結子会社であるNippon Life Americas, Inc.において、米国金利上昇の影響を受け、同社が出資する、資産運用会社の預り資産が減少したことに伴い、株式の実質価額が投資簿価と比べ著しく低下したため、同社株式の減損処理を行い、関係会社株式評価損として10,691百万円を特別損失に計上しております。
また、当社の持分法適用会社であるPT Sequisおよび生命保険会社のPT Asuransi Jiwa Sequis Lifeにおいて、想定していた新契約販売量を下回ったことにより、企業価値評価額が低下したことに伴い、株式の実質価額が投資簿価と比べ著しく低下したため、同社株式の減損処理を行い、関係会社株式評価損として合計で20,862百万円を特別損失に計上しております。
10. 関連当事者との取引は、次のとおりです。
子会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	期末残高
子会社	ニッセイ信用保証株式会社	大阪府 大阪市	950	債務保証 業務	100%	債務保証等 役員の兼務等	当社の 貸付に対する 債務保証 (*)	761,700

(*) 債務者とニッセイ信用保証株式会社との保証委託契約等に基づき、当社貸付金に対する債務保証を受けております。

2022年度 (2022年4月1日から2023年3月31日まで) 基金等変動計算書

(単位：百万円)

	基金等												基金等 合計
	基金	基金償却 積立金	再評価 積立金	損失填補 準備金	剰余金							剰余金 合計	
					危険準備 積立金	社会厚生 福祉事業 助成資金	財務基盤 積立金	圧縮 積立金	圧縮 特別勘定 積立金	別段 積立金	当期 未処分 剰余金		
当期首残高	100,000	1,350,000	651	19,988	71,917	351	-	71,839	1,007	170	357,789	523,063	1,973,714
当期変動額													
社員配当準備金の積立											△199,868	△199,868	△199,868
損失填補準備金の積立				1,294							△1,294	-	-
基金利息の支払											△265	△265	△265
当期純剰余											187,453	187,453	187,453
危険準備積立金の取崩					△71,917						71,917	-	-
社会厚生福祉事業 助成資金の積立						3,000					△3,000	-	-
社会厚生福祉事業 助成資金の取崩						△3,000					3,000	-	-
財務基盤積立金の積立							221,917				△221,917	-	-
圧縮積立金の積立								2,718			△2,718	-	-
圧縮積立金の取崩								△1,309			1,309	-	-
圧縮特別勘定積立金の 積立									1,953		△1,953	-	-
土地再評価差額金の取崩											△4,098	△4,098	△4,098
基金等以外の項目の 当期変動額(純額)													
当期変動額合計	-	-	-	1,294	△71,917	-	221,917	1,408	1,953	-	△171,435	△16,778	△16,778
当期末残高	100,000	1,350,000	651	21,282	-	351	221,917	73,248	2,961	170	186,354	506,285	1,956,936

	評価・換算差額等				純資産 合計
	その他 有価証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計	
当期首残高	6,112,896	△374,361	△60,363	5,678,172	7,651,886
当期変動額					
社員配当準備金の積立					△199,868
損失填補準備金の積立					-
基金利息の支払					△265
当期純剰余					187,453
危険準備積立金の取崩					-
社会厚生福祉事業 助成資金の積立					-
社会厚生福祉事業 助成資金の取崩					-
財務基盤積立金の積立					-
圧縮積立金の積立					-
圧縮積立金の取崩					-
圧縮特別勘定積立金の 積立					-
土地再評価差額金の取崩					△4,098
基金等以外の項目の 当期変動額(純額)	△814,967	△1,956	4,098	△812,824	△812,824
当期変動額合計	△814,967	△1,956	4,098	△812,824	△829,603
当期末残高	5,297,929	△376,317	△56,264	4,865,347	6,822,283

2022年度 (2023年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	1,590,868	保険契約準備金	71,359,550
コールローン	426,706	支払備金	267,686
買入金銭債権	244,146	責任準備金	69,968,872
有価証券	72,332,848	社員配当準備金	1,071,945
貸付金	8,636,410	契約者配当準備金	51,046
有形固定資産	1,858,492	再保険借	28,564
土地	1,199,750	社債	1,378,865
建物	592,624	その他負債	5,342,930
リース資産	6,028	役員賞与引当金	439
建設仮勘定	21,305	退職給付に係る負債	437,909
その他の有形固定資産	38,784	役員退職慰労引当金	634
無形固定資産	368,478	ポイント引当金	8,444
ソフトウェア	111,347	価格変動準備金	1,684,717
のれん	80,049	繰延税金負債	139,712
リース資産	23	再評価に係る繰延税金負債	99,350
その他の無形固定資産	177,057	支払承諾	62,523
再保険貸	12,925	負債の部合計	80,543,645
その他資産	2,032,999	(純資産の部)	
退職給付に係る資産	1,276	基金	100,000
繰延税金資産	36,701	基金償却積立金	1,350,000
支払承諾見返	62,523	再評価積立金	651
貸倒引当金	△9,728	連結剰余金	654,426
		基金等合計	2,105,077
		その他有価証券評価差額金	5,176,583
		繰延ヘッジ損益	△375,789
		土地再評価差額金	△56,264
		為替換算調整勘定	60,847
		退職給付に係る調整累計額	△5,938
		その他の包括利益累計額合計	4,799,438
		新株予約権	1,921
		非支配株主持分	144,567
		純資産の部合計	7,051,004
資産の部合計	87,594,649	負債及び純資産の部合計	87,594,649

連結計算書類の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

連結実質子会社数 15社

主要な連結実質子会社

ニッセイ信用保証株式会社
ニッセイ・リース株式会社
ニッセイ・キャピタル株式会社
ニッセイアセットマネジメント株式会社
ニッセイ情報テクノロジー株式会社
大樹生命保険株式会社
ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社
はなさく生命保険株式会社
ニッセイプラス少額短期保険株式会社
Nippon Life Insurance Company of America
Nippon Life Americas, Inc.
MLC Limited
Nippon Life India Asset Management Limited

ニッセイプラス少額短期保険株式会社は、少額短期保険会社として営業を開始し、重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

Nippon Life India Asset Management Limited傘下1社について、清算が完了したため、当連結会計年度より連結の範囲から除いております。

主要な非連結実質子会社は、Nippon Life Global Investors Americas, Inc.、ニッセイ商事株式会社およびニッセイ保険エージェンシー株式会社であります。

非連結実質子会社については、総資産、売上高、当期純損益および剰余金の点からみていずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結実質子会社数 0社

持分法適用の関連会社数 15社

主要な持分法適用の関連会社

日本マスタートラスト信託銀行株式会社
企業年金ビジネスサービス株式会社
長生人寿保險有限公司
Bangkok Life Assurance Public Company Limited
Reliance Nippon Life Insurance Company Limited
Post Advisory Group, LLC
PT Sequis
PT Asuransi Jiwa Sequis Life
The TCW Group, Inc.
Grand Guardian Nippon Life Insurance Company Limited

持分法を適用していない非連結実質子会社（Nippon Life Global Investors Americas, Inc.、ニッセイ商事株式会社他）および関連会社（株式会社エスエルタワーズ他）については、それぞれ連結純損益および連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいため、持分法を適用しておりません。

3. 連結実質子会社の事業年度等に関する事項

連結実質子会社のうち、在外会社の決算日は、12月31日および3月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、12月31日を決算日とする在外会社は、同日現在の決算財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. のれんの償却に関する事項

のれんおよび持分法適用の関連会社に係るのれん相当額（以下「のれん等」という）は、定額法により20年間で償却しております。ただし、重要性が乏しいものについては、発生時に全額償却しております。

連結貸借対照表の注記

1. 当社および一部の実質子会社は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日、以下「時価算定会計基準適用指針」という）を、当連結会計年度から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取り扱いに従っており、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。これにより、一部の投資信託については、従来、取得原価をもって連結貸借対照表価額としておりましたが、当連結会計年度より、時価をもって連結貸借対照表価額としております。
2. (1) 当社および一部の連結実質子会社の有価証券、預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に基づき有価証券として取り扱うものは、次のとおり評価しております。
 - ① 売買目的有価証券については、連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価（売却原価の算定は移動平均法）
 - ② 満期保有目的の債券については、移動平均法に基づく償却原価（定額法）
 - ③ 「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については、移動平均法に基づく償却原価（定額法）
 - ④ 非連結または持分法非適用の子会社株式及び関連会社株式（保険業法第33条の2第1項に規定する実質子会社および保険業法施行規則第24条の3第6項に規定する関連会社が発行する株式をいう）については、移動平均法に基づく原価
 - ⑤ その他有価証券
 - イ 連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価（売却原価の算定は移動平均法、取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については、移動平均法による償却原価法（定額法）
 - ロ 市場価格のない株式等については、移動平均法に基づく原価
- (2) その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 保険種類・払方・残存年数・通貨・資産運用方針等により設定している小区分に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。なお、次の保険契約を特定し、小区分としております。
 - (1) 当社
 - ① 一時払商品・団体年金保険契約以外について、全ての保険契約
 - ② 新予定利率変動型個別保険以外の一時払商品（円建）について、全ての保険契約
 - ③ 有期利率保証型以外の団体年金保険契約について、全ての保険契約
 - ④ 上記を除く全ての一時払商品（米ドル建）契約
 - ⑤ 上記を除く全ての一時払商品（豪ドル建）契約
 - ⑥ 上記を除く全ての一時払商品（ユーロ建）契約

なお、経済価値ベースのALMの更なる推進を図るため、当連結会計年度より、責任準備金のデュレーションの計算方法について、経済価値ベースの評価方法に準拠するよう変更しております。この変更による連結貸借対照表および連結損益計算書への影響はありません。
 - (2) 大樹生命保険株式会社
 - ① 終身保険・年金保険（40年以内）小区分（終身保険（定期付終身保険を含む）および年金保険から発生する将来キャッシュ・フロー中の40年以内の部分）
 - ② 拋出型企業年金（27年以内）小区分（拋出型企業年金保険から発生する将来キャッシュ・フロー中の27年以内の部分）
 - ③ 一時払外貨建養老保険（米ドル建）小区分1（2015年10月1日から2019年9月30日始期の一時払外貨建養老保険（米ドル建））
 - ④ 一時払外貨建養老保険（米ドル建）小区分2（2019年10月1日以降始期の一時払外貨建養老保険（米ドル建））
 - ⑤ 一時払外貨建養老保険（豪ドル建）小区分1（2015年10月1日から2019年9月30日始期の一時払外貨建養老保険（豪ドル建））
 - ⑥ 一時払外貨建養老保険（豪ドル建）小区分2（2019年10月1日以降始期の一時払外貨建養老保険（豪ドル建））
 - (3) ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社
 - ① 個人保険・個人年金商品（ただし一部保険種類を除く）
 - ② 終身がん保険・養老保険商品
 - ③ 一時払終身保険（確定積立金区分型）商品
 - ④ 上記を除く円建一時払商品（ただし、一時払定額年金については、契約日が2006年4月1日以降かつ契約日時点における被保険者年齢が80歳以上の契約を除く）
 - ⑤ 上記を除く米ドル建商品（ただし一部保険種類を除く）
 - ⑥ 上記を除く豪ドル建一時払年金商品
 - (4) はなさく生命保険株式会社
 全ての保険契約群を単一の小区分として、当該保険負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有する債券について責任準備金対応債券に区分しております。
4. 金融派生商品は、市場価格等に基づく時価により評価しております。
5. ① 有形固定資産の減価償却は、次の方法により行っております。
 - イ 有形固定資産（リース資産を除く）
 - (i) 建物
 定額法により行っております。
 - (ii) 上記以外
 主に定率法により行っております。

なお、当社および一部の連結実質子会社のその他の有形固定資産のうち取得価額が20万円未満のものの一部については、3年間で均等償却を行っております。
 - ロ リース資産
 - (i) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法により行っております。

(ii) 上記以外

リース期間に基づく定額法により行っております。

- ②無形固定資産に計上しているソフトウェアの減価償却は、定額法により行っております。
6. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算は、「外貨建取引等会計処理基準」(企業会計審議会)に基づき行っております。なお、為替相場の著しい変動があり、かつ、回復の見込みがないと判断される当社の外貨建その他有価証券については、連結会計年度末日の為替相場または連結会計年度末日以前1カ月の平均為替相場のいずれか円安の相場により円換算し、換算差額を有価証券評価損として計上しております。
- また、一部の連結実質子会社が保有する外貨建その他有価証券の換算差額のうち債券に係る換算差額については為替差損益として処理し、その他の外貨建その他有価証券に係る換算差額については全部純資産直入法により処理しております。
7. (1) 当社の貸倒引当金は、資産査定基準および償却・引当基準ののっとり、次のとおり計上しております。
- ①破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、以下(4)の直接減額後の債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
- ②現状経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- ③上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算定した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を計上しております。
- なお、経済状況に大きな影響を与える突発的な事象が発生した場合、将来の業績悪化が見込まれる債務者に対する債権については、債務者の財務情報等に未だ反映されていない信用リスクに対する影響額を見積もり、貸倒引当金を計上しております。
- (2) 当社の全ての債権は、資産査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引き当てを行っております。
- (3) 連結実質子会社については、主として資産査定基準および償却・引当基準等ののっとり、必要と認められた額を引き当てております。
- (4) 破綻先および実質破綻先に対する債権(担保・保証付債権を含む)については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その額は2,023百万円(担保・保証付債権に係る額71百万円)であります。
8. 役員賞与引当金は、役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
9. (1) 退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。
- (2) 当社および一部の連結実質子会社の退職給付に係る会計処理の方法は、次のとおりです。
- | | |
|-----------------|---------|
| ①退職給付見込額の期間帰属方法 | 給付算定式基準 |
| ②数理計算上の差異の処理年数 | 5年 |
| ③過去勤務費用の処理年数 | 5年 |
10. 役員退職慰労引当金は、一部の連結実質子会社の役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく支給見込額を計上しております。
11. ポイント引当金は、保険契約者等に付与したポイントの利用による費用負担に備えるため、将来発生すると見込まれる額を計上しております。
12. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算定した額を計上しております。
13. 貸手の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。
14. 当社のヘッジ会計は、次の方法により行っております。
- ①ヘッジ会計の手法については、主に、外貨建貸付金の一部に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、保険契約の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第26号)に基づく金利スワップによる繰延ヘッジ、外貨建債券の一部、外貨建貸付金の一部および外貨建劣後特約付社債に対する為替変動に係るキャッシュ・フローのヘッジとして通貨スワップによる繰延ヘッジおよび振当処理、外貨建債券等の一部に対する為替変動に係る価格変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジ、国内株式の一部に対する価格変動リスクのヘッジとして株式先渡による時価ヘッジを適用しております。
- ②ヘッジ手段とヘッジ対象
- | (ヘッジ手段) | (ヘッジ対象) |
|---------|-------------------------|
| 金利スワップ | 外貨建貸付金、保険契約 |
| 通貨スワップ | 外貨建債券、外貨建貸付金、外貨建劣後特約付社債 |
| 為替予約 | 外貨建債券等 |
| 株式先渡 | 国内株式 |
- なお、一部の金利スワップ取引については、金利指標の置き換えに伴い、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第40号 2022年3月17日)における特例的な取り扱いを適用しております。
- ③ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。
15. 当社および一部の連結実質子会社の消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上のうえ5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。

16. 当社および一部の実質子会社は、当連結会計年度より当社を通算親会社として、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これにより、法人税および地方法人税の会計処理ならびにこれらに関する税効果会計の会計処理は、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従っております。
17. (1) 当社および連結される国内の生命保険会社の責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるために積み立てるものであります。保険料積立金については、次の方式により計算しております。
- なお、保険業法施行規則第69条第5項の規定により、一部の個人年金保険契約および一部の終身保険契約を対象として積み立てた責任準備金が含まれております。
- ①標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）
- ②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
- また、当社および一部に連結される国内の生命保険会社は、当連結会計年度に責任準備金の追加積み立てを行っております。この結果、責任準備金が284,861百万円増加し、また、経常利益および税金等調整前当期純剰余が284,861百万円減少しております。
- イ 当社
- 2019年度より、一部の終身保険契約（一時払契約を含む）について、保険料払込終了後契約等を対象に、責任準備金を追加して積み立てることとしております。また、2021年度より、責任準備金を追加して積み立てる終身保険契約（一時払契約を含む）の対象を拡大し、そのうち既に保険料払込終了後等となっている契約（一時払契約を含む）については、5年間にわたり段階的に積み立てることとしております。この結果、当連結会計年度に追加積み立てを行わなかった場合に比べ、責任準備金が276,550百万円増加し、また、経常利益および税金等調整前当期純剰余が276,550百万円減少しております。
- ロ 大樹生命保険株式会社
- 一部の個人年金保険契約を対象に責任準備金を追加して積み立てております。この結果、当連結会計年度に追加積み立てを行わなかった場合に比べ、責任準備金が8,310百万円増加し、また、経常利益および税金等調整前当期純剰余が8,310百万円減少しております。
- (2) 連結される海外の生命保険会社の責任準備金は、豪州会計基準等、各国の会計基準に基づき算出した額を計上しております。
18. 当社および一部に連結実質子会社は、既発生未報告支払備金（まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう）については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をした場合（以下「みなし入院」という）の入院給付金等の支払対象を当連結会計年度中に変更したことにより、平成10年大蔵省告示第234号（以下「IBNR告示」という）第1条第1項本則に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR告示第1条第1項ただし書の規定に基づき、以下の方法により算出した額を計上しております。
- （計算方法）
- みなし入院に係る既発生未報告支払備金とみなし入院以外に係る既発生未報告支払備金に区分して計算しております。みなし入院以外に係る既発生未報告支払備金については、IBNR告示第1条第1項本則に掲げる全ての期間の既発生未報告支払備金積立所要額および保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR告示第1条第1項本則と同様の方法により算出しております。
- みなし入院に係る既発生未報告支払備金については、支払事由の発生から請求までに要する平均的な期間を踏まえ、2022年9月26日以降の重症化リスクの高い方のみなし入院に係る額および新規感染者数、直近2カ月以内の新規感染者数に基づき算出しております。
19. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号）に基づき識別した重要な会計上の見積りは、のれん等の評価であります。
- 当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上されているのれん等は、次のとおりです。
- | | |
|--|-----------|
| ①のれん | 80,049百万円 |
| Nippon Life India Asset Management Limited | 80,049百万円 |
| ②のれん相当額 | 53,312百万円 |
| Reliance Nippon Life Insurance Company Limited | 33,628百万円 |
| The TCW Group, Inc. | 8,147百万円 |
| PT Sequis | 11,537百万円 |
- また、のれん等の減損処理にあたって使用した会計上の見積りの内容については、連結損益計算書の注記第2項をご参照ください。
20. 当社および一部に連結実質子会社の一般勘定（保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定）の資産運用については、生命保険契約の特性を踏まえたうえで、中長期的な運用の基軸となるポートフォリオを策定し、さらに環境見通しを勘案した運用計画を立てております。
- これに基づき、将来の保険金・給付金等の支払いを確実に履行するため、円建の安定した収益が期待できる公社債や貸付金などを中核的な資産と位置付けるとともに、中長期的な収益の向上を図る観点から株式、外国証券などに投資しております。また、デリバティブ取引については、主に資産または負債のリスクをコントロールすることを目的としております。具体的には、金利関連では金利スワップおよび金利スワップション、通貨関連では為替予約、通貨オプションおよび通貨スワップ、株式関連では株式先渡、株価指数先物および株式オプション等を活用し、その一部についてヘッジ会計を適用しております。
- 主に、有価証券は市場リスクおよび信用リスク、貸付金は信用リスク、デリバティブ取引は市場リスクおよび信用リスクに晒されております。市場リスクとは、金利や為替、株式等の変動により保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクです。信用リスクとは、主に貸付金や社債について、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少・消失し、損失を被るリスクです。信用リスクにはカントリーリスクを含みます。これらのリスクに対して、資産運用リスクに関する管理諸規程に基づき管理しております。
- 市場リスクの管理にあたっては、投融資取引に伴う過大な損失の発生を抑制するため、資産の特性に合わせて、運用限度枠を設定しております。また、その遵守状況をモニタリングし、経営会議の諮問機関である運用リスク管理専門委員会等に定期的に報告するとともに、ルール抵触時にリスクを許容範囲内に抑制する体制を整備しております。その他、ポートフォリオ全体の市場リスクをコントロールするため、統計的分析手法を用いて、ポートフォリオ全体の市場バリュエーション・リスクを合理的に算定し、許容されるリスクの範囲内で適切な資産配分を行っております。

信用リスクの管理にあたっては、投融資執行部門から独立した審査管理部門による個別取引の厳格な審査など信用力分析を行う体制を整備しております。また、リスクに見合ったリターン獲得のための貸付金利ガイドライン、取引先の信用度を区分する社内格付け、信用リスクが特定の企業・グループ・国に集中することを防止するための与信リミットの設定・モニタリング等により、良質なポートフォリオの構築に努めております。また、ポートフォリオ全体の信用リスク量の計測として、信用バリュー・アット・リスクを算定し、リスク量が適切な範囲内に収まっているかどうかのモニタリングを実施しております。

21. 金融商品の時価等に関する事項は、次のとおりです。

なお、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する金融商品については、注記を省略しております。

(1) 主な金融商品の連結貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表価額 (*1)	時価 (*2)	差額
買入金銭債権	244,146	247,006	2,859
満期保有目的の債券	19,944	19,664	△279
責任準備金対応債券	168,575	171,715	3,139
その他有価証券	55,626	55,626	—
有価証券 (*3,*4,*5)	71,350,854	72,006,465	655,611
売買目的有価証券	1,488,267	1,488,267	—
満期保有目的の債券	395,605	381,399	△14,206
責任準備金対応債券	32,074,864	32,730,576	655,711
子会社株式及び関連会社株式	42,015	56,121	14,105
その他有価証券	37,350,101	37,350,101	—
貸付金 (*6)	8,629,114	8,616,966	△12,147
保険約款貸付	478,136	478,136	—
一般貸付	8,150,978	8,138,830	△12,147
金融派生商品 (*7)	(585,860)	(585,860)	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	(61,490)	(61,490)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(524,370)	(524,370)	—
社債 (*6,*8)	(1,378,865)	(1,336,053)	(△42,811)
借入金 (*8)	(1,053,673)	(1,013,457)	(△40,215)

(*1) 貸倒引当金を計上したものについては、当該引当金を控除しております。

(*2) 当連結会計年度に減損処理した銘柄については、減損処理後の連結貸借対照表価額を時価としております。

(*3) 非上場株式等の市場価格のない株式等については、含めておりません。これらの当連結会計年度末における連結貸借対照表価額は、223,167百万円であります。

(*4) 時価算定会計基準適用指針第24-16項を適用し、組合等への出資残高については、含めておりません。当該組合等の連結貸借対照表価額は、758,825百万円であります。

(*5) 時価算定会計基準適用指針第24-3項または第24-9項を適用した投資信託を含めております。

(*6) 金利スワップの特例処理および通貨スワップの振当処理を適用している金融派生商品については、ヘッジ対象とされている貸付金および社債と一体として処理されているため、その時価は、貸付金および社債に含めて記載しております。

(*7) 金融派生商品によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(*8) 社債および借入金は負債に計上しており、()で示しております。

(2) 保有目的ごとの有価証券等に関する事項は、次のとおりです。

① 売買目的有価証券

特別勘定に係る有価証券等を売買目的有価証券として区分しており、当連結会計年度の損益に含まれた評価差額は△57,315百万円であります。

② 満期保有目的の債券

種類ごとの連結貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表価額	時価	差額
時価が連結貸借対照表価額を超えるもの	買入金銭債権	2,218	2,333	114
	公社債	21,655	21,828	172
	外国証券	36,281	37,221	939
	小計	60,156	61,382	1,226
時価が連結貸借対照表価額を超えないもの	買入金銭債権	17,725	17,331	△394
	公社債	58,796	58,169	△626
	外国証券	278,871	264,180	△14,691
	小計	355,393	339,681	△15,712
合計		415,550	401,064	△14,485

③責任準備金対応債券

種類ごとの連結貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表価額	時価	差額
時価が連結貸借対照表価額を超えるもの	買入金銭債権	135,335	139,375	4,040
	公社債	18,171,947	20,136,946	1,964,999
	外国証券	211,259	218,157	6,898
	小計	18,518,542	20,494,480	1,975,938
時価が連結貸借対照表価額を超えないもの	買入金銭債権	33,239	32,339	△900
	公社債	11,889,748	10,757,601	△1,132,147
	外国証券	1,801,909	1,617,871	△184,038
	小計	13,724,897	12,407,811	△1,317,086
合計		32,243,440	32,902,291	658,851

④その他有価証券

種類ごとの取得原価または償却原価、連結貸借対照表価額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	取得原価 または償却原価	連結貸借対照表価額	差額
連結貸借対照表価額が 取得原価または償却原価を 超えるもの	買入金銭債権	6,389	6,533	144
	公社債	2,697,924	2,830,233	132,308
	株式	3,712,082	9,522,974	5,810,892
	外国証券	9,658,746	11,885,372	2,226,625
	その他の証券	860,952	966,226	105,274
	小計	16,936,095	25,211,340	8,275,244
連結貸借対照表価額が 取得原価または償却原価を 超えないもの	買入金銭債権	50,862	49,092	△1,769
	公社債	1,412,095	1,350,353	△61,742
	株式	597,619	467,792	△129,827
	外国証券	8,832,699	8,179,361	△653,338
	その他の証券	2,276,272	2,147,787	△128,485
	小計	13,169,549	12,194,387	△975,162
合計		30,105,645	37,405,727	7,300,082

※市場価格のない株式等63,683百万円、組合等への出資残高263,314百万円は含めておりません。

当連結会計年度において、3,678百万円減損処理を行っております。

なお、当社および一部の連結実質子会社の株式（外国株式を含む）については、時価が取得原価に比べて著しく下落したものに
つき、連結会計年度末日の市場価格等に基づき減損処理しております。

株式の時価が著しく下落したと判断する基準は、次のとおりです。

イ 連結会計年度末日以前1カ月の市場価格等の平均が取得原価の50%以下の銘柄

ロ 連結会計年度末日以前1カ月の市場価格等の平均が取得原価の50%超70%以下かつ過去の市場価格や発行会社の業況等が
一定の要件に該当する銘柄

(3) 主な金銭債権債務の返済予定額および満期のある有価証券の償還予定額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
買入金銭債権	13,000	4,743	40,924	186,078
満期保有目的の債券	－	－	1,510	17,945
責任準備金対応債券	－	2,536	28,806	137,145
その他有価証券	13,000	2,207	10,608	30,986
有価証券	1,245,408	8,085,416	12,046,609	37,692,862
満期保有目的の債券	45,981	157,191	113,816	80,352
責任準備金対応債券	518,690	3,270,998	4,941,671	23,486,731
その他有価証券	680,736	4,657,225	6,991,121	14,125,778
貸付金 (*1)	987,565	2,746,563	2,139,000	2,255,461
社債 (*2)	－	－	－	1,353,265
借入金	45,674	76,348	650	931,000

(*1) 保険約款貸付等の期間の定めのないものは含めておりません。

また、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等で返済予定額が見込めないもの8,011百万円は含めておりません。

(*2) 劣後特約付社債等のうち、期間の定めのないものは含めておりません。

22. (1) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は、次のとおりです。

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

イ 時価をもって連結貸借対照表価額とする金融商品

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	－	18,536	37,089	55,626
その他有価証券	－	18,536	37,089	55,626
有価証券 (*1)	17,525,128	19,613,433	272,702	37,411,264
売買目的有価証券	630,778	857,489	－	1,488,267
その他有価証券	16,894,350	18,755,944	272,702	35,922,997
公社債	2,711,085	1,469,500	－	4,180,586
国债	2,711,085	－	－	2,711,085
地方債	－	101,489	－	101,489
社債	－	1,368,011	－	1,368,011
株式	9,904,160	86,606	－	9,990,767
外国証券	4,271,022	14,116,174	272,599	18,659,796
公社債	3,329,110	8,407,594	272,599	12,009,304
株式等	941,911	5,708,579	－	6,650,491
その他の証券	8,082	3,083,662	102	3,091,847
金融派生商品 (*2)	2,827	(589,708)	1,020	(585,860)
金利関連	1,119	(148,295)	112	(147,063)
通貨関連	－	(442,047)	－	(442,047)
その他	1,707	635	907	3,250

- (* 1) 時価算定会計基準適用指針第24-3項または第24-9項を適用した投資信託を含めておりません。当該投資信託の連結貸借対照表価額は、投資信託財産が金融商品である投資信託1,388,433百万円、投資信託財産が不動産である投資信託39,600百万円であり、当連結会計年度期首残高から当連結会計年度末残高への調整表は、次のとおりです。
- (* 2) 金融派生商品によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(単位：百万円)

	投資信託財産が 金融商品の投資信託 (* 3)	投資信託財産が 不動産の投資信託	合計
当連結会計年度期首残高	980,526	36,203	1,016,729
当連結会計年度の損益	347,069	△4,172	342,897
純損益に計上 (* 4)	15,800	△144	15,655
その他の包括利益に計上 (* 5)	331,269	△4,028	327,241
購入、売却および償還	60,837	7,569	68,406
時価算定会計基準適用指針第24-3項 または第24-9項の適用を開始した取引	-	-	-
時価算定会計基準適用指針第24-3項 または第24-9項の適用を中止した取引	-	-	-
当連結会計年度末残高	1,388,433	39,600	1,428,033
当連結会計年度の損益に計上した額のうち当 連結会計年度末において保有する投資信託の 評価損益 (* 4)	-	-	-

(* 3) 主に解約が1カ月を超えて制限されるものがあり、当該投資信託の連結貸借対照表価額は1,364,614百万円であります。

(* 4) 連結損益計算書の資産運用収益および資産運用費用に含まれております。

(* 5) 連結貸借対照表のその他の包括利益累計額合計のその他有価証券評価差額金に含まれております。

□ 時価をもって連結貸借対照表価額としない金融商品

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	-	-	191,379	191,379
満期保有目的の債券	-	-	19,664	19,664
責任準備金対応債券	-	-	171,715	171,715
有価証券	29,108,383	4,018,227	40,321	33,166,933
満期保有目的の債券	2,787	338,872	39,739	381,399
公社債	672	79,325	-	79,998
外国証券	2,114	259,547	39,739	301,401
責任準備金対応債券	29,105,596	3,624,398	582	32,730,576
公社債	28,560,394	2,333,571	582	30,894,548
外国証券	545,201	1,290,827	-	1,836,028
子会社株式及び関連会社株式	-	54,956	-	54,956
貸付金	-	-	8,616,966	8,616,966
保険約款貸付	-	-	478,136	478,136
一般貸付	-	-	8,138,830	8,138,830
社債 (* 6)	-	(1,309,936)	(26,117)	(1,336,053)
借入金 (* 6)	-	(881,000)	(132,457)	(1,013,457)

(* 6) 社債および借入金は負債に計上しており、() で示しております。

- (2) 当社および一部の連結実質子会社の主な金融商品の時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明は、次のとおりです。
- ①有価証券および買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づき有価証券として取り扱うもの活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式、国債、上場投資信託等がこれに含まれております。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債等がこれに含まれております。公表された相場価格が入手できない場合には、主に外部情報ベンダーより入手した評価額または委託会社が算出した基準価額等によっております。観察できないインプットを用いていないまたはその影響が重要でない場合はレベル2の時価、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

②貸付金

イ 保険約款貸付

貸付金額を解約返戻金の範囲内に限る等の特性により返済期限を設けていない貸し付けであり、返済の見込まれる期間および金利条件等より、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としており、レベル3に分類しております。

ロ 一般貸付

変動金利貸付については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。一方、固定金利貸付については、貸付金の種類および内部格付け、期間に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローを市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いた現在価値を時価としております。また、通貨スワップの振当処理、金利スワップの特例処理の対象とされた貸し付けについては、当該時価を反映しております。

なお、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から将来キャッシュ・フローの現在価値または担保および保証による回収見込み額等に基づいた貸倒見積高を控除した額を時価としております。算出された時価はいずれもレベル3に分類しております。

③金融派生商品

活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に債券先物取引、株価指数先物取引がこれに含まれております。公表された相場価格が利用できない場合は主に外部情報ベンダーより入手した評価額、または、自社で算定した評価額を利用しており、当該評価額が観察できないインプットを用いていないまたはその影響が重要でない場合はレベル2の時価、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

④社債

市場価格を時価とするものは、レベル2の時価に分類しております。一方、固定金利による社債で、将来キャッシュ・フローを想定される残存期間に応じた割引率で割り引いた現在価値を時価とするものは、レベル3の時価に分類しております。また、通貨スワップの振当処理の対象とされた社債については、当該時価を反映しております。

⑤借入金

変動金利借入については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、当社の信用状態が実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としており、レベル3に分類しております。一方、固定金利借入については、原則、将来キャッシュ・フローを当社の信用リスクを加味した同様の借り入れにおいて想定される利率で割り引いた現在価値を時価としており、レベル3の時価に分類しております。ただし、証券化公募スキームを利用した借り入れについては、当該借り入れを裏付けとして発行される社債の市場価格を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

(3) 時価をもって連結貸借対照表価額とする金融商品のうちレベル3の時価に関する情報は、次のとおりです。

①時価の算定に用いた重要な観察できないインプットに関する定量的情報

観察できないインプットを推計していないため、注記を省略しております。

②当連結会計年度期首残高から当連結会計年度末残高への調整表、当連結会計年度の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

	買入金銭債権 その他有価証券	有価証券 その他有価証券	金融派生商品 金利関連	金融派生商品 その他
当連結会計年度期首残高	48,843	579,733	116	947
当連結会計年度の損益	△255	8,349	△345	△429
純損益に計上 (*1)	385	18,399	△345	△429
その他の包括利益に計上 (*2)	△641	△10,049	—	—
購入、売却、発行および決済	△11,497	△293,003	342	389
レベル3の時価への振り替え (*3)	—	1,903	—	—
レベル3の時価からの振り替え (*4)	—	△24,280	—	—
当連結会計年度末残高	37,089	272,702	112	907
当連結会計年度の損益に計上した額のうち当連結会計年度末において保有する金融商品の評価損益 (*1)	—	5,628	△340	△352

(*1) 連結損益計算書の資産運用収益および資産運用費用に含まれております。

(*2) 連結貸借対照表のその他の包括利益累計額合計のその他有価証券評価差額金に含まれております。

(*3) レベル1の時価またはレベル2の時価からレベル3の時価への振り替えであり、時価の算定に使用しているインプットの観察可能性の変化によるものであります。当該振り替えは、当連結会計年度の期首に行っております。

(*4) レベル3の時価からレベル1の時価またはレベル2の時価への振り替えであり、時価の算定に使用しているインプットの観察可能性の変化によるものであります。当該振り替えは、当連結会計年度の期首に行っております。

③時価の評価プロセスの説明

当社および一部の連結実質子会社は、社内で決定した時価の算定に関する方針に基づき時価を算定しており、当該方針に定める時価の算定に用いる評価技法およびインプットの妥当性ならびに時価のレベルの分類の適切性を確認しております。

時価の算定にあたっては、個々の金融商品の性質、特性およびリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法およびインプットの確認や他ベンダーの提供時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

- ④重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明
観察できないインプットを推計していないため、注記を省略しております。
23. 当連結会計年度末における賃貸等不動産の連結貸借対照表価額は1,293,738百万円、時価は1,835,222百万円であります。当社および一部の連結実質子会社では、賃貸用のオフィスビル・賃貸商業施設等を有しており、当連結会計年度末の時価は、主に不動産鑑定評価基準に基づいて算定した額であります。また、賃貸等不動産の連結貸借対照表価額に含まれている資産除去債務に対応する額は4,386百万円であります。
24. (1) 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の合計額は29,694百万円であります。その内訳は、次のとおりです。
- ①破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は10,059百万円あります。
なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続き開始、更生手続き開始または再生手続き開始の申し立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権であります。
- ②危険債権額は18,103百万円あります。
なお、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受け取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。
- ③三月以上延滞債権額は50百万円あります。
なお、三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないものであります。
- ④貸付条件緩和債権額は1,481百万円あります。
なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- (2) 取立不能見込額の直接減額を行った結果、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は2,023百万円減少しております。
25. 有形固定資産の減価償却累計額は1,286,120百万円あります。
26. 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定資産の額は1,371,540百万円あります。
なお、負債の額も同額であります。
27. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。
- | | |
|-------------------------|--------------|
| イ 当連結会計年度期首現在高 | 1,060,577百万円 |
| ロ 前連結会計年度連結剰余金よりの繰入額 | 199,868百万円 |
| ハ 当連結会計年度社員配当金支払額 | 209,674百万円 |
| ニ 利息による増加額 | 21,174百万円 |
| ホ 当連結会計年度末現在高 (イ+ロ-ハ+ニ) | 1,071,945百万円 |
28. 契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりです。
- | | |
|-------------------------|-----------|
| イ 当連結会計年度期首現在高 | 53,297百万円 |
| ロ 当連結会計年度契約者配当金支払額 | 13,852百万円 |
| ハ 利息による増加額 | 8百万円 |
| ニ 契約者配当準備金繰入額 | 11,593百万円 |
| ホ 当連結会計年度末現在高 (イ-ロ+ハ+ニ) | 51,046百万円 |
29. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。
なお、各社債について、それぞれ監督当局の事前承認等を前提として、発行者の裁量により繰上償還をすることが可能です。
当社が通貨スワップによる振当処理を適用している社債の発行年月および繰上償還可能日は、次のとおりです。

発行年月	繰上償還可能日
2014年10月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日
2016年 1月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日
2017年 9月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日
2020年 1月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日
2021年 1月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日
2021年 9月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日

30. その他負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金931,000百万円が含まれております。

また、当社は2023年4月20日に、次のとおり円建劣後特約付借入を実施しております。

借入総額	800億円
利 率	借入日から当初10年間固定金利 以降5年間固定金利を5年ごとに更新
返済期限	借入日から30年後（借入日から10年後およびその5年後ごとの応当日に、監督当局の事前承認等を前提として、当社の裁量により期限前弁済可能）
資金使途	一般事業資金

31. 担保に供されている資産の額は、現金及び預貯金57,393百万円、有価証券3,569,543百万円、土地252百万円、建物36百万円、リース契約等に係る債権3,633百万円であります。また、担保に係る債務の額は2,448,351百万円であります。
なお、上記には、売現先取引による買い戻し条件付の売却2,236,082百万円および売現先勘定2,357,443百万円、現金担保付有価証券質借取引により差し入れた有価証券61,730百万円および受入担保金63,065百万円をそれぞれ含んでおります。
32. 非連結実質子会社および関連会社の株式および出資金の総額は697,010百万円であります。
なお、当社は2023年1月24日に、Resolution Life Group Holdings Ltd.に出資する投資事業有限責任組合に対し、10億米ドルを上限とする出資を行うことを決議しております。当出資により、当社の累計出資額は、最大16.5億米ドルとなる見込みです。
33. ストック・オプションに関する事項は、次のとおりです。

①ストック・オプションに関する費用計上額および科目名

(単位：百万円)

事業費	362
-----	-----

②権利不行使による失効に係る利益計上額および科目名

(単位：百万円)

新株予約権戻入益	23
----------	----

③ストック・オプションの内容

	Nippon Life India Asset Management Limited			
	2017年第1回 新株予約権	2017年第2回 新株予約権	2017年第3回 新株予約権	2019年第1回 新株予約権
付与対象者の区分 および人数	代表取締役 1名 従業員 84名	代表取締役 1名 従業員 137名	代表取締役 1名 従業員 157名	代表取締役 1名 従業員 156名
株式の種類別の ストック・オプション の付与数 (*1)	普通株式 4,944,246株	普通株式 4,598,135株	普通株式 11,190,706株	普通株式 18,081,008株
付与日	2017年8月8日	2018年4月25日	2019年4月29日	2019年7月29日
権利確定条件	付与後毎年25%毎に 権利確定 (*2)	付与後毎年25%毎に 権利確定	付与後毎年25%毎に 権利確定	付与後毎年25%毎に 権利確定
対象勤務期間	付与日から 権利確定条件を 充足する日まで	付与日から 権利確定条件を 充足する日まで	付与日から 権利確定条件を 充足する日まで	付与日から 権利確定条件を 充足する日まで
権利行使期間	自 2018年8月8日 至 2024年8月7日	自 2019年4月25日 至 2025年4月24日	自 2020年4月29日 至 2026年4月28日	自 2020年7月29日 至 2026年7月28日

	Nippon Life India Asset Management Limited		
	2019年第2回 新株予約権	2019年第3回 新株予約権	2019年第4回 新株予約権
付与対象者の区分 および人数	代表取締役 1名 従業員 31名	従業員 203名	従業員 1名
株式の種類別の ストック・オプション の付与数 (*1)	普通株式 469,772株	普通株式 5,430,538株	普通株式 77,065株
付与日	2020年6月10日	2021年7月19日	2021年8月7日
権利確定条件	付与後毎年25%毎に 権利確定	付与後毎年25%毎に 権利確定	付与後毎年25%毎に 権利確定
対象勤務期間	付与日から 権利確定条件を 充足する日まで	付与日から 権利確定条件を 充足する日まで	付与日から 権利確定条件を 充足する日まで
権利行使期間	自 2021年6月10日 至 2027年6月9日	自 2022年7月19日 至 2028年7月18日	自 2022年8月7日 至 2028年8月6日

(*1) 株式数に換算して記載しております。

(*2) 代表取締役に付与されたストック・オプションは、付与日から3年後に一括で権利確定されます。

④ストック・オプションの規模およびその変動状況

イ スtock・オプションの数

(単位：株)

	Nippon Life India Asset Management Limited							
	2017年 第1回 新株予約権	2017年 第2回 新株予約権	2017年 第3回 新株予約権	2019年 第1回 新株予約権	2019年 第2回 新株予約権	2019年 第3回 新株予約権	2019年 第4回 新株予約権	
権利確定前								
前連結会計年度末	－	862,040	4,931,189	8,397,653	311,973	5,241,572	77,065	
付与	－	－	－	－	－	－	－	
失効	－	1,815	239,222	375,364	15,651	377,384	－	
権利確定	－	860,225	2,462,757	4,161,697	103,996	1,287,560	19,266	
未確定残	－	－	2,229,210	3,860,592	192,326	3,576,628	57,799	
権利確定後								
前連結会計年度末	733,161	1,607,414	2,459,601	6,074,830	81,374	－	－	
権利確定	－	860,225	2,462,757	4,161,697	103,996	1,287,560	19,266	
権利行使	59,671	107,508	474,991	504,775	9,488	－	－	
失効	－	89,791	－	14,344	2,755	95,326	－	
未行使残	673,490	2,271,340	4,447,367	9,717,408	172,045	1,192,234	19,266	

□ 単価情報

(単位：ルピー)

	Nippon Life India Asset Management Limited							
	2017年 第1回 新株予約権	2017年 第2回 新株予約権	2017年 第3回 新株予約権	2019年 第1回 新株予約権	2019年 第2回 新株予約権	2019年 第3回 新株予約権	2019年 第4回 新株予約権	
権利行使価格	204.25	256.10	202.35	223.32	247.60	372.71	389.28	
行使時平均株価	379.27	381.36	353.57	369.61	374.02	－	－	
付与日における 公正な評価単価	10.82	45.71	38.94	43.06	65.51	85.73	78.29	

⑤ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

イ 使用した方法 ブラック・ショールズ式

□ 主な基礎数値および見積方法

	Nippon Life India Asset Management Limited							
	2017年 第1回 新株予約権	2017年 第2回 新株予約権	2017年 第3回 新株予約権	2019年 第1回 新株予約権	2019年 第2回 新株予約権	2019年 第3回 新株予約権	2019年 第4回 新株予約権	
株価変動性 (*1)	13.92%～ 20.81%	14.21%	16.66%	16.46%	16.17%	12.92%	12.92%	
予想残存期間 (*2)	4.0年～ 5.5年	4.0年～ 5.5年	4.0年～ 5.5年	4.0年～ 5.5年	4.0年～ 5.5年	4.0年～ 5.5年	4.0年～ 5.5年	
予想配当率 (*3)	3.09%	3.25%	2.97%	3.22%	1.98%	2.54%	2.01%	
無リスク利子率 (*4)	6.20%～ 6.34%	7.06%～ 7.15%	6.32%～ 6.55%	6.22%～ 6.45%	4.37%～ 4.88%	5.49%～ 5.99%	5.48%～ 5.98%	

(*1) インド国立証券取引所が提供する指数によっております。

(*2) 権利付与後、権利行使可能な期間の最短期間と最長期間の和半値によっております。

(*3) 過去の配当実績によっております。

(*4) 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率によっております。

⑥ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

34. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の連結貸借対照表価額は1,371,116百万円であります。

35. 売却または再担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、消費貸借契約で借り入れている有価証券であり、当連結会計年度末において、全て当該処分を行わず所有しており、その時価は132,566百万円であります。

36. 貸付金に係るコミットメントおよびこれに準ずる契約の貸付未実行残高は252,872百万円であります。

37. 退職給付に関する事項は、次のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、内務職員・営業総合職等については、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

営業職員等については、確定給付型の制度として、退職一時金制度および自社年金制度を設けております。

一部の連結実質子会社は、主に、確定給付型の制度として、退職一時金制度、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

イ 期首における退職給付債務	681,617百万円
ロ 勤務費用	29,036百万円
ハ 利息費用	4,137百万円
ニ 数理計算上の差異の当期発生額	2,862百万円
ホ 退職給付の支払額	△41,741百万円
ヘ その他	33百万円
ト 期末における退職給付債務 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	675,945百万円

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

イ 期首における年金資産	249,343百万円
ロ 期待運用収益	3,838百万円
ハ 数理計算上の差異の当期発生額	△4,382百万円
ニ 事業主からの拠出額	5,930百万円
ホ 退職給付の支払額	△14,600百万円
ヘ その他	2百万円
ト 期末における年金資産 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	240,131百万円

③簡便法を採用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

イ 期首における退職給付に係る負債	770百万円
ロ 退職給付費用	95百万円
ハ 退職給付の支払額	△47百万円
ニ 期末における退職給付に係る負債 (イ+ロ+ハ)	818百万円

④退職給付債務および年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債および資産の調整表

イ 積立型制度の退職給付債務	243,998百万円
ロ 年金資産	△240,131百万円
	3,866百万円
ハ 非積立型制度の退職給付債務	432,766百万円
ニ 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	436,632百万円
ホ 退職給付に係る負債	437,909百万円
ヘ 退職給付に係る資産	△1,276百万円
ト 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	436,632百万円

⑤退職給付に関連する損益

イ 勤務費用	29,036百万円
ロ 利息費用	4,137百万円
ハ 期待運用収益	△3,838百万円
ニ 数理計算上の差異の当期の費用処理額	3,811百万円
ホ 過去勤務費用の当期の費用処理額	△1,317百万円
ヘ 簡便法で計算した退職給付費用	95百万円
ト その他	28百万円
チ 確定給付制度に係る退職給付費用 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ+ト)	31,954百万円

⑥その他の包括利益に計上された項目の内訳

その他の包括利益に計上した項目 (税効果控除前) の内訳は、次のとおりです。

イ 数理計算上の差異	△3,432百万円
ロ 過去勤務費用	△1,317百万円
ハ 合計 (イ+ロ)	△4,750百万円

⑦その他の包括利益累計額に計上された項目の内訳

その他の包括利益累計額に計上した項目 (税効果控除前) の内訳は、次のとおりです。

イ 未認識数理計算上の差異	11,366百万円
ロ 未認識過去勤務費用	△2,635百万円
ハ 合計 (イ+ロ)	8,730百万円

⑧年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

イ 生命保険一般勘定	56.9%
ロ 現金及び預貯金	20.2%
ハ 外国証券	12.8%
ニ 国内債券	5.4%
ホ 国内株式	4.7%
ヘ その他	0.0%
ト 合計（イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ）	100.0%

⑨長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑩数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における当社および一部の連結実質子会社の主要な数理計算上の計算基礎は、次のとおりです。

イ 割引率	0.4%～7.5%
ロ 長期期待運用収益率	1.5%～7.5%

(3) 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は5,421百万円です。

38. (1) 繰延税金資産の総額は2,322,019百万円であり、繰延税金負債の総額は2,306,036百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は118,993百万円であります。繰延税金資産の発生の主原因別内訳は、保険契約準備金1,347,513百万円、価格変動準備金470,088百万円および繰延ヘッジ損益176,234百万円であります。繰延税金負債の発生の主原因別内訳は、その他有価証券評価差額金2,042,692百万円であります。

- (2) 当連結会計年度における法定実効税率は27.9%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、社員配当準備金△45.4%、その他経常費用に計上した持分法による投資損失6.5%であります。

39. 土地の再評価に関する法律に基づき、当社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令第2条第1号に定める公示価格および第2条第4号に定める路線価に基づき、合理的な調整を行って算定しております。

40. 当社の連結実質子会社である大樹生命保険株式会社およびニッセイ・ウェルス生命保険株式会社では、修正共同保険式再保険契約を締結しております。

大樹生命保険株式会社では、一時払外貨建養老保険（米ドル建・豪ドル建）および一時払外貨建終身保険（米ドル建・豪ドル建）を対象に修正共同保険式再保険契約を締結しております。当該再保険契約により保険リスクを移転し、金利変動時の市場価格調整に伴う責任準備金積増相当額または取崩相当額を含めて再保険収入として計上しております。ただし、当該再保険契約に係る再保険収入が負債となる場合は、再保険料として計上しております。当該修正共同保険式再保険に係る再保険借の当連結会計年度末残高は18,926百万円であり、修正共同保険式再保険に付した部分に相当する責任準備金の当連結会計年度末残高は979,176百万円であります。

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社では、再保険協約に基づき、対象となる元受商品の保険金等支払金の計上時期および出再割合に応じて、再保険収入に計上しております。また出再保険受入手数料、責任準備金に対応する部分について、再保険協約に規定している対象期間および出再割合に応じて計上しております。再保険協約に基づき、対象となる元受商品の保険料の計上時期および出再割合等に応じて、再保険料に計上しております。平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の当連結年度末残高は2,628百万円であります。また、修正共同保険式再保険に係る再保険貸の当連結会計年度末残高は2,628百万円であり、責任準備金には、修正共同保険式再保険に基づく再保険会社の預り責任準備金2,916百万円が含まれております。

2022年度 (2022年4月1日から2023年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		9,639,129
保険料等収入	6,373,557	
資産運用収益	2,992,141	
利息及び配当金等収入	1,943,738	
有価証券売却益	847,517	
有価証券償還益	28,473	
為替差益	171,339	
その他運用収益	1,072	
その他経常収益	273,429	
経常費用		9,496,759
保険金等支払金	5,470,849	
保険金	1,320,943	
年金	1,005,860	
給付金	1,120,911	
解約返戻金	1,415,286	
その他返戻金	302,264	
再保険料	305,583	
責任準備金等繰入額	1,427,716	
支払備金繰入額	6,334	
責任準備金繰入額	1,400,198	
社員配当金積立利息繰入額	21,174	
契約者配当金積立利息繰入額	8	
資産運用費用	1,391,908	
支払利息	40,398	
売買目的有価証券運用損	31,446	
有価証券売却損	905,286	
有価証券評価損	10,011	
有価証券償還損	7,118	
金融派生商品費用	301,425	
貸倒引当金繰入額	4,315	
貸付金償却	7	
賃貸用不動産等減価償却費	21,680	
その他運用費用	65,310	
特別勘定資産運用損	4,906	
事業費	816,448	
その他経常費用	389,836	
経常利益		142,369
特別利益		4,444
固定資産等処分益	4,420	
新株予約権戻入益	23	
特別損失		23,422
固定資産等処分損	7,427	
減損損失	11,645	
価格変動準備金繰入額	141	
不動産圧縮損	1,208	
社会厚生福祉事業助成金	3,000	
契約者配当準備金繰入額		11,593
税金等調整前当期純剰余		111,797
法人税及び住民税等		21,492
法人税等調整額		△31,021
法人税等合計		△9,529
当期純剰余		121,326
非支配株主に帰属する当期純剰余		3,115
親会社に帰属する当期純剰余		118,211

連結損益計算書の注記

1. 保険料等収入、保険金等支払金の計上方法は、次のとおりです。
 - (1) 保険料等収入（再保険収入を除く）は、原則として、入金があるものについて、当該入金金額により計上しております。
 - (2) 保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。
2. 減損損失に関する主な内容は、次のとおりです。
 - ①資産をグループピングした方法
 - イ 不動産等

当社および一部の連結実質子会社は、賃貸用不動産等および遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに一つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等全体で一つの資産グループとしております。
 - のれん等

当社は、のれん等については、原則として会社単位で一つの資産グループとしております。

なお、PT Sequisに係るのれん相当額の評価にあたっては、同社が中間持株会社として保有するPT Asuransi Jiwa Sequis Lifeが実質的な事業活動を行っていることから、PT SequisとPT Asuransi Jiwa Sequis Lifeを一つの資産グループとしております。
 - ②減損の兆候の識別
 - イ 不動産等

資産グループの営業活動から生ずる損益が継続してマイナスの場合等、減損が生じている可能性を示す事象がある場合に減損の兆候を識別しております。

なお、当連結会計年度末においては、一部の資産グループについて、上記に該当したため減損の兆候を識別しております。
 - のれん等

資産グループが以下のいずれかに該当する場合等には、減損の兆候を識別しております。

 - (i)当期損益または営業活動から生じるキャッシュ・フローが2期連続してマイナスとなっている場合、または継続してマイナスとなる見込みである場合
 - (ii)事業内容や経営戦略が当初計画から大幅に転換し、実質価額の大幅低下につながるような将来にわたる業績の悪化が見込まれる場合
 - (iii)経営環境の著しい悪化や悪化の見込みにより、実質価額の大幅低下につながるような将来にわたる業績の悪化が見込まれる場合

当連結会計年度末においてはNippon Life India Asset Management Limitedに係るのれん、Reliance Nippon Life Insurance Company Limitedに係るのれん相当額および、PT Sequisに係るのれん相当額について、減損の兆候を識別しております。なお、Nippon Life India Asset Management Limitedに係るのれんは、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号）の第109項に基づき、のれんの金額が多額に上るため、減損の兆候を識別しております。

また、当社は、米国子会社であるNippon Life Americas, Inc.を介して、資産運用会社であるThe TCW Group, Inc.の持分を保有しております。Nippon Life Americas, Inc.は、米国会計基準に基づき、預り資産や経営環境等の定性的評価を踏まえ、企業価値の減少が一時的であるか否かを判断しThe TCW Group, Inc.の減損判定を行っております。当社は、「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第18号 2019年6月28日）に基づき、Nippon Life Americas, Inc.の会計処理を連結決算手続上利用しております。当連結会計年度末において、The TCW Group, Inc.に係るのれん相当額について、減損の兆候を識別しております。
 - ③減損損失の認識および測定
 - イ 不動産等

減損の兆候が識別された資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合は、減損損失を認識し、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。なお、回収可能価額は使用価値または正味売却価額を適用しており、使用価値については、原則として将来キャッシュ・フローを2.1～3.0%で割り引いて算定しております。正味売却価額については、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額または基準価格等を基に算定しております。当連結会計年度末においては、減損の兆候が識別された一部の資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上しております。
 - のれん等

減損の兆候が識別された資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合等は、のれん等の金額を超えない範囲で、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。なお、回収可能価額は使用価値または正味売却価額を適用しており、使用価値については、それぞれの資産グループにおける将来見込みおよび中期経営計画等に基づき算定された将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いて算定しております。正味売却価額については、株式等の時価に保有株式数を乗じた金額等により算定しております。

なお、生命保険会社に関する減損判定では「固定資産の減損に係る会計基準」（企業会計審議会）等の要件を充たすことを確認のうえ、上記の割引前将来キャッシュ・フローおよび回収可能価額の代替として企業価値評価額（Embedded Value（以下「EV」という）と新契約価値の合計）を使用する場合があります。EVとは、「貸借対照表の純資産の部の金額に必要な修正を加えた修正純資産」と、「保有契約から生じる将来の税引後利益の現在価値である保有契約価値」を合計したものであり、保険株式会社の株主価値やM&Aにおける買収価格の把握等を目的として使用される、株主に帰属する企業価値を表すものであります。また、新契約価値とは、「将来に獲得する契約から生じる将来の税引後利益の現在価値」を表すものであります。当連結会計年度末において、減損の兆候が識別された生命保険会社であるReliance Nippon Life Insurance Company LimitedおよびPT Sequisに係る企業価値評価額の算定に用いるEVはTEVを使用しております。TEVとは、リスクを加味した割引率を用いてキャッシュ・フローを評価するEVの計算手法の一つであります。当該企業価値評価額の算定にあたっては、新契約価値算定の基礎となる各販売チャネルにおける新規契約獲得予測に基づく将来キャッシュ・フローや割引率、EV

算定の基礎となる解約率および保険事故発生率等の保険数理計算上の仮定等に不確実性があります。Reliance Nippon Life Insurance Company Limitedに係るのれん相当額は、企業価値評価額が帳簿価額を上回っていたため、減損損失を認識していません。

PT Sequisに係るのれん相当額は、企業価値評価額が帳簿価額を下回っていたものの、修正純資産に保有契約から生じる将来の税引後利益（割引前保有契約価値）および将来に獲得する契約から生じる将来の税引後利益（割引前新契約価値）を加え算定した割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を上回っていたため、減損損失を認識していません。ただし、「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」（会計制度委員会報告第7号）第32項等に基づき、個別財務諸表上、関係会社株式評価損を計上したことにより、減損処理後の帳簿価額が連結上のPT Sequisの資本の当社持分額とのれん相当額の未償却額との合計額を下回ったため、個別上の減損処理後の帳簿価額と、連結上のPT Sequisの資本の当社持分額とのれん相当額の未償却額の合計額との差額のうち、のれん相当額の未償却額に達するまでの金額7,321百万円を償却しております。当該償却額については、連結損益計算書上、持分法による投資損失としてその他経常費用に計上しております。なお、PT Sequisの企業価値の算定上の重要な仮定である、新契約獲得予測の見直しには、市場環境の変化等による不確実性を伴っております。

当連結会計年度末において、減損の兆候が識別されたThe TCW Group, Inc.ののれん相当額の減損判定では、米国金利上昇によりThe TCW Group, Inc.の預り資産が減少したことを踏まえ、Nippon Life Americas, Inc.はThe TCW Group, Inc.の企業価値減少を一時的でないかと判断し、同社の帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。この結果、連結損益計算書上、持分法による投資損失としてその他経常費用に16,113百万円を計上しております。なお、The TCW Group, Inc.の企業価値の算定上の重要な仮定である、預り資産の回復見直しには、市場環境の変化等による不確実性を伴っております。

当連結会計年度末において、減損の兆候が識別されたNippon Life India Asset Management Limitedに係るのれんの減損判定では、Nippon Life India Asset Management Limitedから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較しておりますが、前者が後者を上回っていることや、上場企業であり時価評価額と帳簿価額を比較した結果、時価評価額が帳簿価額を上回っていること等を踏まえ、減損損失を認識していません。

④減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

(単位：百万円)

用途	土地	建物等	合計
賃貸用不動産等	2,873	1,217	4,091
遊休不動産等	4,030	3,523	7,554
合計	6,904	4,740	11,645

3. 当社の連結実質子会社である大樹生命保険株式会社の保険料等収入に含まれる再保険収入には、一時払外貨建養老保険（米ドル建・豪ドル建）および一時払外貨建終身保険（米ドル建・豪ドル建）の修正共同保険式再保険に係る再保険収入245,408百万円が含まれており、この再保険収入には、出再責任準備金調整額（市場価格調整等に伴う責任準備金積増相当額（△は取崩相当額）を除く）178,114百万円、市場価格調整等に伴う責任準備金積増相当額（△は取崩相当額）△3,669百万円が含まれております。当社の連結実質子会社であるニッセイ・ウェルス生命保険株式会社の保険料等収入に含まれる再保険収入には、平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の増加額2,628百万円が含まれております。また、修正共同保険式再保険に係る再保険収入3,118百万円が含まれており、この再保険収入には、出再保険受入手料の増加額165百万円と責任準備金に対応する部分の増加額2,916百万円（標準責任準備金制度に関する追加積立相当の増加額2,480百万円を含む）が含まれております。また、保険金等支払金に含まれる再保険料には、修正共同保険式再保険に係る再保険料491百万円が含まれております。
- これらの再保険により、経常利益および税金等調整前当期純剰余は、それぞれ978百万円減少しております。

2022年度 (2022年4月1日から2023年3月31日まで) 連結基金等変動計算書

(単位：百万円)

	基金等				
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	連結剰余金	基金等合計
当期首残高	100,000	1,350,000	651	740,576	2,191,227
当期変動額					
社員配当準備金の積立				△199,868	△199,868
基金利息の支払				△265	△265
親会社に帰属する当期純剰余				118,211	118,211
土地再評価差額金の取崩				△4,098	△4,098
連結範囲及び持分法の適用範囲の変動				△390	△390
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動				261	261
基金等以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	-	△86,149	△86,149
当期末残高	100,000	1,350,000	651	654,426	2,105,077

	その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	6,124,915	△375,170	△60,363	17,362	△2,518	5,704,225	1,671	155,930	8,053,054
当期変動額									
社員配当準備金の積立									△199,868
基金利息の支払									△265
親会社に帰属する当期純剰余									118,211
土地再評価差額金の取崩									△4,098
連結範囲及び持分法の適用範囲の変動									△390
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動									261
基金等以外の項目の当期変動額(純額)	△948,331	△619	4,098	43,484	△3,419	△904,787	249	△11,362	△915,900
当期変動額合計	△948,331	△619	4,098	43,484	△3,419	△904,787	249	△11,362	△1,002,050
当期末残高	5,176,583	△375,789	△56,264	60,847	△5,938	4,799,438	1,921	144,567	7,051,004

連結基金等変動計算書の注記

1. 新株予約権等に関する事項

(単位：百万円)

区分	新株予約権の内訳	当連結会計年度末残高
Nippon Life India Asset Management Limited	ストック・オプションとしての新株予約権	1,921

会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

日本生命保険相互会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 樋口 誠之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白田 英生

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山口 圭介

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古西 大介

監査意見

当監査法人は、保険業法第54条の4第2項第1号の規定に基づき、日本生命保険相互会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの2022年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、基金等変動計算書及び注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

日本生命保険相互会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 樋口 誠之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白田 英生

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山口 圭介

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古西 大介

監査意見

当監査法人は、保険業法第54条の10第4項の規定に基づき、日本生命保険相互会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの2022年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結基金等変動計算書、連結計算書類の作成方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本生命保険相互会社及び連結実質子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結実質子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結実質子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結実質子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2022年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、保険業法第53条の23の3第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役、執行役員および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査方針、監査計画、職務の分担等に従い、新型コロナウイルス感染症拡大防止および働き方変革の観点からWeb会議システム等も活用しながら、会社の内部監査部門および内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役、執行役員および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および支社等において業務および財産の状況を調査しました。また、実質子会社については、実質子会社の取締役、執行役員および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて実質子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（保険業法施行規則第27条の7各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人である有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案および基金等変動計算書）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書および連結基金等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2023年5月22日

日本生命保険相互会社 監査等委員会

監査等委員	小林	一生
監査等委員	今井	敬
監査等委員	豊泉	貫太郎
監査等委員	但木	敬一
監査等委員	佐藤	良二

- (注) 1. 監査等委員小林一生は、常勤の監査等委員であります。
2. 監査等委員今井敬、豊泉貫太郎、但木敬一および佐藤良二は、保険業法第51条の2および第53条の2第6項に規定する社外取締役であります。
3. 当社は、2022年7月5日開催の第75回定時総代会の決議により、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。2022年4月1日から移行時までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

(※)「監査上の主要な検討事項」は、保険業法第110条第2項の規定に基づく連結財務諸表に係る「独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書」に記載されております。当社オフィシャルHP（2023年5月24日付ニュースリリース「2022年度決算（案）」について）をご覧ください。

2. 評議員会に対する諮問事項およびニッセイ懇話会開催結果報告の件

(1) 評議員会に対する諮問事項

2022年度に開催した評議員会への付議事項は次の通りです。

2022年5月25日 当社東京本部の会場ならびにオンラインにて開催

- ①2021年度決算
- ②第75回定時総代会議案
- ③経営課題への取組

2022年11月24日 当社東京本部の会場ならびにオンラインにて開催

- ①2022年度上半期報告
- ②経営課題への取組

2023年3月2日 当社東京本部の会場ならびにオンラインにて開催

- ①経営課題への取組

(2) ニッセイ懇話会開催結果

2022年度のニッセイ懇話会は、2023年1月から3月にかけて、全国の支社等の会場とオンラインを組み合わせたハイブリッド形式等にて開催しました。総代167名を含む、ご契約者等2,222名から、5,957件のご意見・ご要望をいただきました。

総代会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 2022年度剰余金処分案承認の件

当期の剰余金処分につきましては、引き続き、内部留保の充実に意を用いるとともに、ご契約者への配当に努めたいと存じます。

当期につきましては、当期末処分剰余金1863億5460万161円と、圧縮積立金取崩額13億5968万9033円および圧縮特別勘定積立金取崩額29億6130万1949円を合わせました、1906億7559万1143円を、剰余金として処分させていただきたいと存じます。

社員配当準備金への繰入れにつきましては、1819億1051万4285円（保険業法に基づく繰入率は99.66%）とさせていただきたいと存じます。

損失填補準備金につきましては、保険業法に基づき5億7300万円とさせていただきたいと存じます。

基金利息につきましては、2019年度および2021年度に募集いたしました基金の契約に基づき2億6500万円とさせていただきたいと存じます。

社会厚生福祉事業助成資金につきましては、30億円とさせていただきたいと存じます。

圧縮積立金につきましては、49億2707万6858円とさせていただきたいと存じます。

結果といたしまして、次期繰越剰余金は、0円とさせていただきたいと存じます。

2022年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）剰余金処分案

（単位：円）

科目	金額
当期末処分剰余金	186,354,600,161
任意積立金取崩額	4,320,990,982
圧縮積立金取崩額	1,359,689,033
圧縮特別勘定積立金取崩額	2,961,301,949
計	190,675,591,143
剰余金処分額	190,675,591,143
社員配当準備金	181,910,514,285
差引純剰余金	8,765,076,858
損失填補準備金	573,000,000
基金利息	265,000,000
任意積立金	7,927,076,858
社会厚生福祉事業助成資金	3,000,000,000
圧縮積立金	4,927,076,858
次期繰越剰余金	0

2022年度決算に基づく社員配当金については、保険約款の定めるところにより、次のとおり割り当てたいと存じます。

1. 個人保険および個人年金保険

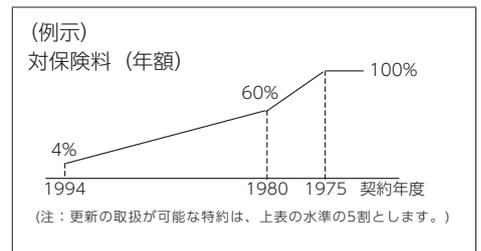
(1) 利益配当付個人保険および個人年金保険（1996年9月30日以前に締結された、これ以外の約款名称の個人保険および個人年金保険を含む。）

通常配当金	・ 保険契約ごとに次に掲げる①、②、③、④の合計額から⑤の額を控除した額とします。 (この額が負値となるときは、零とします。)
① 費差益配当金	・ 保険金に費差基本配当率（別表1）を乗じた額とします。 ・ さらに、保険料払込中契約について、保険金額が2,000万円を超える部分に対し、保険金に費差上乘せ配当率（別表2）を乗じた額を加算します。
② 危険差益配当金	・ 危険保険金に危険差益配当率（別表3-1）を乗じた額とします。
③ 災害疾病特約配当金	・ 災害保険金または入院給付日額等に災害疾病特約配当率（別表4）を乗じた額とします。
④ 利差益配当金	・ 責任準備金に利差益配当率（別表5）を乗じた額とします。
⑤ 配当調整額	・ 責任準備金に配当調整率（別表6）を乗じた額とします。

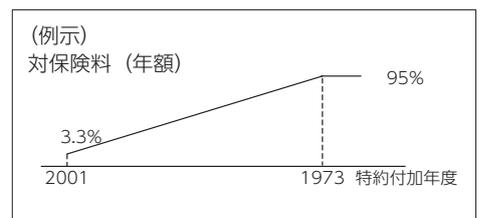
<ご参考(*)>

(例示) 1996年4月2日以後に締結された終身保険 保険金100万円につき 350円
(例示) 保険金額5,000万円（うち終身保険金500万円）の定期付終身保険 保険金100万円につき 535円
(例示) 1996年4月2日以後に締結された終身保険 男性 40歳 危険保険金100万円につき 0円
(例示) 1990年4月2日以後に締結された災害割増特約 災害保険金100万円につき 50円 1987年4月2日以後に締結された新入院医療特約 本人型 40歳 入院給付日額1,000円につき 500円
(例示) 1996年4月2日以後に締結された終身保険 月払 利差益配当率 0.00% 配当調整率 1.50%

定期健康配当金	・ 定期保険、定期保険特約等について、保険期間の満了する契約に対し、保険料（年額）に定期健康配当率（別表7）を乗じた額とします。
---------	--



災害疾病健康配当金	・ 災害入院特約、入院医療特約等について、保険期間の満了する契約、保障見直し制度の利用により消滅する契約等に対し、保険料（年額）に災害疾病健康配当率（別表8）を乗じた額とします。
-----------	---



消滅時配当金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養老保険等について、保険期間の満了する契約、死亡、解約により消滅する契約等に対し、責任準備金に消滅時配当率（別表9）を乗じた額から一時払特殊養老保険により支払われる額を控除した額とします。（この額が負値となるときは零とします。）
--------	--

<ご参考(*)>

(例示)
 予定利率4%の養老保険（満期・死亡）
 責任準備金の2.0%（1972年度契約）
 から9.2%（1969年度以前契約）
 {注：一時払特殊養老保険により支払われる額を控除する前の率}

保障見直し特別配当金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保障見直し制度の利用により消滅する契約に対し、保険金に保障見直し特別配当率（別表10）を乗じた額とします。
------------	---

(例示)
 保障見直し前契約が1994年度契約の定期付終身保険の場合
 保障見直し前の終身保険の保険金
 100万円につき 550円
 保障見直し前の定期保険特約の保険金
 100万円につき 25円

(2) 5年ごと利差配当付個人保険および個人年金保険 [販売通称N E O]

5年ごと利差配当金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険契約ごとに、直前の5年ごと応当日以後、次に掲げる①の額から②の額を控除し、累計した額とします。（この額が負値となるときは零とします。また、解約・減額等により消滅する場合には、この額に75%を乗じた額とします。）
①利差益配当金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経過年数に応じた責任準備金に各決算年度の利差益配当率を乗じた額とします。なお、2022年度決算の利差益配当率は（別表5）のとおりとします。
②配当調整額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経過年数に応じた責任準備金に各決算年度の配当調整率を乗じた額とします。なお、2022年度決算の配当調整率は（別表6）のとおりとします。

<ご参考(*)>

(例示)
 1998年度契約の終身保険 月払
 経過年数に応じた責任準備金に対して以下のとおり設定
 (利差益配当金から配当調整額を控除し、累計した額が負値となるため、零とします。)

経過年数	21年	22年	23年	24年	25年
決算年度	2018決算	2019決算	2020決算	2021決算	2022決算
利差益配当率	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
配当調整率	1.35%	1.65%	1.65%	1.65%	1.65%

5年ごと危険差配当金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約日から5年ごとの応当日が到来する契約等に対し、保険契約ごとに、直前の5年ごと応当日以後、経過年数に応じた危険保険金に各決算年度の危険差益（死差益）配当率を乗じた額を累計した額とします。（但し、5年ごと利差配当金を負値のため零とした契約の場合は、その負値の額を合計した額とし、この額が負値となるときは零とします。また、解約・減額等により消滅する場合には、この額に75%を乗じた額とします。） なお、2022年度の危険差益配当率は（別表3-2）のとおりとします。
------------	--

(例示) 終身保険 男性 40歳
 危険保険金100万円につき 0円
 (2022年度決算に基づく部分)

定期健康配当金	<ul style="list-style-type: none"> ・ (1)利益配当付個人保険および個人年金保険の定期健康配当金に同じとします。
---------	---

消滅時配当金	<ul style="list-style-type: none"> ・ (1)利益配当付個人保険および個人年金保険の消滅時配当金に同じとします。
--------	--

保障見直し特別配当金	<ul style="list-style-type: none"> ・ (1)利益配当付個人保険および個人年金保険の保障見直し特別配当金に同じとします。
------------	--

(3) 有配当個人保険および個人年金保険 [販売通称 E X]

5年ごと配当金	・ 契約日から5年ごとの応当日が到来する契約等に対し、保険契約ごとに、累計ポイント数に、1ポイントにつき15円を乗じた額とします。 (経過期間に応じて所要の調整を行います。)
消滅時配当金	・ 満期、死亡、解約により消滅する契約等に対し、保険契約ごとに、累計ポイント数に、1ポイントにつき5円を乗じた額とします。 (消滅事由等に応じて所要の調整を行います。)
保障見直し特別配当金	・ 保障見直し制度の利用により消滅する契約に対し、保険契約ごとに、累計ポイント数に、1ポイントにつき5円を乗じた額とします。

ここで累計ポイント数は、経過年数に応じて対応する各決算に基づくポイントを用いて計算し、累計した数とします。

なお、2022年度決算に加算するポイントは以下のとおりとします。

通常ポイント	・ 責任準備金に通常ポイント率（別表11）を乗じた数とします。	<p><ご参考(*)></p> <p>(例示) 2001年4月2日以後に締結された 終身保険 月払 責任準備金100万円につき 0ポイント</p>
定期健康ポイント	・ 保険料払込免除事由が発生していない場合、危険保険金に定期健康ポイント率（別表12）を乗じた数とします。	<p>(例示) 2007年4月2日以後に締結された 終身保険 男性 40歳 危険保険金100万円につき 0ポイント</p>
災害疾病健康ポイント	・ 保険料（年額）に災害疾病健康ポイント率（別表13）を乗じた数とします。	<p>(例示) 総合医療特約 保険料（年額）1万円につき 0ポイント</p>

(4) 個人保険（有配当）および個人年金保険（有配当）

通常配当金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険契約ごとに次に掲げる①、②、③、④の合計額から⑤の額を控除した額に経過別係数（別表14）を乗じた額とします。ただし、複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合には、この額を合計した額とします。 ・ 上記の額が負値となるときは、零とします。 	<p><ご参考(*)></p>
①費差益配当金	・ 保険金に費差益配当率（別表15）を乗じた額とします。	<p>(例示) 終身保険 保険金100万円につき 0円</p>
②危険差益配当金	・ 危険保険金に危険差益配当率（別表3-3）を乗じた額とします。	<p>(例示) 2022年4月1日以後に締結された 終身保険 男性 40歳 危険保険金100万円につき 58円</p>
③災害疾病配当金	・ 入院給付日額等に災害疾病配当率（別表16）を乗じた額とします。	<p>(例示) 総合医療保険 基本型 男性 40歳 入院給付日額1,000円につき 30円</p>
④利差益配当金	・ 責任準備金に利差益配当率（別表5）を乗じた額とします。	<p>(例示) 2022年4月2日以後に締結された 終身保険 月払 利差益配当率 1.50% 配当調整率 0.00%</p>
⑤配当調整額	・ 責任準備金に配当調整率（別表6）を乗じた額とします。	

2. 団体保険

- | | |
|------------------------------|-------------------------------------|
| (1) 団体定期保険 | : 危険差益 (死差益) に配当率 (別表17) を乗じた額とします。 |
| (2) 総合福祉団体定期保険 | : 危険差益 (死差益) に配当率 (別表18) を乗じた額とします。 |
| (3) 新団体定期保険 | : 危険差益 (死差益) に配当率 (別表19) を乗じた額とします。 |
| (4) 団体信用生命保険、
消費者信用団体生命保険 | : 危険差益 (死差益) に配当率 (別表20) を乗じた額とします。 |
| (5) 心身障害者扶養者生命保険 | : 零とします。 |
| (6) 団体終身保険 | : 零とします。 |
| (7) 介護保障保険 (団体型) | : 危険差益 (死差益) に配当率 (別表21) を乗じた額とします。 |

3. 団体年金保険

- | |
|---|
| ・次に掲げる(a)、(b)および(c)を合計した額とします。(この額が負値となるときは、零とします。) |
| (a) 責任準備金に配当率 (別表22) を乗じた額 |
| (b) 遺族年金特約の付加された契約について、被保険者数に応じて危険差益 (死差益) に50%から95%を乗じた額 |
| (c) 責任準備金関係損益額 |

4. 財形保険および財形年金保険

- | |
|------------------------------|
| ・責任準備金に配当率 (別表23) を乗じた額とします。 |
|------------------------------|

5. 医療保障保険

- | | |
|-------------------|---|
| (1) 医療保障保険 (個人型) | : 被保険者の到達年齢に応じて、基準日額1,000円につき
男性: 583円から837円までの額とします。
女性: 733円から987円までの額とします。 |
| (2) 医療保障保険 (団体型) | : 被保険者数に応じて、危険差益 (死差益) に25%から70%を乗じた額とします。 |
| (3) 新医療保障保険 (団体型) | : 被保険者数に応じて、危険差益 (死差益) に30%から50%を乗じた額とします。
(但し、会社所定の要件に基づき退職者等を引き続いて被保険団体に含める場合は、被保険者数に応じて、危険差益 (死差益) に20%から40%を乗じた額とします。) |
| (4) 総合医療保険 (団体型) | : 被保険者数に応じて、危険差益 (死差益) に50%から70%を乗じた額とします。
(但し、会社所定の要件に基づき退職者等を引き続いて被保険団体に含める場合は、被保険者数に応じて、危険差益 (死差益) に40%から60%を乗じた額とします。) |

6. 団体就業不能保障保険

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 団体就業不能保障保険 | : 被保険者数に応じて、危険差益 (死差益) に10%から30%を乗じた額とします。 |
| (2) 新団体就業不能保障保険 | : 被保険者数に応じて、危険差益 (死差益) に30%から50%を乗じた額とします。 |

本議案に基づく社員配当金の算出の詳細については、会社の定める社員配当金算出に関する運営要領を適用します。

(*) <ご参考>の部分につきましては、社員配当金割当をご理解いただくための参考情報であり、決議の対象ではありません。

(別表1) 費差基本配当率 (例示)

【1996年4月2日以後1999年4月1日以前締結契約の例】

(保険金*1100万円につき)

種類 (例示)	配当率*2
養老保険 終身保険 年金保険 (年金支払開始日前) で保険料払込中の契約	350 円
定期保険 3大疾病保障定期保険 定期保険特約 生存給付金付定期保険特約 生活保障特約 3大疾病保障定期保険特約 新生存給付金付定期保険特約 で保険料払込中の契約	200
生存給付金付定期保険	260
育英年金付子ども保険 (H2)	0

(注)・例示として掲げる保険種類および契約締結時期以外の保険種類に対する配当率は、別表記載の配当率に準じて設定します。なお、保険料計算基礎率が相違する保険種類については、所要の調整を行います。(別表3-1)、(別表3-2)、(別表3-3)、(別表4)、(別表9)、(別表10)、(別表11) および (別表12) において掲げられた例示以外の配当率等についても、各別表記載の配当率等に準じて設定または調整を行います。)

- *1 保険金は、保険種類に応じた読み替えを行います。(別表2)、(別表10) および (別表15) において同様の取扱とします。
- *2 生存給付金付定期保険特約および新生存給付金付定期保険特約については、保険金100万円につき生存給付金の平均給付割合×150円を加えた額とします。

(別表2) 費差上乘せ配当率

(保険金100万円につき)

保険契約ごとの合計保険金額	配当率*
5,000万円以上	535 円
3,000万円以上5,000万円未満	435
2,000万円超 3,000万円未満	335

(注) * 1999年4月2日以後に締結された変額保険は、配当率を零とします。

(別表3-1) 危険差益配当率 (例示)

【1996年4月2日以後1999年4月1日以前締結契約の例】

(危険保険金100万円につき)

種類 (例示)	性別	配当回数	配当率*						
			(到達年齢)						
			(20歳)	(30歳)	(40歳)	(50歳)	(60歳)	(70歳)	
養老保険 終身保険 定期保険 生存給付金付定期保険 育英年金付こども保険 (H2) 定期保険特約 生活保障特約 生存給付金付定期保険特約 新生存給付金付定期保険特約 年金保険 (年金支払開始日前)	新規契約	男	5回目以下	円	円	円	円	円	円
			9回目以下	330	140	130	230	2,060	3,590
			10回目以上	0	0	0	0	0	0
		女	5回目以下	40	50	120	280	1,020	3,150
			9回目以下	40	30	120	240	1,020	3,150
			10回目以上	0	0	0	0	0	0
	転換契約	男	5回目以下	290	100	90	150	2,060	3,130
			9回目以下	290	80	90	150	2,060	3,130
			10回目以上	0	0	0	0	0	0
		女	5回目以下	30	30	80	270	910	2,860
			9回目以下	30	10	80	230	910	2,860
			10回目以上	0	0	0	0	0	0
3大疾病保障定期保険 3大疾病保障定期保険特約	新規契約	男	9回目以下	260	60	530	1,490	1,040	2,840
			10回目以上	50	60	180	490	1,040	2,840
		女	9回目以下	20	60	140	430	920	6,540
			10回目以上	20	60	140	430	790	1,910
	転換契約	男	9回目以下	220	10	390	1,100	200	480
		女	9回目以下	10	10	20	90	290	5,020
疾病障害保障定期保険特約	新規契約	男	9回目以下	410	230	530	1,090	4,120	12,530
			10回目以上	0	0	0	0	0	0
		女	9回目以下	40	190	550	1,220	3,710	8,840
			10回目以上	0	0	0	0	0	0
	転換契約	男	9回目以下	370	190	460	840	2,880	8,080
		女	9回目以下	30	170	500	1,090	3,340	7,930
介護保障特約 新介護保障特約	男	9回目以下	10	10	0	780	2,230	6,400	
		10回目以上	0	0	0	0	0	0	
	女	9回目以下	0	0	0	230	1,620	5,260	
		10回目以上	0	0	0	0	0	0	

(注) * 主契約の契約締結日から9年以上経過して締結される特約については、配当回数10回目以上の率とします。

(別表3-2) 危険差益配当率 (例示)

(危険保険金100万円につき)

種類 (例示)	性別	経過年数	配当率*					
			(到達年齢)					
			(20歳)	(30歳)	(40歳)	(50歳)	(60歳)	(70歳)
養老保険 終身保険 定期保険 生存給付金付定期保険 定期保険特約 生活保障特約 生存給付金付定期保険特約 新生存給付金付定期保険特約	男	9年以下	円 290	円 0	円 70	円 130	円 1,830	円 3,020
		9年超	0	0	0	0	0	0
	女	9年以下	20	0	70	160	880	2,790
		9年超	0	0	0	0	0	0
3大疾病保障定期保険特約	男	9年以下	210	0	350	1,000	0	0
		9年超	0	0	0	0	0	0
	女	9年以下	0	0	0	0	130	4,630
		9年超	0	0	0	0	0	0
疾病障害保障定期保険特約	男	9年以下	360	180	440	770	2,550	6,920
		9年超	0	0	0	0	0	0
	女	9年以下	30	160	490	1,060	3,240	7,700
		9年超	0	0	0	0	0	0
介護保障特約 新介護保障特約	男	9年以下	0	0	0	640	1,940	5,790
		9年超	0	0	0	0	0	0
	女	9年以下	0	0	0	130	1,380	4,680
		9年超	0	0	0	0	0	0

(注) *①主契約の契約締結日から9年以上経過して締結される特約については、経過年数9年超の率とします。

②旧同和生命保険株式会社から移転後の保険契約は、前記の定めにかかわらず配当率を零とします。

(別表3-3) 危険差益配当率 (例示)

【2012年4月2日以後2018年3月31日以前締結契約の例】

(危険保険金100万円につき)

種類 (例示)	性別	配当回数 (例示)	配当率*					
			(到達年齢)					
			(20歳)	(30歳)	(40歳)	(50歳)	(60歳)	(70歳)
養老保険 定期保険 終身保険 年金保険 (年金支払開始日前) 生存給付金付定期保険 こども保険 傷害保障重点期間設定型長期定期保険 継続サポート3大疾病保障保険 (継続サポート年金支払期間開始前)	男	1回目	円 244	円 180	円 348	円 1,001	円 2,158	円 7,602
		9回目	円 57	円 48	円 61	円 157	円 331	円 1,046
		10回目以上	円 36	円 29	円 37	円 68	円 134	円 335
	女	1回目	円 41	円 132	円 120	円 275	円 366	円 2,278
		9回目	円 19	円 39	円 46	円 78	円 132	円 382
		10回目以上	円 11	円 26	円 27	円 48	円 83	円 176
3大疾病保障保険	男	1回目	円 331	円 180	円 1,042	円 1,787	円 4,054	円 12,907
		9回目	円 64	円 68	円 186	円 365	円 742	円 1,978
		10回目以上	円 36	円 29	円 37	円 68	円 134	円 335
	女	1回目	円 353	円 447	円 817	円 1,304	円 2,416	円 5,391
		9回目	円 51	円 79	円 197	円 314	円 497	円 962
		10回目以上	円 11	円 26	円 27	円 48	円 83	円 176
出産サポート給付金付3大疾病保障保険	男	1回目	円 -	円 -	円 -	円 -	円 -	円 -
		9回目	円 -	円 -	円 -	円 -	円 -	円 -
		10回目以上	円 -	円 -	円 -	円 -	円 -	円 -
	女	1回目	円 341	円 422	円 720	円 1,155	円 2,226	円 5,128
		9回目	円 39	円 54	円 100	円 165	円 307	円 699
		10回目以上	円 11	円 26	円 27	円 48	円 83	円 176
身体障害保障保険	男	1回目	円 524	円 210	円 518	円 801	円 1,578	円 3,472
		9回目	円 71	円 48	円 80	円 135	円 266	円 587
		10回目以上	円 36	円 29	円 37	円 68	円 134	円 335
	女	1回目	円 191	円 222	円 440	円 455	円 546	円 3,398
		9回目	円 22	円 39	円 68	円 87	円 132	円 507
		10回目以上	円 11	円 26	円 27	円 48	円 83	円 176
介護保障保険	男	1回目	円 244	円 120	円 258	円 851	円 938	円 4,312
		9回目	円 57	円 48	円 59	円 140	円 207	円 681
		10回目以上	円 36	円 29	円 37	円 68	円 134	円 335
	女	1回目	円 51	円 102	円 310	円 465	円 366	円 2,288
		9回目	円 19	円 39	円 54	円 88	円 132	円 383
		10回目以上	円 11	円 26	円 27	円 48	円 83	円 176

(注) *①例示の配当回数間における配当率は、配当回数1回あたり均等に減少させた率に所要の調整をした率とします。(本別表において同様の取扱とします。)

②継続サポート3大疾病保障保険 (継続サポート年金支払期間開始前) については、第2危険保険金100万円につき下記に定める額を加えた額とします。

③契約締結日から9年以上経過して更新される契約については、配当回数10回目以上の率とします。

(第2危険保険金100万円につき)

種類	性別	配当回数 (例示)	配当率					
			(到達年齢)					
			(20歳)	(30歳)	(40歳)	(50歳)	(60歳)	(70歳)
継続サポート3大疾病保障保険 (継続サポート年金支払期間開始前)	男	1回目	円 70	円 70	円 560	円 1,270	円 3,470	円 10,060
		9回目	円 8	円 8	円 62	円 141	円 386	円 1,118
		10回目以上	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
	女	1回目	円 160	円 160	円 640	円 960	円 2,000	円 5,250
		9回目	円 18	円 18	円 71	円 107	円 222	円 583
		10回目以上	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

【2018年4月1日以後締結契約の例】

(危険保険金100万円につき)

種類 (例示)	性別	配当回数	配当率						
			(到達年齢)						
			(20歳)	(30歳)	(40歳)	(50歳)	(60歳)	(70歳)	
養老保険 定期保険 終身保険 年金保険 (年金支払開始日前) 生存給付金付定期保険 こども保険 傷害保障重点期間設定型長期定期保険 継続サポート3大疾病保障保険 (継続サポート年金支払期間開始前) 新3大疾病保障保険 特定重度疾病保障保険 出産サポート給付金付3大疾病保障保険 身体障害保障保険 介護保障保険 認知症保障保険	男	1回目	円 34	円 20	円 58	円 121	円 278	円 642	
		9回目	円 17	円 9	円 29	円 59	円 122	円 273	
		10回目以上	円 15	円 8	円 25	円 51	円 103	円 227	
	女	1回目	円 1	円 12	円 40	円 75	円 126	円 278	
		9回目	円 1	円 8	円 24	円 45	円 74	円 160	
		10回目以上	円 1	円 7	円 22	円 41	円 68	円 145	
	3大疾病保障保険	男	1回目	円 41	円 40	円 112	円 257	円 504	円 1,027
			9回目	円 24	円 29	円 83	円 195	円 348	円 658
			10回目以上	円 15	円 8	円 25	円 51	円 103	円 227
女		1回目	円 13	円 37	円 137	円 224	円 316	円 541	
		9回目	円 13	円 33	円 121	円 194	円 264	円 423	
		10回目以上	円 1	円 7	円 22	円 41	円 68	円 145	

ただし、逓増定期保険については、下表のとおりとします。

【2012年4月2日以後2016年6月19日以前締結契約の例】

(危険保険金100万円につき)

種類	性別	配当回数 (例示)	配当率					
			(到達年齢)					
			(20歳)	(30歳)	(40歳)	(50歳)	(60歳)	(70歳)
逓増定期保険	男	1回目	円 484	円 150	円 428	円 1,101	円 4,278	円 10,822
		9回目	円 297	円 18	円 141	円 257	円 2,451	円 4,266
		10回目以上	円 36	円 0	円 37	円 68	円 134	円 335
	女	1回目	円 71	円 92	円 200	円 485	円 1,266	円 5,298
		9回目	円 49	円 0	円 126	円 288	円 1,032	円 3,402
		10回目以上	円 11	円 0	円 27	円 48	円 83	円 176

【2016年6月20日以後締結契約の例】

(危険保険金100万円につき)

種類	性別	配当回数 (例示)	配当率					
			(到達年齢)					
			(20歳)	(30歳)	(40歳)	(50歳)	(60歳)	(70歳)
逓増定期保険	男	1回目	円 244	円 180	円 348	円 1,001	円 2,158	円 7,602
		9回目	円 57	円 48	円 61	円 157	円 331	円 1,046
		10回目以上	円 36	円 29	円 37	円 68	円 134	円 335
	女	1回目	円 41	円 132	円 120	円 275	円 366	円 2,278
		9回目	円 19	円 39	円 46	円 78	円 132	円 382
		10回目以上	円 11	円 26	円 27	円 48	円 83	円 176

また、予定利率変動型一時払増終身保険および指定通貨建積立利率変動型一時払終身保険については、契約締結時期にかかわらず、下表のとおりとします。

(危険保険金100万円につき)

種類	性別	配当回数	配当率					
			(到達年齢)					
			(20歳)	(30歳)	(40歳)	(50歳)	(60歳)	(70歳)
予定利率変動型一時払増終身保険 指定通貨建積立利率変動型一時払終身保険	—	—	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

(別表4) 災害疾病特約配当率 (例示)

(災害保険金100万円につき*)

種類 (例示)	配当率	
	男性	女性
災害保障特約 (本人型)	1,280 円	1,650 円
交通災害保障特約	930	1,110
災害倍額支払定期保険特約	350	500
定期保険災害給付特約	450	600
災害割増特約 (58)、(60) (1990年4月2日以後契約)	50	50
新傷害特約 (本人型) (1990年4月2日以後契約)	50	50
新災害入院特約 (本人型)	150	300
特定損傷特約	350	150

(注) *①新災害入院特約については、「入院給付日額1,000円につき」と読み替えます。

②特定損傷特約については、「給付金10万円につき」と読み替えます。

(入院給付日額1,000円につき*)

種類 (例示)	到達年齢	配当率	
		円	円
手術給付金付疾病入院給付特約 (51)	—	100	円
疾病入院特約 (本人型)	—	100	
新入院医療特約 (本人型)	49歳以下	500	
	50歳以上	400	
新成人病割増入院医療特約 (2倍型)	39歳以下	260	
	40歳以上49歳以下	270	
	50歳以上59歳以下	250	
	60歳以上	290	
新成人病割増入院医療特約 (3倍型)	39歳以下	180	
	40歳以上49歳以下	190	
	50歳以上59歳以下	200	
	60歳以上	260	
新成人病入院医療特約	39歳以下	20	
	40歳以上49歳以下	40	
	50歳以上59歳以下	100	
	60歳以上	190	
通院特約 (本人型)	39歳以下	50	
	40歳以上49歳以下	80	
	50歳以上59歳以下	130	
	60歳以上	220	
長期入院特約 (本人型)	19歳以下	10	
	20歳以上29歳以下	20	
	30歳以上39歳以下	50	
	40歳以上49歳以下	60	
	50歳以上59歳以下	100	
	60歳以上	150	
女性入院特約	19歳以下	0	
	20歳以上29歳以下	30	
	30歳以上39歳以下	80	
	40歳以上49歳以下	90	
	50歳以上59歳以下	100	
	60歳以上	150	
総合医療特約	—	0	

(注) *通院特約は、「通院日額1,000円につき」と読み替えます。

(別表5) 利差益配当率

(責任準備金に対して)

予定利率	配当率
0.5%以下	(1.75% - 予定利率)
0.5%超1.0%以下	(1.65% - 予定利率)
1.0%超1.5%以下	(1.55% - 予定利率)

ただし、以下に掲げる保険種類については、次のとおりとします。

(責任準備金に対して)

種類	配当率
一時払養老保険、一時払年金保険、一時払生存保障重点型年金保険、一時払終身保険、予定利率変動型一時払通増終身保険、指定通貨建積立利率変動型一時払終身保険	0%

(注) 旧同和生命保険株式会社から移転後の保険契約は、上記に準じた配当率とします。

(別表6) 配当調整率

(責任準備金に対して)

予定利率	配当調整率
1.5%超2%以下	(予定利率 - 1.45%)
2%超3%以下	(予定利率 - 1.25%)
3%超4%以下	(予定利率 - 1.05%)
4%超5%以下	(予定利率 - 0.85%)
5%超	(予定利率 - 0.65%)

ただし、以下に掲げる保険種類については、次のとおりとします。

(責任準備金に対して)

種類	配当調整率
1995年9月25日以後締結された一時払養老保険	(予定利率 - 1.50%)
1998年4月2日以後締結された一時払年金保険	(予定利率 - 1.35%)
1998年4月2日以後締結された一時払生存保障重点型年金保険	
1998年6月25日以後締結された一時払終身保険	(予定利率 - 1.20%)

(注) 旧同和生命保険株式会社から移転後の保険契約は、上記に準じた調整率とします。

(別表7) 定期健康配当率 (例示)

(保険料 (年額) *1) に対して)

契約年度*2 (例示)	配当率*3
1975年度以前	100.0% [50.0%]
}	}
1980年度	60.0 [30.0]
}	}
1994年度	4.0 [2.0]

(注)・定期健康配当金は以下の保険種類を対象とします。

定期保険、3大疾病保障定期保険、暮しの保険の定期部分、定期保険特約、増加保険特約 (増加暮しの定期部分)、配偶者定期保険特約、子ども定期保険特約、生活保障特約および遡減定期保険特約

* 1①保険料 (年額) については、当該配当金の対象となる保険種類を対象とします。(別表8)、(別表12) および (別表13) において同様の取扱とします。)

②更新後の特約については、主契約の契約締結日から当該特約の締結日までの経過期間に応じ、保険料 (年額) の以下の割合に対して計算します。

10年以下 9割、10年超15年以下 8割、15年超20年以下 7割、20年超 5割

* 2①被転換契約から移管された責任準備金に基づく部分についての契約年度は、被転換契約の契約年度を適用します。(別表9) および (別表10) において同様の取扱とします。)

②更新後の特約についての契約年度は、主契約の契約年度を適用します。

* 3①例示の契約年度間における配当率は、1年あたり均等に減少させた率とします。(別表8) および (別表10) において同様の取扱とします。)

②終身保険または生存保障重点型年金保険に付加されている特約が保険期間の満了により消滅し、かつ特約の更新を取り扱うことが可能な契約については、[] 内の配当率を適用します。

③増加保険特約 (増加暮しの定期部分) については、上記の1割とします。

④更新後の特約の配当率は、既に支払われた消滅時配当率 (定期) または定期健康配当率を控除した率とします。(この率が負値となるときは、零とします。)

(別表8) 災害疾病健康配当率 (例示)

(保険料 (年額) に対して)

特約付加年度* (例示)	配当率
1973年度以前	95.0%
}	}
2001年度	3.3

(注)・災害疾病健康配当金は総合医療特約、および以下の災害特約および疾病特約を対象とします。

(災害特約)

家族保障選択権付災害入院特約、災害入院特約、子ども災害入院特約、新災害入院特約および子ども新災害入院特約

(疾病特約)

手術給付金付疾病入院給付特約、手術給付金付疾病入院給付特約 (51)、手術給付金付成人病・疾病入院給付特約、手術給付金付成人病入院給付特約、疾病入院特約、成人病割増疾病入院特約、成人病入院特約、子ども疾病入院特約、入院医療特約、成人病割増入院医療特約、成人病入院医療特約、子ども入院医療特約、新入院医療特約、子ども新入院医療特約、新成人病割増入院医療特約、新成人病入院医療特約および女性入院特約

* ①災害特約について、転換契約についての特約付加年度は、被転換契約の契約年度を適用します。

②疾病特約について、1997年3月31日以前の転換契約についての特約付加年度は、被転換契約の契約年度を適用します。

(別表9) 消滅時配当率 (例示)

・1955年度以後契約

(責任準備金に対して)

契約年度	配当率*			
	予定利率4%以下契約		予定利率4%超契約	
	満期、死亡等により消滅する契約	解約等により消滅する契約	満期、死亡等により消滅する契約	解約等により消滅する契約
1968年度以前	9.2 %	4.4 %	4.4 %	—
1969	9.2	4.4	2.0	—
1970	6.8	2.0	—	—
1971	4.4	—	—	—
1972	2.0	—	—	—

(注) ①保障見直し制度の利用により消滅する契約は、消滅時配当金の対象外とします。

②以下に掲げる契約は、消滅時配当金の対象外とします。

年金支払開始後契約、増加年金保険特約、年金特約および(別表7)に掲げる定期健康配当金の対象となる保険種類

*①一時払特殊養老保険により支払われる額を控除する前の率を記載しています。

②増加保険特約については、上記の1割とします。

(別表10) 保障見直し特別配当率 (例示)

(保険金100万円につき)

種類 (例示)		契約締結時期	配当率
			円
利益配当付個人保険	養老保険 終身保険	1993年3月31日以前	750
	生存給付金付定期保険 生存給付金付定期保険特約	}	}
	新生存給付金付定期保険特約		
	利益配当付個人年金保険	育英年金付こども保険 (H2)	1998年4月1日以後
5年ごと利差配当付個人保険	年金保険		
5年ごと利差配当付個人年金保険	定期保険	1990年3月31日以前	50
	3大疾病保障定期保険 定期保険特約	}	}
	生活保障特約		
	3大疾病保障定期保険特約	1998年4月1日以後	5

(別表11) 通常ポイント率 (例示)

(責任準備金100万円につき)

予定利率 (例示)	保険期間	ポイント率*
1.15%		ポイント
	5年以下	200
	5年超10年以下	160
	10年超20年以下	144
	20年超	136
1.65%	—	0
2.15%	—	0

ただし、以下に掲げる保険種類については、次のとおりとします。

(責任準備金100万円につき)

種類	ポイント率
一時払養老保険、一時払年金保険、一時払生存保障重点型年金保険、一時払終身保険、一時払終身保険に付加される定期保険特約、一時払総合保障終身保険	ポイント 0

(注) *①保険期間が終身の保険契約および年金支払開始後契約については、保険期間20年超のポイント率を適用します。

②年金支払開始後契約（年金特約は除く）については、上記の1割とします。

③年金特約については、上記の5割とします。

(別表12) 定期健康ポイント率 (例示)

【2007年4月2日以後締結契約の例】

(危険保険金100万円につき)

種類 (例示)	性別	ポイント加算回数 (例示)	保険期間 (例示)	ポイント率*					
				(到達年齢)					
				(40歳)	(50歳)	(60歳)	(70歳)	(80歳)	(90歳)
定期保険特約 定期保険 養老保険 終身保険 育英年金付こども保険 生存給付金付定期保険 新生存給付金付定期保険特約 疾病障害保障定期保険特約 介護保障定期保険特約	男	1回目	5年以下	0	0	0	20.4	253.6	343.5
			5年超10年以下	0	0	0	16.3	202.9	274.8
			10年超20年以下	0	0	0	14.7	182.6	247.3
			20年超	0	0	0	13.9	172.4	233.5
		}	}	}	}	}	}	}	
		10回目以上	5年以下	0	0	0	0	0	0
			5年超10年以下	0	0	0	0	0	0
			10年超20年以下	0	0	0	0	0	0
	20年超		0	0	0	0	0	0	
	女	1回目	5年以下	0	0	0	0	0	120.8
			5年超10年以下	0	0	0	0	0	96.6
			10年超20年以下	0	0	0	0	0	87.0
			20年超	0	0	0	0	0	82.1
		}	}	}	}	}	}	}	
		10回目以上	5年以下	0	0	0	0	0	0
			5年超10年以下	0	0	0	0	0	0
10年超20年以下			0	0	0	0	0	0	
20年超	0		0	0	0	0	0		
3大疾病保障定期保険 3大疾病保障定期保険特約 再発3大疾病保障定期保険特約	男	1回目	5年以下	0	0	0	6.4	358.1	677.5
			5年超10年以下	0	0	0	5.1	286.5	542.0
			10年超20年以下	0	0	0	4.6	257.8	487.8
			20年超	0	0	0	4.4	243.5	460.7
		}	}	}	}	}	}	}	
		10回目以上	5年以下	0	0	0	0	0	0
			5年超10年以下	0	0	0	0	0	0
			10年超20年以下	0	0	0	0	0	0
	20年超		0	0	0	0	0	0	
	女	1回目	5年以下	0	0	0	0	274.8	756.8
			5年超10年以下	0	0	0	0	219.8	605.4
			10年超20年以下	0	0	0	0	197.9	544.9
			20年超	0	0	0	0	186.9	514.6
		}	}	}	}	}	}	}	
		10回目以上	5年以下	0	0	0	0	0	0
			5年超10年以下	0	0	0	0	0	0
10年超20年以下			0	0	0	0	0	0	
20年超	0		0	0	0	0	0		
生活保障特約 年金保険 (年金支払開始日前)	男	1回目	10年超20年以下	0	0	0	15.0	183.0	247.0
		}		}	}	}	}	}	
	10回目以上	0		0	0	0	0	0	
	女	1回目		0	0	0	0	0	87.0
		}		}	}	}	}	}	
	10回目以上	0		0	0	0	0	0	
新介護保障特約	-	-	-	0	0	0	0	0	

(注) *①例示のポイント加算回数間における配当率は、ポイント加算回数に応じて減少させた率とします。(本別表において同様の取扱とします。)

②保険期間が終身の保険契約については、保険期間20年超のポイント率を適用します。

③主契約の契約締結日から9年以上経過して締結される特約については、ポイント加算回数10回目以上の率とします。

また、逓増定期保険および新逓増定期保険（H18）については、下表のとおりとします。

(危険保険金100万円につき)

種類	性別	ポイント 加算回数 (例示)	保険期間 (例示)	ポイント率					
				(到達年齢)					
				(40歳)	(50歳)	(60歳)	(70歳)	(80歳)	(90歳)
逓増定期保険 新逓増定期保険 (H18)	男	1回目	10年超20年以下	ポイント 0	ポイント 0	ポイント 0	ポイント 123.4	ポイント 559.2	ポイント 792.3
		〳		〳	〳	〳	〳	〳	
		10回目以上		0	0	0	0	0	0
	女	1回目		0	0	0	0	331.8	617.3
		〳		〳	〳	〳	〳	〳	〳
		10回目以上		0	0	0	0	0	0

(別表13) 災害疾病健康ポイント率

(保険料 (年額) 1万円につき)

種類	ポイント率
新災害入院特約 (H11) こども新災害入院特約 (H11)	2.5
新入院医療特約 (H11) こども新入院医療特約 (H11) 新成人病入院医療特約 (H11) 女性入院特約 (H11)	5
入院医療保険 総合医療特約 新がん入院特約 総合医療保険 総合保障終身保険	0

(別表14) 経過別係数 (例示)

種類 (例示)	保険期間	係数						
		(経過年数) *						
		(1年)	(5年)	(10年)	(15年)	(20年)	(25年)	(30年)
養老保険 年金保険 (年金支払開始日前) 低解約払戻金型長寿生存保険 (年金支払開始日前) こども保険 生存給付金付定期保険 傷害保障重点期間設定型長期定期保険	10年以下	50%	110%	110%	—%	—%	—%	—%
	10年超20年以下	50	69	92	115	115	—	—
	20年超	50	60	72	84	96	108	120
定期保険 終身保険 3大疾病保障保険 継続サポート3大疾病保障保 険 (継続サポート年金支払期 間開始前) 新3大疾病保障保険 特定重度疾病保障保険 出産サポート 給付金付3大疾 病保障保険 身体障害保障保険 介護保障保険 認知症保障保険 総合医療保険 がん医療保険 こども総合医療保険	10年以下	55	115	115	—	—	—	—
	10年超20年以下	55	74	97	120	120	—	—
	20年超	55	65	77	89	101	113	125
逓増定期保険	—	50	105	105	105	105	105	105

(注)・年金支払開始後契約および継続サポート年金支払期間中の契約については、100%とします。

*①保障見直し制度または一部保障見直し制度の利用により締結される契約については、経過年数に所要の調整を行います。

②保険期間が終身の保険契約については、保険期間20年超の係数を適用します。

(別表15) 費差益配当率 (例示)

(保険金100万円につき)

種類 (例示)	配当率
養老保険 定期保険 終身保険 年金保険 低解約払戻金型長寿生存保険 生存給付金付定期保険 こども保険 傷害保障重点期間設定型長期定期保険 通増定期保険 3大疾病保障保険 継続サポート3大疾病保障保険 新3大疾病保障保険 特定重度疾病保障保険 出産サポート給付金付3大疾病保障保険 身体障害保障保険 介護保障保険 認知症保障保険	0円

(別表16) 災害疾病配当率 (例示)

(入院給付日額1,000円につき*)

種類	性別	配当率					
		(到達年齢)					
		(20歳)	(30歳)	(40歳)	(50歳)	(60歳)	(70歳)
総合医療保険 (基本型)	男	20円	20円	30円	40円	90円	170円
	女	20	50	30	40	60	120
総合医療保険 (特定疾病倍額型)	男	20	30	40	70	150	290
	女	20	50	40	50	90	180
総合医療保険 (女性特定疾病倍額型)	男	—	—	—	—	—	—
	女	30	70	50	50	80	160
がん医療保険	男	0	0	0	10	30	70
	女	0	0	10	10	20	40
こども総合医療保険	—	20	20	20	20	20	20
特定損傷保険 就業不能保険 入院総合保険 入院継続時収入サポート保険	—	0	0	0	0	0	0

(注) *①特定損傷保険については、「給付金10万円につき」と読み替えます。

②就業不能保険については、「長期就業不能給付月額10万円につき」と読み替えます。

③入院総合保険については、「入院給付金10万円につき」と読み替えます。

④入院継続時収入サポート保険については、「給付月額10万円につき」と読み替えます。

(別表17) 団体定期保険配当率

(危険差益に対して)

団体の被保険者数*1		配当率					
		加入率*2					
		25%以上35%未満		10%以上25%未満		10%未満	
25人未満		14	%	—	%	—	%
25人以上	100人未満	28		20		11	7
100人以上	200人未満	40		30		18	12
200人以上	350人未満	48		36		24	17
350人以上	500人未満	53		42		29	21
500人以上	1,000人未満	63		50		38	28
1,000人以上	2,000人未満	74		63		48	37
2,000人以上	3,500人未満	84		71		59	50
3,500人以上	5,000人未満	90		81		68	59
5,000人以上	1万人未満	95		86		76	67
1万人以上		97		92		82	78

(注)・年金払特約部分については、予定利率が1.50%の部分について、責任準備金の額に0.05%を乗じた額、予定利率が1.00%の部分について、責任準備金の額に0.65%を乗じた額、予定利率が0.70%の部分について、責任準備金の額に0.95%を乗じた額をそれぞれ割り当てます。(総合福祉団体定期保険、新団体定期保険、3大疾病保障保険(団体型)および介護保障保険(団体型)に付加される年金払特約部分についても同様の取扱とします。)

*1 団体の被保険者数は、主契約の被保険者数とします。(別表18)、(別表19)、(別表20) および (別表21) において同様の取扱とします。)

*2 基準加入率等に関する会社所定の要件を満たさない場合には、当該加入率区分に応じた配当率を適用します。(別表19) において同様の取扱とします。)

(別表18) 総合福祉団体定期保険配当率

(危険差益に対して)

団体の被保険者数		支払率*1			
		40%超	25%超40%以下	10%超25%以下	10%以下
		配当率*2			
25人未満		14 %	14 %	14 %	14 %
25人以上	100人未満	28	28	28	28
100人以上	200人未満	40	40	40	40
200人以上	350人未満	48	48	48	48
350人以上	500人未満	53	53	53	53
500人以上	1,000人未満	63 [63]	63 [72]	63 [76]	63 [78]
1,000人以上	2,000人未満	74 [74]	74 [84]	74 [87]	74 [89]
2,000人以上	3,500人未満	84	90.3	91.8	92.5
3,500人以上	5,000人未満	90	94.1	95.0	95.4
5,000人以上	1万人未満	95	97.1	97.5	97.9
1万人以上		97	98.1	98.4	98.7

(注) *1 支払率 = $\frac{\text{保険金および給付金支払額}}{\text{純保険料額}}$ とします。

*2 被保険者数が500人以上1,000人未満の団体については3年通算の支払率、1,000人以上2,000人未満の団体については2年通算の支払率が判明している場合には、それぞれ [] 内の配当率を適用します。

(別表19) 新団体定期保険配当率

(危険差益に対して)

団体の被保険者数		配当率		
			加入率	
			25%以上35%未満	10%以上25%未満
100人未満		10 %	5 %	5 %
100人以上	200人未満	20	15	5
200人以上	350人未満	30	20	5
350人以上	500人未満	35	25	5
500人以上	1,000人未満	45	30	5
1,000人以上	2,000人未満	60	40	10
2,000人以上	3,500人未満	70	50	10
3,500人以上	5,000人未満	80	60	15
5,000人以上	1万人未満	85	65	20
1万人以上	2万人未満	90	75	25
2万人以上	5万人未満	92	85	30
5万人以上		94	90	45

(別表20) 団体信用生命保険および消費者信用団体生命保険配当率

(危険差益に対して)

団体の被保険者数		配当率	
	25人未満	10	%
25人以上	100人未満	20	
100人以上	200人未満	30	
200人以上	350人未満	40	
350人以上	500人未満	50	
500人以上	1,000人未満	58	
1,000人以上	2,000人未満	64	
2,000人以上	3,500人未満	69	
3,500人以上	5,000人未満	75	
5,000人以上	1万人未満	80	
1万人以上	10万人未満	87	
10万人以上	30万人未満	90	
30万人以上		97	

ただし、3大疾病保障特約、がん保障特約、身体障害保障特約、介護保障特約または高度障害保険金不担保特約が付加されている団体信用生命保険については、下表のとおりとします。

(危険差益に対して)

団体の被保険者数		配当率			
		区分Ⅰ*1		区分Ⅱ*2	
	25人未満	10	%	7	%
25人以上	100人未満	20		17	
100人以上	200人未満	30		27	
200人以上	350人未満	40		37	
350人以上	500人未満	50		47	
500人以上	1,000人未満	58		55	
1,000人以上	2,000人未満	64		61	
2,000人以上	3,500人未満	69		66	
3,500人以上	5,000人未満	75		70	
5,000人以上	1万人未満	80		73	
1万人以上	10万人未満	87		77	
10万人以上	30万人未満	90		80	
30万人以上		97		85	

(注) ①危険差益については、死亡・高度障害部分、死亡・高度障害・3大疾病部分等のそれぞれの部分の危険差益に区分します。(障害特約が付加されている団体信用生命保険については、それぞれの部分にかかる障害特約部分を含みます。)

②一部の部分が危険差損となる場合、それぞれの部分の危険差益について、相殺係数を乗じた額とします。(この額が負値となるときは零とします。)ここで相殺係数とは、危険差益となっている各部分の危険差益の合計額から危険差損となっている各部分の危険差損の合計額を控除した額を、危険差益となっている各部分の危険差益の合計額で除したものとします。

③それぞれの部分の危険差益に各区分の配当率を乗じ、合計します。

*1 区分Ⅰは死亡・高度障害部分、死亡部分、死亡・身体障害部分、死亡・介護部分、死亡・身体障害・介護部分とします。

*2 区分Ⅱは死亡・高度障害・3大疾病部分、死亡・高度障害・がん部分、死亡・3大疾病部分、死亡・3大疾病・身体障害部分、死亡・3大疾病・介護部分、死亡・3大疾病・身体障害・介護部分とします。

(別表21) 介護保障保険(団体型)配当率

(危険差益に対して)

団体の被保険者数		配当率	
	1,000人未満	10	%
1,000人以上	3,500人未満	20	
3,500人以上	1万人未満	30	
1万人以上	5万人未満	40	
5万人以上		50	

(別表22) 団体年金保険配当率

(責任準備金に対して)

種類	予定利率	配当率*
企業年金保険、新企業年金保険、団体生存保険、 新団体生存保険、厚生年金基金保険、国民年金基金保険	0.75%	0.00%
拠出型企業年金保険 (H14)	0.75	0.50
	1.25	0.00
新企業年金保険 (H14)、厚生年金基金保険 (H14)、 確定給付企業年金保険	0.50	0.70
	1.25	0.00
確定給付企業年金保険一般勘定特約 (2022)	0.50	0.20

(注)・企業年金保険については、責任準備金に上記の団体年金保険配当率を乗じた額から、企業年金保険と新企業年金保険または拠出型企業年金保険 (H14) との付加保険料の差額に相当する額を控除した額とします。(この額が負値となるときは、零とします。)

*上表に定めのない保険種類、上表に定めた保険種類のうち予定利率1.50%以上の部分、有期利率保証特約部分、特別勘定特約部分、特別勘定第1特約部分、特別勘定第2特約部分および特別勘定第3特約部分については、配当率を零とします。

(別表23) 財形保険および財形年金保険配当率

(責任準備金に対して)

種類	予定利率	配当率*
勤労者財産形成貯蓄積立保険、財形住宅貯蓄積立保険、 勤労者財産形成基金保険、勤労者財産形成給付金保険、 財形年金積立保険	1.00%	0.35%
	0.70	0.65

(注) *上表に定めた保険種類のうち予定利率1.50%以上の保険契約および財形年金保険については、配当率を零とします。

第3号議案

評議員選任の件

今回の定時総代会終結の時をもって、現任評議員が任期満了となりますので、定款第25条の規定により次期評議員21名の選任をお願いいたします。

評議員候補者の選考基準は、当社経営課題に関連する分野について専門知識を有していること、または、経営実務等に携わり当社経営上の重要事項について意見が期待できることとしており、当該選考基準に基づく評議員の候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名	職業	区分
1	飯島 彰己	三井物産株式会社 顧問	重任
2	伊東 信一郎	ANAホールディングス株式会社 特別顧問	重任
3	内山 田竹 志	トヨタ自動車株式会社 代表取締役	重任
4	大竹 文雄	大阪大学 感染症総合教育研究拠点特任教授	重任
5	大坪 文雄	パナソニックホールディングス株式会社 特別顧問	重任
6	小川 英治	東京経済大学 経済学部教授	重任
7	沖原 隆宗	株式会社三菱UFJ銀行 特別顧問	新任
8	尾崎 裕	大阪ガス株式会社 相談役	重任
9	神作 裕之	学習院大学 大学院法務研究科教授	新任
10	北山 禎介	株式会社三井住友銀行 名誉顧問	新任
11	デアハルト・ヴィースホイ	B. メッツラー・ゼール・ゾーン&Co. AG 代表取締役	重任
12	此本 臣 吾	株式会社野村総合研究所 会長 兼 社長	新任
13	桜井 恵理子	元 ダウ・ケミカル日本株式会社 社長	重任
14	白波 瀬 佐和子	東京大学 大学院人文社会系研究科教授	重任
15	洲崎 博 史	同志社大学 大学院司法研究科教授	重任
16	武田 洋子	株式会社三菱総合研究所 研究理事	新任
17	手代 木 功	塩野義製薬株式会社 会長兼社長 CEO	重任
18	藤原 健 嗣	元 旭化成株式会社 社長	重任
19	村 木 厚子	津田塾大学 総合政策学部客員教授	重任
20	村 田 啓子	立正大学 大学院経済学研究科教授	重任
21	柳 川 のり範 之	東京大学 大学院経済学研究科教授	新任

[敬称略、五十音順、職業は2023年5月22日現在]

今回の定時総代会終結の時をもって、現任総代候補者選考委員が任期満了となりますので、定款第24条の規定により次期総代候補者選考委員11名の選任をお願いいたします。

総代候補者選考委員候補者の選考基準は、生命保険事業および相互会社運営について深い関心と理解を持ち、選考委員として相応しい見識を有していること、公正・公平な観点から総代候補者を選考し、社員投票の管理を行うことができることとしており、当該選考基準に基づく総代候補者選考委員の候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名	職業	区分
1	お大 石 美 奈 子	消費生活アドバイザー	重任
2	お大 塚 のり 紀 お 男	日本精工株式会社 名誉顧問	重任
3	お小 やま か ほ る	公認会計士	新任
4	おん ぞう 藏 み 三 ほ 穂	高千穂大学 商学部教授	新任
5	くろ 黒 だ 田 きよ 清 ゆき 行	弁護士	重任
6	くわ 桑 の 野 い ず み 泉	株式会社玉の湯 社長	重任
7	こ 古 が 賀 の 信 ゆき 行	野村ホールディングス株式会社 名誉顧問	重任
8	ご 後 とう 藤 げん 元	東京大学 大学院法学政治学研究科教授	重任
9	たけ 竹 はま 濱 おさむ 修	立命館大学 法学部教授	重任
10	もり 森 うち 内 さい 彩 こ 子	弁護士	新任
11	やす 安 い 井 こう 香 いち 一	東邦ガス株式会社 相談役	重任

[敬称略、五十音順、職業は2023年5月22日現在]

第5号議案

取締役（監査等委員である者を除く。）16名選任の件

今回の定時総代会終結の時をもって、現在の取締役（監査等委員である者を除く。）17名全員は任期満了となります。これに対し、取締役（監査等委員である者を除く。）16名の選任をお願いいたします。

取締役（監査等委員である者を除く。）候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名			当社における地位
1	重任		つ 筒 井 義 信	代表取締役会長
2	重任		し 清 水 ひろし 博	代表取締役社長 社長執行役員
3	重任		み 三 笠 ゆう 裕 司	代表取締役 副社長執行役員
4	重任		ふ 藤 本 のぶ と 宣 人	代表取締役 副社長執行役員
5	重任		あ 朝 日 さと し 智 司	代表取締役 副社長執行役員
6	新任		お 大 野 ひで き 大 野 英 樹	専務執行役員
7	重任		あ 赤 ほり なお き 赤 堀 直 樹	取締役 常務執行役員
8	重任		さ 佐 藤 かず お 佐 藤 和 夫	取締役 常務執行役員
9	重任		き 岸 高 和 や 岸 高 和 也	取締役 常務執行役員
10	重任		お 大 澤 あき こ 大 澤 晶 子	取締役 常務執行役員
11	重任		き 木 むら み の る 木 村 稔	取締役 常務執行役員
12	新任		な 中 むら よし た か 中 村 吉 隆	常務執行役員
13	重任	社外取締役・独立役員	う し じ ま し ん 牛 島 信	取締役
14	重任	社外取締役・独立役員	み うら さ と し 三 浦 惺	取締役
15	重任	社外取締役・独立役員	と み た て つ ろ う 富 田 哲 郎	取締役
16	重任	社外取締役・独立役員	は ま だ じ ゅ ん い ち 濱 田 純 一	取締役

1 重任

●氏名
つっ い よし のぶ
筒井 義信

●生年月日
1954年1月30日



●当社における地位および担当
代表取締役会長

●略歴および重要な兼職の状況

- 1977年4月 当社入社
- 2004年7月 取締役
- 2007年1月 取締役 執行役員
- 2007年3月 取締役 常務執行役員
- 2009年3月 取締役 専務執行役員
- 2010年3月 代表取締役 専務執行役員
- 2011年4月 代表取締役社長
- 2018年4月 代表取締役会長

〈重要な兼職の状況〉

- 株式会社帝国ホテル 社外取締役
- 西日本旅客鉄道株式会社 社外取締役
- パナソニックホールディングス株式会社 社外取締役
- 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 社外取締役

取締役候補者とした理由

筒井氏は、入社以来、広範な事業領域を有する当社において多様な業務に携わり、当社の業務全般に深く精通しております。また、取締役または執行役員として当社の経営に参画・貢献してきており、さらに、2010年以降は代表取締役を務め、当社経営者として豊富な経験および実績を有しております。これらの経験および実績、ならびに同氏の見識および人格等を総合的に勘案し、同氏が当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であり、当社の取締役として適任であると判断いたしました。

2 重任

●氏名
し みず ひろし
清水 博

●生年月日
1961年1月30日



●当社における地位および担当
代表取締役社長 社長執行役員
[委嘱] グループ事業統括本部長

●略歴および重要な兼職の状況

- 1983年4月 当社入社
- 2009年3月 執行役員
- 2012年3月 常務執行役員
- 2013年7月 取締役 常務執行役員
- 2014年7月 取締役退任
常務執行役員
- 2016年3月 専務執行役員
- 2016年7月 取締役 専務執行役員
- 2018年4月 代表取締役社長
- 2022年7月 代表取締役社長 社長執行役員

〈重要な兼職の状況〉

- 東急株式会社 社外取締役
- 富士急行株式会社 社外取締役

取締役候補者とした理由

清水氏は、入社以来、広範な事業領域を有する当社において多様な業務に携わり、当社の業務全般に深く精通しております。また、取締役または執行役員として当社の経営に参画・貢献してきており、さらに、2018年以降は代表取締役を務め、当社経営者として豊富な経験および実績を有しております。これらの経験および実績、ならびに同氏の見識および人格等を総合的に勘案し、同氏が当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であり、当社の取締役として適任であると判断いたしました。

3

重任

氏名
みかさゆうじ
三笠裕司

生年月日
1963年9月7日



●当社における地位および担当

代表取締役 副社長執行役員
[管掌] 本店
[担当] 大阪・関西万博推進部、コンプライアンス統括部、リスク管理統括部、監査部（大阪・関西万博推進部、コンプライアンス統括部、リスク管理統括部、海外事業管理部に対する監査以外）、海外事業管理部

●略歴および重要な兼職の状況

1986年4月 当社入社
2013年3月 執行役員
2017年3月 常務執行役員
2017年7月 取締役 常務執行役員
2020年3月 取締役 専務執行役員
2022年3月 取締役 副社長執行役員
2023年3月 代表取締役 副社長執行役員

〈重要な兼職の状況〉

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 社外取締役

取締役候補者とした理由

三笠氏は、入社以来、広範な事業領域を有する当社において多様な業務に携わり、当社の業務全般に深く精通しております。また、取締役または執行役員として当社の経営に参画・貢献してきており、さらに、2023年以降は代表取締役を務め、当社経営者として豊富な経験および実績を有しております。

これらの経験および実績、ならびに同氏の見識および人格等を総合的に勘案し、同氏が当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であり、当社の取締役として適任であると判断いたしました。

4

重任

氏名
ふじもと のぶ と
藤本 宣人

生年月日
1962年10月27日



●当社における地位および担当

代表取締役 副社長執行役員
[統括] 資産運用部門
[担当] 財務企画部

●略歴および重要な兼職の状況

1987年4月 当社入社
2014年3月 執行役員
2017年7月 取締役 執行役員
2018年3月 取締役 常務執行役員
2021年3月 取締役 専務執行役員
2023年3月 代表取締役 副社長執行役員

〈重要な兼職の状況〉

ニッセイアセットマネジメント株式会社 取締役

取締役候補者とした理由

藤本氏は、入社以来、広範な事業領域を有する当社において多様な業務に携わり、当社の業務全般に深く精通しております。また、取締役または執行役員として当社の経営に参画・貢献してきており、さらに、2023年以降は代表取締役を務め、当社経営者として豊富な経験および実績を有しております。

これらの経験および実績、ならびに同氏の見識および人格等を総合的に勘案し、同氏が当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であり、当社の取締役として適任であると判断いたしました。

5 重任

●氏名
あさ ひ さと し
朝日智司

●生年月日
1963年6月29日



- 当社における地位および担当
代表取締役 副社長執行役員
[管掌] 代理店営業本部
[担当] 首都圏営業本部、東海営業本部、近畿営業本部、都心職域特別本部、営業教育部、業務部、損保業務部、ネットワーク業務部、法人職域業務部
[委嘱] 都心職域特別本部長 兼 地域総括部長
兼 人材育成推進本部長 兼 損保業務推進本部長
- 略歴および重要な兼職の状況
1987年4月 当社入社
2014年3月 執行役員
2017年7月 取締役 執行役員
2018年3月 取締役 常務執行役員
2021年3月 取締役 専務執行役員
2023年3月 代表取締役 副社長執行役員

取締役候補者とした理由

朝日氏は、入社以来、広範な事業領域を有する当社において多様な業務に携わり、当社の業務全般に深く精通しております。また、取締役または執行役員として当社の経営に参画・貢献してきており、さらに、2023年以降は代表取締役を務め、当社経営者として豊富な経験および実績を有しております。これらの経験および実績、ならびに同氏の見識および人格等を総合的に勘案し、同氏が当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であり、当社の取締役として適任であると判断いたしました。

6 新任

●氏名
おお の ひで き
大野英樹

●生年月日
1965年6月14日



- 当社における地位および担当
専務執行役員
[管掌] 金融法人本部
[担当] 法人第一～第三営業本部、東日本法人営業本部、東海法人営業本部、本店法人営業本部、九州法人営業本部、法人営業企画部、団体年金部、法人営業推進部、法人情報センター
- 略歴および重要な兼職の状況
1988年4月 当社入社
2016年3月 執行役員
2020年3月 常務執行役員
2023年3月 専務執行役員

取締役候補者とした理由

大野氏は、入社以来、広範な事業領域を有する当社において多様な業務に携わり、当社の業務全般に深く精通しております。また、執行役員就任以降、主に業務部長、営業本部長および法人営業本部長等として、また法人営業本部等の担当役員として当社の経営に参画・貢献してきたほか、支社長職も経験する等、当社経営者として豊富な経験および実績を有しております。これらの経験および実績、ならびに同氏の見識および人格等を総合的に勘案し、同氏が当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であり、当社の取締役として適任であると判断いたしました。

7

重任

●氏名
あかほり なおき
赤堀直樹

●生年月日
1964年8月13日



●当社における地位および担当

取締役 常務執行役員

[担当] 代理店営業本部、金融法人本部、ヘルスケア事業部、商品開発部、営業企画部、営業勤務部、金融法人・代理店企画部、代理店業務部、金融法人業務部

[副担当] DX戦略企画部

●略歴および重要な兼職の状況

1988年4月 当社入社

2017年3月 執行役員

2020年7月 取締役 執行役員

2021年3月 取締役 常務執行役員

〈重要な兼職の状況〉

はなさく生命保険株式会社 取締役

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社 取締役

取締役候補者とした理由

赤堀氏は、入社以来、広範な事業領域を有する当社において多様な業務に携わり、当社の業務全般に深く精通しております。また、執行役員就任以降、主に法人営業企画部長および代理店営業本部長として、また代理店営業本部等の担当役員として当社の経営に参画・貢献してきたほか、支社長職の経験および当社の子会社である大樹生命保険株式会社の代表取締役 専務執行役員として同社の経営経験を有する等、当社経営者として豊富な経験および実績を有しております。

これらの経験および実績、ならびに同氏の見識および人格等を総合的に勘案し、同氏が当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であり、当社の取締役として適任であると判断いたしました。

8

重任

氏名
さとうかずお
佐藤和夫

生年月日
1966年2月16日



●当社における地位および担当

取締役 常務執行役員
[担当] 総合企画部、グループ事業推進部、広報部、調査部、本店企画広報部、DX戦略企画部、主計部、法務部、監査部（大阪・関西万博推進部、コンプライアンス統括部、リスク管理統括部、海外事業管理部に対する監査）

●略歴および重要な兼職の状況

1989年4月 当社入社
2017年3月 執行役員
2020年7月 取締役 執行役員
2021年3月 取締役 常務執行役員

〈重要な兼職の状況〉

大樹生命保険株式会社 取締役
ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社 取締役

取締役候補者とした理由

佐藤氏は、入社以来、広範な事業領域を有する当社において多様な業務に携わり、当社の業務全般に深く精通しております。また、執行役員就任以降、主に総合企画部長として、また総合企画部等の担当役員として当社の経営に参画・貢献してきており、当社経営者として豊富な経験および実績を有しております。

これらの経験および実績、ならびに同氏の見識および人格等を総合的に勘案し、同氏が当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であり、当社の取締役として適任であると判断いたしました。

9

重任

氏名
きしぶちかずや
岸淵和也

生年月日
1967年2月6日



●当社における地位および担当

取締役 常務執行役員
[担当] IT統括部、IT推進部、お客様サービス本部
[副担当] DX戦略企画部
[委嘱] お客様サービス本部長

●略歴および重要な兼職の状況

1989年4月 当社入社
2017年3月 執行役員
2021年3月 常務執行役員
2022年7月 取締役 常務執行役員

〈重要な兼職の状況〉

ニッセイ情報テクノロジー株式会社 取締役

取締役候補者とした理由

岸淵氏は、入社以来、広範な事業領域を有する当社において多様な業務に携わり、当社の業務全般に深く精通しております。また、執行役員就任以降、主に主計部長、サービス企画部長およびお客様サービス本部長として、またIT統括部等の担当役員として当社の経営に参画・貢献してきており、当社経営者として豊富な経験および実績を有しております。

これらの経験および実績、ならびに同氏の見識および人格等を総合的に勘案し、同氏が当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であり、当社の取締役として適任であると判断いたしました。

10

重任

●氏名
おおさわあきこ
大澤晶子

●生年月日
1965年10月12日



- 当社における地位および担当
取締役 常務執行役員
[担当] 資金証券部、株式部、国際投資部、特別勘定運用部
- 略歴および重要な兼職の状況
1988年 4月 当社入社
2018年 3月 執行役員
2021年 7月 取締役 執行役員
2022年 3月 取締役 常務執行役員

取締役候補者とした理由

大澤氏は、入社以来、広範な事業領域を有する当社において多様な業務に携わり、当社の業務全般に深く精通しております。また執行役員就任以降、主にリスク管理統括部長として、また資金証券部等の担当役員として当社の経営に参画・貢献してきており、当社経営者として豊富な経験および実績を有しております。

これらの経験および実績、ならびに同氏の見識および人格等を総合的に勘案し、同氏が当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であり、当社の取締役として適任であると判断いたしました。

11

重任

●氏名
きむらみのる
木村稔

●生年月日
1967年6月20日



- 当社における地位および担当
取締役 常務執行役員
[担当] 海外保険事業部、海外アセットマネジメント事業部、海外事務所、海外事業企画部
- 略歴および重要な兼職の状況
1990年 4月 当社入社
2018年 3月 執行役員
2022年 3月 常務執行役員
2022年 7月 取締役 常務執行役員

〈重要な兼職の状況〉

Nippon Life India Asset Management Limited
Non-Executive Non-Independent Director

取締役候補者とした理由

木村氏は、入社以来、広範な事業領域を有する当社において多様な業務に携わり、当社の業務全般に深く精通しております。また、執行役員就任以降、主にアジア総支配人、米州総支配人および欧州総支配人として、また海外保険事業部等の担当役員として当社の経営に参画・貢献してきており、当社経営者として豊富な経験および実績を有しております。

これらの経験および実績、ならびに同氏の見識および人格等を総合的に勘案し、同氏が当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であり、当社の取締役として適任であると判断いたしました。

12

新任

●氏名

なかむらよし たか

中村 吉隆

●生年月日

1969年2月26日



●当社における地位および担当

常務執行役員

[担当] 秘書部、関連事業部、人事企画部、人材開発部、人事部、総務部、健康経営推進部

[委嘱] 健康経営推進本部長

●略歴および重要な兼職の状況

1991年4月 当社入社

2019年3月 執行役員

2023年3月 常務執行役員

取締役候補者とした理由

中村氏は、入社以来、広範な事業領域を有する当社において多様な業務に携わり、当社の業務全般に深く精通しております。また、執行役員就任以降、主に人事企画部長、人事部長、営業企画部長および営業勤務部長として、また秘書部等の担当役員として当社の経営に参画・貢献してきたほか、支社長職も経験する等、当社経営者として豊富な経験および実績を有しております。

これらの経験および実績、ならびに同氏の見識および人格等を総合的に勘案し、同氏が当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であり、当社の取締役として適任であると判断いたしました。

13

重任

社外取締役

独立役員

●氏名
うしじま しん
牛島 信

●生年月日
1949年9月30日



●当社における地位および担当

取締役

●略歴および重要な兼職の状況

1977年 4月 東京地方検察庁 検事

1978年 4月 広島地方検察庁 検事

1979年 4月 弁護士登録（現在に至る）

アンダーソン・毛利・ラビノウィッツ法律事務所入所

1985年 4月 牛島法律事務所（現 牛島総合法律事務所）開設

2007年 7月 当社 取締役（現在に至る）

〈重要な兼職の状況〉

弁護士

牛島総合法律事務所 シニア・パートナー

特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク 理事長

社外取締役候補者とした理由等

牛島氏は社外取締役候補者です。

同氏は、法曹としての幅広い経験および見識を有しております。

当社は、同氏に、取締役会、指名・報酬諮問委員会および社外取締役会議に出席いただき、同氏の経験および見識に基づく、客観的な視点からの経営に対する監督や助言等を行っていただくことを期待し、また、同氏の当社取締役としての貢献および指名・報酬諮問委員会委員長としての実績にも鑑み、同氏を社外取締役候補者としたしました。

同氏は、このように法曹としての幅広い経験および見識、ならびに当社における実績も有しており、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

さらに、同氏は、当社の定める「社外取締役の独立性判断基準」（112頁掲載）を充足しており、一般保険契約者と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから、独立役員候補者となります。

14

重任

社外取締役

独立役員

●氏名
みうら
三浦 惺
ざとし

●生年月日
1944年4月3日



●当社における地位および担当
取締役

●略歴および重要な兼職の状況

1967年4月 日本電信電話公社
(現 日本電信電話株式会社) 入社
2002年6月 東日本電信電話株式会社 代表取締役社長
2005年6月 日本電信電話株式会社 代表取締役副社長
中期経営戦略推進室長
2007年6月 同社 代表取締役社長
2012年6月 同社 取締役会長
2017年7月 当社 取締役 (現在に至る)
2018年6月 日本電信電話株式会社 特別顧問 (現在に至る)

〈重要な兼職の状況〉

日本電信電話株式会社 特別顧問
株式会社ひろぎんホールディングス 社外取締役 (監査等委員)
東急不動産ホールディングス株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由等

三浦氏は社外取締役候補者です。

同氏は、日本電信電話株式会社の代表取締役社長および取締役会長を務める等、企業経営者としての幅広い経験および見識を有しております。

当社は、同氏に、取締役会、指名・報酬諮問委員会および社外取締役会議に出席いただき、同氏の経験および見識に基づく、客観的な視点からの経営に対する監督や助言等を行っていただくことを期待し、また、同氏の当社取締役としての貢献にも鑑み、同氏を社外取締役候補者といたしました。

さらに、同氏は、当社の定める「社外取締役の独立性判断基準」(112頁掲載)を充足しており、一般保険契約者と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから、独立役員候補者となります。

15

重任

社外取締役

独立役員

●氏名
とみ た てつ ろう
富田哲郎

●生年月日
1951年10月10日



●当社における地位および担当

取締役

●略歴および重要な兼職の状況

1974年4月 日本国有鉄道入社
1987年4月 東日本旅客鉄道株式会社入社
2008年6月 同社 代表取締役副社長 事業創造本部長
2009年6月 同社 代表取締役副社長 総合企画本部長
2012年4月 同社 代表取締役社長 総合企画本部長
2012年6月 同社 代表取締役社長
2018年4月 同社 取締役会長（現在に至る）
2020年7月 当社 取締役（現在に至る）

〈重要な兼職の状況〉

東日本旅客鉄道株式会社 取締役会長
日本製鉄株式会社 社外取締役
ENEOSホールディングス株式会社 社外取締役
一般社団法人東京経営者協会 会長
公益財団法人東日本鉄道文化財団 会長
学校法人愛育学園 理事長

社外取締役候補者とした理由等

富田氏は社外取締役候補者です。

同氏は、東日本旅客鉄道株式会社の代表取締役社長および取締役会長を務める等、企業経営者としての幅広い経験および見識を有しております。

当社は、同氏に、取締役会、指名・報酬諮問委員会および社外取締役会議に出席いただき、同氏の経験および見識に基づく、客観的な視点からの経営に対する監督や助言等を行っていただくことを期待し、また、同氏の当社取締役としての貢献にも鑑み、同氏を社外取締役候補者といたしました。

さらに、同氏は、当社の定める「社外取締役の独立性判断基準」（112頁掲載）を充足しており、一般保険契約者と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから、独立役員候補者となります。

16

重任

社外取締役

独立役員

●氏名
はま だ じゅん いち
濱田純一

●生年月日
1950年3月14日



●当社における地位および担当
取締役

●略歴および重要な兼職の状況

1992年4月 東京大学社会情報研究所 教授
1995年4月 同大学同研究所 所長
2000年4月 同大学大学院情報学環 教授
兼 同大学大学院情報学環 学環長
兼 同大学大学院学際情報学府 学府長
2005年4月 同大学 理事
兼 同大学 副学長
2009年4月 同大学 総長
2015年6月 同大学 名誉教授（現在に至る）
2021年7月 当社 取締役（現在に至る）

〈重要な兼職の状況〉

一般財団法人映画倫理機構 代表理事
公益財団法人放送文化基金 理事長
公益社団法人国土緑化推進機構 理事長

社外取締役候補者とした理由等

濱田氏は社外取締役候補者です。

同氏は、学識経験者としての幅広い経験および見識を有しております。

当社は、同氏に、取締役会、指名・報酬諮問委員会および社外取締役会議に出席いただき、同氏の経験および見識に基づく、客観的な視点からの経営に対する監督や助言等を行っていただくことを期待し、また、同氏の当社取締役としての貢献にも鑑み、同氏を社外取締役候補者といたしました。

同氏は、このように学識経験者としての幅広い経験および見識、ならびに当社における実績も有しており、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

さらに、同氏は、当社の定める「社外取締役の独立性判断基準」（112頁掲載）を充足しており、一般保険契約者と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから、独立役員候補者となります。

- (注) 1. 取締役（監査等委員である者を除く。）候補者の選出にあたっては、その適格性に関し、保険業法第8条の2および「保険会社向けの総合的な監督指針」で要請される事項について確認しています。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 全候補者は、現在、当社の取締役または執行役員であり、当社は、全候補者を被保険者とする保険業法第53条の38で準用する会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、保険料を全額負担しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因する損害賠償請求に係る、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなります。なお、当社は、当該保険契約を次回の更新時においても同様の内容で更新することを予定しております。
4. 当社は牛島信氏、三浦惺氏、富田哲郎氏および濱田純一氏との間で、保険業法第53条の36で準用する会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する責任限定契約を締結しており、4氏の再任が承認された場合、当社は4氏との間で、同様の責任限定契約を継続する予定です。
5. 牛島信氏は、2007年7月より、当社の社外取締役に就任しており、社外取締役としての在任期間は、今回の定時総代会終結の時をもって16年となります。
6. 三浦惺氏は、2017年7月より、当社の社外取締役に就任しており、社外取締役としての在任期間は、今回の定時総代会終結の時をもって6年となります。
7. 三浦惺氏は、当社の特定関係事業者（主要な取引先）であった日本電信電話株式会社において、2018年6月まで取締役会長でありました。
8. 富田哲郎氏は、2020年7月より、当社の社外取締役に就任しており、社外取締役としての在任期間は、今回の定時総代会終結の時をもって3年となります。
9. 濱田純一氏は、2021年7月より、当社の社外取締役に就任しており、社外取締役としての在任期間は、今回の定時総代会終結の時をもって2年となります。

【監査等委員会の意見】

監査等委員会は、取締役（監査等委員である者を除く。）の選任および報酬等に関し、主に指名・報酬諮問委員会における審議内容・結果の報告を受けることを通じて、その決定プロセスおよび内容について確認いたしました。

その結果、取締役（監査等委員である者を除く。）の選任および報酬等のいずれについても、妥当であるとの結論に至りました。

今回の定時総代会終結の時をもって、監査等委員である取締役小林一生氏が任期途中で退任いたします。これに対し、監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたします。なお、本議案については、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりです。

新任

●氏名
まつなが ようすけ
松永陽介

●生年月日
1961年5月16日



- 当社における地位および担当
取締役
〔委嘱〕 監査部審議役
- 略歴および重要な兼職の状況
1985年4月 当社入社
2012年3月 執行役員
2016年3月 常務執行役員
2016年7月 取締役 常務執行役員
2019年3月 取締役 専務執行役員
2021年3月 取締役 副社長執行役員
2022年3月 代表取締役 副社長執行役員
2023年3月 取締役

監査等委員である取締役候補者とした理由

松永氏は、入社以来、広範な事業領域を有する当社において多様な業務に携わり、当社の業務全般に深く精通しております。また、取締役または執行役員として当社の経営に参画・貢献してきており、さらに、2022年より1年間代表取締役を務め、当社経営者として豊富な経験および実績を有しております。これらの経験および実績、ならびに同氏の見識および人格等を総合的に勘案し、同氏が当社の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であり、当社の監査等委員である取締役として適任であると判断いたしました。

- (注) 1. 監査等委員である取締役候補者の選出にあたっては、その適格性に関し、保険業法第8条の2および「保険会社向けの総合的な監督指針」で要請される事項について確認しています。
2. 松永陽介氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 松永陽介氏は、現在、当社の取締役であり、当社は、同氏を被保険者とする保険業法第53条の38で準用する会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、保険料を全額負担しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因する損害賠償請求に係る、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなります。なお、当社は、当該保険契約を次回の更新時においても同様の内容で更新することを予定しております。
4. 松永陽介氏は、2023年6月のはなさく生命保険株式会社の株主総会決議により同社の監査役に、同月のニッセイ情報テクノロジー株式会社の株主総会決議により同社の監査役に、同月のニッセイアセットマネジメント株式会社の株主総会決議により同社の監査役に、それぞれ就任する予定です。

<ご参考>

【当社取締役会の構成ならびに当社取締役の有する経験および見識等の組み合わせについて】

当社取締役会は、経営の基本方針の決定ならびに取締役および執行役員の職務の執行の監督を主な任務としており、当任務を果たすための取締役会の構成ならびに取締役に求める経験および見識等について、コーポレートガバナンス基本方針に定めています。

- 取締役会は議論に適した規模とし、取締役会全体としての経験、見識および視点等の多様性を確保します。
 なお、当社の事業に精通した取締役と客観的な立場から監督および助言を行う社外取締役のバランスを確保するため、取締役のうち3分の1以上を社外取締役とするとともに、執行役員を兼務する取締役*を選任します。
 ※執行役員を兼務する取締役については、グループ経営の深化も踏まえ、経営企画、資源管理、リスク管理、コンプライアンス、内部監査等を担当する者を選任します。
- 当社取締役に求める経験および見識等は以下のとおりです。

取締役（監査等委員である者を除く。）	社外取締役	企業経営者、学識経験者または法務その他の領域の専門家等としての幅広い経験および見識
	その他	当社の経営に資する豊富な経験および実績
監査等委員である取締役	社外取締役	企業経営者、学識経験者または法務、財務・会計その他の領域の専門家等としての幅広い経験および見識
	その他	当社の業務に関する豊富な経験および実績

今回の定時総代会における第5号議案および第6号議案は、当社取締役会における変化を捉えた戦略議論および監督機能の発揮のために特に求める経験および見識等を指名・報酬諮問委員会において審議した上で、候補者の選定を行ったものであり、今回の定時総代会後の当社取締役会の構成ならびに当社取締役の有する経験および見識等の組み合わせは下表のとおりとなる予定です。

		企業経営	学識経験	法務・ コンプライアンス・ リスク管理	財務・ 会計	IT・ デジタル	グローバル ・金融	生命保険 事業
取締役 (監査等委員である者を除く。)	筒井 義 信	✓						✓
	清 水 博	✓						✓
	三 笠 裕 司	✓						✓
	藤 本 宣 人	✓						✓
	朝 日 智 司	✓						✓
	大 野 英 樹							✓
	赤 堀 直 樹							✓
	佐 藤 和 夫							✓
	岸 淵 和 也							✓
	大 澤 晶 子							✓
	木 村 稔							✓
	中 村 吉 隆							✓
	牛 島 信 社外			✓				
	三 浦 惺 社外	✓				✓	✓	
富 田 哲 郎 社外	✓							
濱 田 純 一 社外		✓						
監査等委員である 取締役	松 永 陽 介	✓						✓
	今 井 敬 社外	✓					✓	
	豊 泉 貴太郎 社外			✓				
	但 木 敬 一 社外			✓				
	佐 藤 良 二 社外			✓	✓		✓	

【社外取締役の独立性判断基準】

今回の定時総代会終結の時点における、当社の「社外取締役の独立性判断基準」は以下のとおりです。

社外取締役の独立性判断基準

- 1 日本生命保険相互会社（以下「当社」という。）は、次の各号に定める事項のいずれにも該当しない社外取締役を独立社外取締役とする。
 - (1) その直近3事業年度のいずれかにおいて、当社との取引による売上高が年間連結売上高の2%を超える者またはその業務執行取締役、執行役もしくは使用人その他これらに類する者（以下「業務執行者」という。）
 - (2) 当社の直近3事業年度のいずれかにおいて、当社の年間連結保険料等収入の2%を超える保険取引を有する取引先またはその業務執行者
 - (3) その直近3事業年度のいずれかにおいて、当社から役員報酬以外に年間1000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家もしくは法律専門家またはその業務執行者
 - (4) その直近3事業年度において平均して、当社から年間1000万円以上の寄付を受けている者またはその業務執行者
 - (5) 当社の直近3事業年度のいずれかにおける、当社の会計監査人またはその社員等
 - (6) 直近3年間に、前五号に定める業務執行者または社員等のいずれかに該当したことがある者
 - (7) 次に掲げる事項のいずれかに該当する者（業務執行者のうち使用人については、重要な使用人に限る。）
 - イ 前六号に定める事項のいずれかに該当する者
 - ロ 当社の実質子会社の業務執行者
 - ハ 直近3年間に前ロまたは当社の業務執行者に該当していた者
 - (8) その他前七号に定める事項以外の事情により一般保険契約者と利益相反が生じるおそれがある者
- 2 前項第一号ないし第七号に定める事項のいずれかに該当する場合でも、一般保険契約者と利益相反が生じるおそれがないと判断することができる特別の事情が認められる社外取締役については、独立社外取締役とする。

コーポレートガバナンス基本方針

第Ⅰ章 総則

第1条（目的）

この基本方針は、日本生命保険相互会社（以下「当社」という。）におけるコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方および体制を定めることを目的とする。

第2条（コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方）

- 1 当社は、当社の定める経営基本理念に則り、生命保険会社としてお客様に対する長期にわたる保障責任を全うし続けるため、経営の適正性の確保および透明性の向上に資するコーポレートガバナンス体制を構築するとともに、その継続的な発展に努める。
- 2 当社は、この基本方針に基づく当社のコーポレートガバナンスの状況を明らかにするため、「コーポレートガバナンスに関する報告書」を作成し公表する。

第3条（コーポレートガバナンスの不断の高度化）

当社は、当社のコーポレートガバナンスの不断の高度化のため、当社の事業および環境の変化ならびに取締役会の実効性評価等を踏まえ、コーポレートガバナンス体制およびこの基本方針等について定期的に見直しを行う。

第4条（改廃）

この基本方針の改廃は、取締役会の決議をもって行う。

第Ⅱ章 機関構成の選択理由等

第5条（機関構成の選択理由等）

- 1 当社は、次の各号に定める観点から監査等委員会設置会社を選択する。
 - (1) 取締役会における監督機能と執行機能の協働体制の構築
 - (2) 迅速かつ果断な業務執行体制の構築
 - (3) 取締役会から独立した監査等委員会による監査・監督体制の構築
- 2 当社は、取締役および執行役員の選解任等および報酬等に関する透明性および客観的な視点からの牽制を確保するため、指名・報酬諮問委員会を設置する。
- 3 当社は、社外取締役の幅広い経験および見識を経営へ活用するため、経営に関する重要事項等について審議する社外取締役会議を設置する。
- 4 当社は、迅速かつ果断な業務執行を実現するため、業務執行を執行役員が担う執行役員制度を採用する。

第Ⅲ章 取締役および取締役会等

第6条（取締役および取締役会の任務）

- 1 取締役会は、法令および定款その他の当社の定める規程に基づき、次の各号に定める事項を主な任務とする。
 - (1) 経営の基本方針の決定
 - (2) 内部統制システムの基本方針の決定およびその構築・運用の監視
 - (3) 取締役および執行役員の職務の執行の監督
 - (4) コーポレートガバナンス体制の整備
 - (5) 代表取締役の選定および解職
- 2 取締役会は、迅速かつ果断な業務執行を実現するため、法令および定款の定めに基づき、重要な業務執行の決定を取締役に委任する。
- 3 取締役は、総代からの信任に応えるべく、その職務の執行について当社に対する善管注意義務および忠実義務があることを認識し、取締役会の議案に対して十分に検討するとともに、必要に応じて説明の要請や意見表明を行う等積極的に議論に参加し、もって取締役会の任務の遂行に参画する。

- 4 社外取締役は、各々の経験および見識に基づき、客観的な立場から前項に定める職責を担うとともに、業務執行に対して助言を行う。

第7条（取締役会の構成）

- 1 取締役会は、前条第1項に定める任務を果たすため議論に適した規模とし、当社の事業ならびに客観的な立場からの監督および助言の必要性に鑑み、取締役会全体としての経験、見識および視点等の多様性を確保する。
- 2 当社は、当社の事業に精通した取締役と客観的な立場から監督および助言を行う社外取締役のバランスを確保するため、取締役のうち3分の1以上を社外取締役とするとともに、執行役員を兼務する取締役を選任する。

第8条（取締役（監査等委員である者を除く。）の選任）

- 1 前二条に定める取締役および取締役会の任務ならびに取締役会の構成を踏まえた取締役（監査等委員である者を除く。以下本条において同じ。）候補者の選定基準は、次の各号に定めるとおりとする。なお、候補者が当社以外の役員等を兼任する場合、当社取締役としての職務の執行に支障がないことを確認する。
 - (1) 常務に従事する取締役候補者については、保険業法第8条の2に定める取締役の適格性を満たしていること
 - (2) 社外取締役候補者については、企業経営者、学識経験者または法務その他の領域の専門家等として幅広い経験および見識を有していること、ならびに原則として別に定める「社外取締役の独立性判断基準」に基づく独立社外取締役であること
 - (3) 社外取締役候補者以外の取締役候補者については、当社の経営に資する豊富な経験および実績を有していること
- 2 取締役候補者は、前項に定める選定基準に基づき、指名・報酬諮問委員会における審議を経て取締役会が決定し、総代会の決議を求める。
- 3 代表取締役および定款に定める役付取締役は、取締役の中から、経験、実績、見識および人格等を総合的に勘案し、指名・報酬諮問委員会における審議を経て取締役会が決定する。

第9条（取締役（監査等委員である者を除く。）の解任等）

- 1 指名・報酬諮問委員会は、取締役（監査等委員である者を除く。以下本条において同じ。）が次の各号に定める事由のいずれかに該当した場合には、当該取締役の解任議案の総代会への提出の要否、ならびに代表取締役および定款に定める役付取締役の解職の要否について審議を行う。
 - (1) 常務に従事する取締役について保険業法第8条の2に定める取締役の適格性を満たさなくなった場合
 - (2) 取締役としての職務の執行に重大な懈怠があった場合
 - (3) 著しい業績不振が相当期間継続した場合
 - (4) 取締役としてふさわしくない非行があった場合
 - (5) 心身の故障等、取締役としての職務の執行が困難となった場合
 - (6) 前各号に準ずる事由が発生した場合
- 2 取締役の解任議案は、前項に定める審議を経て、取締役会が決定し、総代会の決議を求める。
- 3 代表取締役および定款に定める役付取締役の解職は、第1項に定める審議を経て、取締役会が決定する。
- 4 前二項の定めにかかわらず、取締役会は、いつでもその決議によって、取締役の解任議案の総代会への提出、ならびに代表取締役および定款に定める役付取締役の解職を行うことができる。

第10条（取締役（監査等委員である者を除く。）の任期）

- 1 取締役（監査等委員である者を除く。以下本条において同じ。）の任期は、定款の定めるところにより、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終結の時までとする。なお、補欠選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 当社は、取締役の再任可否を判断するにあたっては、第8条第1項に定める取締役候補者の選定基準に加え、当該取締役の当社取締役としての貢献度、年齢および在任期間等を総合的に勘案する。

第11条（取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬等）

- 1 取締役（監査等委員である者を除く。以下本条において同じ。）の報酬等は、当社が生命保険会社としてお客様に対する長期にわたる保障責任を全うし続けるため、長期性および安定性を重視した体系および水準

とする。

- 2 取締役の報酬等の体系は、原則として、固定報酬である月例報酬、業績連動報酬である賞与および業績連動退任時報酬で構成する。
- 3 取締役の報酬等の水準は、総代会で定められた報酬等の額の範囲内で、経営環境、業績、第三者による国内企業経営者の報酬等に関する調査および指名・報酬諮問委員会における審議等を踏まえ、各取締役の役位、在任年数および職務内容ならびにリスク管理を含む中長期的な観点からの経営への貢献度等を総合的に勘案して決定する。
- 4 取締役の報酬等は、指名・報酬諮問委員会における審議を経て、取締役会が決定する。

第12条（取締役会の運営）

- 1 取締役会の議案、審議時間および開催頻度は、取締役会の任務の遂行のために必要かつ十分な議論が可能となるように設定する。
- 2 取締役は、建設的で充実した議論を行うため、必要に応じ取締役会の議案について事前に説明を受ける。

第13条（取締役会の実効性評価）

取締役会は、取締役会全体の実効性について定期的に分析および評価を行い、その結果の概要を公表する。

第14条（指名・報酬諮問委員会の任務）

- 1 指名・報酬諮問委員会は、取締役会の諮問機関として、次の各号に定める事項を審議し、その結果を取締役に答申する。
 - (1) 取締役および執行役員等の選解任の案に係る取締役会付議案
 - (2) 代表取締役、定款に定める役付取締役および役付執行役員の選定および解職に係る取締役会付議案
 - (3) 取締役（監査等委員である者を除く。）および執行役員等の報酬等に係る取締役会付議案
- 2 指名・報酬諮問委員会は、監査等委員会がその監督に係る任務を適切に遂行するため、監査等委員会に必要な報告を行う。

第15条（指名・報酬諮問委員会の構成）

指名・報酬諮問委員会は、社外取締役（監査等委員である者を除く。）、会長および社長から成り、その過半数および委員長を独立社外取締役とする。

第16条（社外取締役会議の任務）

社外取締役会議は、当社の経営の基本方針その他の経営に関する重要事項について審議する。

第17条（社外取締役会議の構成等）

社外取締役会議は、すべての社外取締役、会長および社長から成り、必要に応じて、当社役職員および社外有識者等に参加を求める。

第Ⅳ章 執行役員の任務

第18条（執行役員の任務）

執行役員は、取締役会の定める方針等に沿って、次の各号に定める事項を行うことを任務とする。

- (1) 迅速かつ果断な業務執行
- (2) 環境変化等に応じた経営戦略および方針の立案等
- (3) 業務執行状況の定期的な分析および評価
- (4) 前二号に定める事項の適時適切な取締役会への付議

第Ⅴ章 監査等委員会および監査等委員

第19条（監査等委員会の任務）

- 1 監査等委員会は、能動的な調査権限の行使、内部統制システムの利用および取締役（監査等委員である者を除く。）の選解任および報酬等に関する意見陳述権の行使等を通じ、取締役会から独立した機関として取締役の職務の執行の監査および監督を行うことを任務とする。

- 2 監査等委員会は、実効的かつ効率的な監査等を行うため、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。

第20条（監査等委員会の構成）

- 1 監査等委員会は、実効的かつ効率的な監査等に必要な規模とし、全体として、当社の業務に関する知識および情報収集力ならびに監査に求められる客観性および専門性を確保する。
- 2 当社は、監査等委員のうち過半数を社外取締役である監査等委員とする。

第21条（監査等委員の選任）

- 1 第6条および第7条に定める取締役および取締役会の任務ならびに取締役会の構成ならびに前二条に定める監査等委員会の任務ならびに監査等委員会の構成を踏まえた監査等委員候補者の選定基準は、次の各号に定めるとおりとする。なお、候補者が当社以外の役員等を兼任する場合、当社監査等委員としての職務の執行に支障がないことを確認する。
 - (1) 保険業法第8条の2に定める監査等委員の適格性を満たしていること
 - (2) 社外監査等委員候補者については、企業経営者、学識経験者または法務、財務会計その他の領域の専門家等として幅広い経験および見識を有していること、ならびに原則として別に定める「社外取締役の独立性判断基準」に基づく独立社外取締役であること
 - (3) 社外監査等委員候補者以外の監査等委員候補者については、当社の業務に関する豊富な経験および実績を有していること
- 2 監査等委員候補者は、前項に定める選定基準に基づき、指名・報酬諮問委員会における審議および監査等委員会の同意を得て、取締役会が決定し、総代会の決議を求める。

第22条（監査等委員の解任）

- 1 指名・報酬諮問委員会は、監査等委員が次の各号に定める事由のいずれかに該当した場合には、当該監査等委員の解任議案の総代会への提出の要否について審議を行う。
 - (1) 保険業法第8条の2に定める監査等委員の適格性を満たさなくなった場合
 - (2) 監査等委員としての職務の執行に重大な懈怠があった場合
 - (3) 監査等委員としてふさわしくない非行があった場合
 - (4) 心身の故障等、監査等委員としての職務の執行が困難となった場合
 - (5) 前各号に準ずる事由が発生した場合
- 2 監査等委員の解任議案は、前項に定める審議を経て、取締役会が決定し、総代会の決議を求める。
- 3 前項の定めにかかわらず、取締役会は、いつでもその決議によって、監査等委員の解任議案の総代会への提出を行うことができる。

第23条（監査等委員の任期）

- 1 監査等委員の任期は、定款の定めるところにより、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終結の時までとする。なお、補欠選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 当社は、監査等委員の再任可否を判断するにあたっては、第21条第1項に定める監査等委員候補者の選定基準に加え、当該監査等委員の当社監査等委員としての貢献度、年齢および在任期間等を総合的に勘案する。

第24条（監査等委員の報酬等）

監査等委員の報酬等は、総代会で定められた報酬等の額の範囲内で、各監査等委員の職務内容等を総合的に勘案するとともに、当社の経営環境および業績等を踏まえた適切な水準として、監査等委員の協議により決定する。

第VI章 取締役に対する情報提供および支援

第25条（取締役に対する情報提供）

- 1 当社は、取締役の職務の執行の実効性を確保するため、取締役に対し必要な情報提供を行う。
- 2 当社が社外取締役に対する情報提供を円滑に行うため、社外取締役（監査等委員である者を除く。）については秘書部および総合企画部が、社外監査等委員については監査等委員会室が、それぞれ必要な環境の整備に当たる。

第26条（取締役に対する支援）

当社は、取締役の職務の執行の実効性を確保するため、取締役の就任時および在任期間中に、必要な知識の習得および更新の機会を提供する。

第Ⅶ章 社員との対話および情報開示

第27条（総代その他の社員との対話）

当社は、相互会社として社員の利益の優先・最大化に資するため、総代会、総代懇談会およびニッセイ懇話会の運営その他の取組みを通じ、総代およびその他の社員との建設的な対話を促進する。

第28条（情報開示）

当社は、保険業法その他の法令を遵守し、これらに基づく適切な情報開示を行う。また、法令に定める開示基準に該当しない場合でも、お客様、投資家その他のステークホルダーが当社に対する理解を深め、または当社に対する権利行使もしくは投資判断を行うために有用性が高いと考えられる情報、および当社の経営に影響を与える重要な情報等について、適時適切かつ積極的に情報開示を行う。

「コーポレートガバナンス基本方針」第2条第2項で、作成し公表する旨を定めております「コーポレートガバナンスに関する報告書」は当社ホームページ（https://www.nissay.co.jp/redirect/from_sodaikai_giji.html）にてご覧いただけます。



NISSAY